

平成26年第3回定例会

東吾妻町議会会議録

平成26年 9月 4日 開会

平成26年 9月17日 閉会

東吾妻町議会

平成26年東吾妻町議会第3回定例会会議録目次

第1号（9月4日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	3
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○議員派遣の件について	7
○諮問第1号及び諮問第2号の一括上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	7
○報告第1号の上程、説明、質疑	9
○報告第2号の上程、説明、質疑	10
○報告第3号の上程、説明、質疑	11
○報告第4号の上程、説明、質疑	12
○議案第10号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	13
○議案第11号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	15
○議案第12号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	16
○議案第13号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	28
○認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査	40
○認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	81
○延会について	87
○延会の宣告	87

第 2 号 (9月5日)

○議事日程	89
○本日の会議に付した事件	89
○出席議員	90
○欠席議員	90
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	90
○職務のため出席した者	90
○開議の宣告	91
○議事日程の報告	91
○認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	91
○認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	94
○認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	97
○認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	100
○認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	103
○認定第8号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	108
○認定第9号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託	110
○議案第7号の上程、説明、議案調査	114
○議案第8号の上程、説明、議案調査	114
○議案第9号の上程、説明、議案調査	115
○議案第1号の上程、説明、議案調査	117
○議案第2号の上程、説明、議案調査	127
○議案第3号の上程、説明、議案調査	129
○議案第4号の上程、説明、議案調査	130
○議案第5号の上程、説明、議案調査	132
○議案第6号の上程、説明、議案調査	133
○陳情書の処理について	134
○散会の宣告	134

第 3 号 (9月16日)

○議事日程	135
○本日の会議に付した事件	136
○出席議員	136
○欠席議員	136
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	136
○職務のため出席した者	136
○開議の宣告	137
○議事日程の報告	137
○認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決	137
○認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	152
○認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	154
○認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	155
○認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	157
○認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	158
○認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	160
○認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	161
○認定第9号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	162
○議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	164
○議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	165
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	165
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	166
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	183
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	184
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	185
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	185
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	186
○陳情書の委員会審査報告	187
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	189
○閉会中の継続審査（調査）事件について	190
○町政一般質問	191

根津光儀君	192
山田信行君	199
○延会について	209
○延会の宣告	209

第 4 号 (9月17日)

○議事日程	211
○本日の会議に付した事件	211
○出席議員	211
○欠席議員	211
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	211
○職務のため出席した者	212
○開議の宣告	213
○議事日程の報告	213
○町政一般質問	213
青柳はるみ君	213
佐藤聡一君	219
須崎幸一君	228
金澤敏君	236
○議員派遣の件について	246
○町長挨拶	247
○議長挨拶	247
○閉会の宣告	248
○署名議員	249

平成26年 9 月 4 日 (木曜日)

(第 1 号)

平成26年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第1号)

平成26年9月4日(木) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 報告第 1号 東吾妻町駅北土地地区画整理組合の経営状況の報告について
- 第 8 報告第 2号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告について
- 第 9 報告第 3号 健全化判断比率の報告について
- 第10 報告第 4号 資金不足比率の報告について
- 第11 議案第10号 物品購入契約の締結について(消防ポンプ自動車)
- 第12 議案第11号 物品購入契約の締結について(小型ポンプ積載自動車)
- 第13 議案第12号 工事請負契約の変更締結について
- 第14 議案第13号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に関する協議について
- 第15 認定第 1号 平成25年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 認定第 2号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 3号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 4号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 5号 平成25年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 6号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 7号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第22 認定第 8号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 9号 平成25年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第24 議案第 7号 東吾妻町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第 8号 東吾妻町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第 9号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について
- 第27 議案第 1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）
- 第28 議案第 2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第29 議案第 3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第30 議案第 4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第31 議案第 5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 第32 議案第 6号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第33 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

日程第16まで

出席議員（14名）

1番	橋 爪 英 夫 君	2番	重 野 能 之 君
3番	佐 藤 聡 一 君	4番	根 津 光 儀 君
5番	樹 下 啓 示 君	6番	山 田 信 行 君
7番	水 出 英 治 君	8番	茂 木 恒 二 君
9番	金 澤 敏 君	10番	青 柳 はるみ 君
11番	須 崎 幸 一 君	12番	浦 野 政 衛 君
13番	一 場 明 夫 君	14番	菅 谷 光 重 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 中 澤 恒 喜 君 副 町 長 渡 辺 三 司 君

教 育 長	小 林 靖 能 君	代表監査委員	角 田 隆 紀 君
総 務 課 長	角 田 輝 明 君	企 画 課 長	佐 藤 喜 知 雄 君
保 健 福 祉 課 長	加 辺 光 一 君	町 民 課 長	本 多 利 信 君
税 務 会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	松 井 秀 之 君	産 業 課 長	荒 木 博 之 君
建 設 課 長	加 辺 茂 君	上 下 水 道 課 長	土 屋 利 夫 君
事 業 課 長	轟 馨 君	教 育 課 長	丸 山 和 政 君

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	田 中 康 夫	議 会 事 務 局 補 佐	水 出 悟
-------------	---------	---------------	-------

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成26年第3回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

昨日の内閣改造で群馬県第5区選出の小淵優子衆議院議員が経済産業大臣に就任されました。大臣の今後のご活躍を期待申し上げます。

さて、今年の夏は、日本列島は不安定な気候が続き、地域によっては集中豪雨や土砂崩れなどにより甚大な被害がもたらされております。心よりお見舞いを申し上げます。

議員、執行部各位におかれましては、健康等には十分ご留意をいただき、今定例会に臨めますようお願い申し上げます。

本定例会は決算議会として、平成25年度の一般会計を初め特別会計並びに事業会計の決算を中心にご審議をいただくこととなります。ほかにも、平成26年度の補正予算、条例の改正など多数の重要案件が予定されております。十分な審議を尽くし、適切妥当な議決が得られますようお願いいたします。

会期も長くなるかと思えます。町長初め執行部各位におかれましても一層のご協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（橋爪英夫君） それでは、開会に先立ち町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成26年第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、8月25日より各地区で開催いたしました町政懇談会におきましては、延べ57名のご参加をいただき、町政に対する貴重なご意見、ご要望を賜りました。このご意見等をこれからの町政に活かしていきたいと考えております。また、議員各位におかれましても、ご参加いただきありがとうございました。

さて、本定例会では、人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件2件、東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況の報告についてなど報告関係4件、東吾妻町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてなど条例関係3件、平成25年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定など決算関係9件、平成26年度一般会計補正予算など予算関係6件、物品購入契約の締結についてなどその他関係4件を提案させていただく予定でございます。全てを原案どおりご議決くださいますようお願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） ただいまより平成26年第3回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時04分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（橋爪英夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、6番、山田信行議員、7番、

水出英治議員、8番、茂木恒二議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月17日までの14日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認め、会期は14日間と決定し、日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は9月5日正午までといたしますので、よろしく願いいたします。

限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には従前より理論的、具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後もより一層、皆さんにご協力をいただき、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと存じます。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け要旨が明確にわからない場合、または町の事務の範囲外の場合は、通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（橋爪英夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただきまして、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（橋爪英夫君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中の議員派遣について報告願います。

去る6月30日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の新議員研修会について、2番、重野能之議員より報告を願います。

重野能之議員。

（2番 重野能之君 登壇）

○2番（重野能之君） それでは、議員派遣について報告させていただきます。

去る6月30日、群馬県市町村会館において、野村稔先生を講師に新議員研修が行われました。主に地方議会の制度について講義が行われ、今回の研修を生かし今後もしっかりと努めていきたいと思っております。

以上、報告とします。

○議長（橋爪英夫君） 重野能之議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件について終わります。

◎諮問第1号及び諮問第2号の一括上程、説明、質疑、自由討議、討論、

採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第6、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 諮問第1号、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、関連がございますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

現在、東吾妻町の人権擁護委員は5名の方をお願いしております。

今回、平成26年12月31日をもって2名の方が任期満了となることに伴い、前橋地方法務

局長から後任候補の推薦依頼がありました。人権擁護委員は、地域住民の中から人格見識のすぐれた、広く社会の実情に通じ、社会的信望を有するなど、人権擁護に理解のある方を推薦することとされております。

諮問第1号でお願いする本多由巳子さんは、岩井1219番地の1在住で、年齢は72歳です。

諮問第2号でお願いする新井ひろみさんは、原町445番地の2在住で、年齢は66歳です。

お二人とも平成15年1月1日から4期12年にわたり、人権擁護委員としてご活躍をいただき、上部機関の役員も歴任し、年齢も再任可能な75歳未満であり、本人から再任の内諾も受けております。

町としては両名が人権擁護委員の推薦基準を満たし、本人の希望も考慮し、再任推薦ということで本会議に提案を申し上げた次第でございます。推薦に当たり、議会のご意見を賜りたく諮問を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件については人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

最初に、諮問第1号の採決を行います。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

次に、諮問第2号の採決を行います。

お諮りいたします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（橋爪英夫君） 日程第7、報告第1号 東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 東吾妻町駅北土地区画整理組合の経営状況について提案理由の説明を申し上げます。

駅北土地区画整理事業は、健全な市街地の造成を行い公共の福祉を増進することを目的として、土地区画整理法の規定により平成8年度より開始され、18年が経過いたしました。

平成25年度は計画された工事が完成される中、事業を完了するために最後の大きな仕事である換地処分及び登記事務、清算金徴収交付事務の作業を進めてまいりました。

平成25年度の事業概要として、工事では須郷沢沿い擁壁築造工事の474万6,000円や竣工記念碑設置工事300万3,000円が主なもので、合計864万5,700円であります。

業務委託関係では、区画整理登記業務が805万3,500円、保留地の保存登記及び所有権移転登記業務が266万7,000円、清算金徴収交付事務業務114万4,500円が主なもので、合計1,696万1,700円です。

事業の運転資金として借り入れた償還金が1,804万6,757円、会議費・役員報酬・職員給与・事務費・負担金などの経常経費が584万990円です。

予備費として、次年度清算事務引き継ぎ金が3,240万5,330円、その他52万6,336円で、歳出総額は8,242万6,813円でした。

これに対する主な収入は、残保留地処分金が7,690万5,840円、金融機関からの借入金500万円、前年度からの繰越金が45万1,411円で、歳入総額は8,242万6,813円でした。

なお、次年度への繰越金につきましては、清算事務引き継ぎ金として3,240万5,330円を清算人会へ引き継ぎます。

詳細につきましては、添付の経営状況報告書のお目通しをお願いいたします。

また、本年度も5カ月が経過しておりますので、駅北組合の事業の進捗についてお伝えをいたします。

工事については、平成25年度で全てを完了することができました。また、換地処分・登記

事務・残保留地処分・清算金徴収交付事務等、全ての事業が完了したことで組合解散の要件やそろい、解散認可申請書を6月3日付で群馬県に提出し、6月16日付で認可となりましたことをご報告いたします。

なお、認可後は理事が清算人となり、清算事務を進めているところでございます。9月中旬に清算総代会を開催し、10月中旬までに残余財産の処分を行い、11月上旬に決算報告書の承認申請を群馬県に提出、知事の承認を受けた後、各組合員に清算事務完了報告を通知し、全てが完了となる予定でございます。

以上ご報告を申し上げ、平成25年度の経営状況の報告にかえさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了しました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（橋爪英夫君） 日程第8、報告第2号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第2号 株式会社岩櫃ふれあい公社の経営状況の報告について提案理由の説明を申し上げます。

株式会社岩櫃ふれあい公社は、町が資本金の50%に当たる500万円を出資し、平成6年3月に設立をした法人でございます。

友好都市である東京都杉並区より敷地及び施設を使用貸借してのホテル経営へ移行後、平成25年度は、その12期目となります。

平成25年度の集客実績は、宿泊客が1万2,618人、日帰り利用客が1,900人であり、利用者合計は前年度を301人上回りましたが、これはグラウンドゴルフの県外営業や閑散期にお

ける無料送迎バス運行などの集客対策効果によるものが大きいと考えます。

事業収支関係において、売上高は1億4,409万4,289円、販売費及び一般管理費については1億3,236万5,036円となり、営業損失は前年比で約200万円減になりましたが、厳しい状況が続いております。

なお、東京電力による原子力損害に係る観光業者の損害賠償金の請求を引き続き行ったことにより、3,390万8,941円が平成25年度中に支払われ、特別利益へ計上いたしました。その結果、純利益1,279万4,067円となりましたが、あわせて懸案であった長期借入金を完済、当期末で未処理損失の解消に至り、自己資本を1,414万8,423円にふやすことができました。

また、当期中も杉並区と連絡調整を密に行い、町の経営監視体制強化を図るなど、必要な指示を行いました。岩櫃ふれあい公社の抜本的改革への取り組みに係る方針を策定、その存廃を含めた処理策の検討を、取締役会を中心に進めてまいりました。

平成26年度中は、その検討結果によるさまざまな事項について、議会を初め町民の皆様へおつなぎすることになるかと思われませんが、引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了しました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（橋爪英夫君） 日程第9、報告第3号 健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第3号 健全化判断比率の報告について説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から健全化判断比率を

監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しております。

今回ご報告いたします健全化判断比率につきましては、平成25年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指数でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、ともに黒字となっております。

実質公債費比率につきましては、前年度と比較すると0.6ポイント改善をされ、3カ年平均値で13.3%となりましたが、比率が改善された要因といたしましては、過年度に行いました繰上償還による元利償還金の減額が主な要因となっております。

将来負担比率につきましては、畜産基地建設事業債務負担行為の債務残高の減、退職手当負担見込額の減や財政調整基金及び庁舎建設基金積み立てによる基金残高の増により6.4ポイント改善し、93.2%となりました。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に該当する水準ではございません。引き続き地方債の発行に対しましては、交付税措置のある優位なものに限り、公債費や起債残高をきちんと見据えながら行うこととし、事務事業評価を行う中から無駄な歳出を抑え、財政調整基金の積み立てを行い、財政の健全化に努めてまいり所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了しました。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（橋爪英夫君） 日程第10、報告第4号 資金不足比率の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 報告第4号 資金不足比率の報告について説明申し上げます。

先ほどの健全化判断比率の報告と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成19年度決算から資金不足比率を監査委員の監査に付した上で議会に報告し、公表しております。

該当する公営企業会計につきましては、水道事業会計、簡易水道特別会計、下水道事業特別会計の3会計でございます。いずれの会計におきましても、資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率としては該当ありません。

よろしくお願いたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第11、議案第10号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 物品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車）提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町消防団第4分団第3部の消防ポンプ自動車の取得について、ご審議願うものでございます。

同分団の消防ポンプ自動車は、平成6年9月に初年度登録をし、20年が経過をしております。そのため、老朽化が進み適切な消防活動に支障を来すおそれがあるため、更新するものでございます。

購入につきましては、団本部、役員及び第4分団関係者と協議を重ね、仕様書を作成したものでございます。

消防機械器具を扱う3社より見積もり合わせを執行し、前橋市にあります株式会社佐藤工業所と2,257万2,000円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、総務課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

それでは、物品購入契約の締結について説明をさせていただきます。

資料といたしまして、消防ポンプ自動車の図面及び見積もり合わせ比較表を添付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。

購入予定の消防ポンプ自動車は、CD-1型といたしまして、既に第1分団第1部原町地区、第2分団第2部小泉・泉沢地区、第3分団第1部三島地区、第4分団第1部大戸地区及び第5分団第3部五町田地区に配備してあるものと同型となっております。

今回は、第4分団第3部萩生地区に配備する予定でございまして、現在あります消防ポンプ自動車がことしで約20年を経過し、老朽化いたしましたので更新するものであります。

3社の見積もり合わせにより、契約金額2,257万2,000円で株式会社佐藤工業所と仮契約しております。ご議決いただければ本契約をいたしまして、年度末までに納入いただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第12、議案第11号 物品購入契約の締結について(小型ポンプ積載自動車)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第11号 物品購入契約の締結について(小型ポンプ積載自動車)提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町消防団第5分団第2部の小型ポンプ積載自動車の取得について、ご審議願うものがございます。

同分団の小型ポンプ積載自動車は、平成元年9月に初年度登録をし、小型ポンプ、車両ともに25年が経過をしております。そのため、老朽化が進み適切な消防活動に支障を来すおそれがあるため、更新するものでございます。

購入につきましては、団本部、役員及び第5分団関係者と協議を重ね、仕様書を作成したものでございます。

消防機械器具を扱う3社より見積もり合わせを執行し、高崎市にあります温井自動車工業株式会社と1,296万円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長(角田輝明君) 今回の小型ポンプ積載自動車でございますが、先ほどと同じように、資料といたしまして図面及び見積もり合わせ比較表を添付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

今回予定しておりますのは、小型ポンプ積載自動車の購入でございまして、配備するところにつきましては、第5分団第2部で奥田地区にあります分団の詰所に配備するものでございます。

現在あります小型ポンプ積載自動車がことしで約25年を経過し、老朽化いたしましたので、更新するものでございます。

議会の議決をいただければ温井自動車工業と契約金額1,296万円で本契約をいたしまして、年度末までに納入いただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第13、議案第12号 工事請負契約の変更締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第12号 工事請負契約の変更締結について提案理由の説明を申し上げます。

平成25年12月より工事を進めてまいりました原町中学校校舎改修2期工事につきましては、工事請負金額に変更が生じたので、当初契約金額1億6,200万円を448万2,000円増額いたしまして、1億6,648万2,000円に変更契約締結をお願いするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明をお願いします。

教育課長。

○教育課長(丸山和政君) お世話になります。

今回、請負変更契約の締結につきましては、先ほど町長の説明のとおり、平成25年第6回臨時会で議決をいただき、平成26年9月末を工期として工事を進めております。

原町中学校校舎改修2期工事でございますが、現場の精査及び工事進捗によりまして、工事の変更が必要となりました。当初請負金額1億6,200万円を448万2,000円増額しまして、1億6,648万2,000円に変更契約をお願いするものでございます。

主な工事変更箇所は、添付図面の幹線切り回し平面図をごらんください。

増築部分の掘削を始めたところ、体育館に接続する幹線弱電地下埋設配管が上段図面赤の破線のとおり出てまいりましたので、工事に干渉することがわかり、下段赤線のとおり切り回しが必要となりました。

添付書類裏面、外壁改修・東西面改修をごらんください。

上段図面が当初設計でございます。現場精査により下段図面の赤に着色した部分の外壁タイルが浮いていることがわかり、安全確保のため接着剤注入を行う必要が生じました。

このほかに学校の要望によります正門の二分割改修、水飲み場の湯沸かし器設置などが変更でございます。

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

14番、菅谷光重議員。

○14番(菅谷光重君) ただいま説明を受けたわけでございますが、外壁の浮きは理解でき

ますが、ひび割れの改修というのはこの関係について、当初素人でもわかるかなというふうに私は考えますが、この関連について説明を願います。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） ただいまの説明の中でタイルの浮きをご説明申し上げましたが、ひび割れについてはご説明いたさなかったと思いますが、よろしく願います。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） ひび割れについては、当初入っていなかったか否かということ。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） ひび割れにつきましては、一部あったところについては当初どおり施工させていただいていると思います。すみません、ちょっと細かい資料がございませんが、ひび割れについては変更の対象となっておりません。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） 今、後のほうの言葉ですが、ひび割れについては対象になっていない、その辺。今回はなっていないということ。はい、了解しました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 幾つか確認をさせていただきますが、さっきの備品もそうなのですが、いつもこういう関係は議案調査期間があるんですけれども、今回はなくてどうも進めるようなので質問をさせていただきますけれども、先ほどの課長の説明ですと予定外の配管が出てきた切り回しとか、さっき言ったタイルの浮きがという話なんですけれども、少なくとも配管については当初の工事設計予定には入っていなかったものですね。後ろのものはもう入っていたということで、それで間違いないですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 配管につきましては、当初は入っておりませんでした。掘削を始めたら出てきたので、今回切り回しをお願いいたしました。

タイルにつきましては、当初見込んでおりましたが、現場精査によりましてそれ以上にタイルの浮きを確認できましたので、工事をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 考え方なんですけれども、私もちょっと勉強不足でわからないんですが、変更契約をするということになると、当初に契約したものが契約内容に含まれていた

ものが変更になる、要するにそれがさっき言ったように、擁壁が、例えばここまで見ていたのがこれだけふえるからというんですと変更になる理由はわかるんですけども、最初の設計に含まれていなかったものが変更になるというのが、ちょっとどういう根拠でそうなるのかがよくわからないんですが、説明していただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 当初は配管が当たらないということで設計ができていたものと思います。実際に掘削したらその配管がそれと増築部分に支障が出てきたというもので、切り回しをしないと増築部分の工事ができないということで変更して切り回しをさせていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 基本的なことをちょっと聞きたかったんです。要するに、変更契約ができる定義とはどういうことですかということが聞きたかったんですけども。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 定義といたしましては、これは私の理解ですけども、当初の増築ができるために支障が出てきた地下埋設配管でございますので、その地下埋設配管を移動しないと当初の増築ができないので、やむを得ず切り回しをしたと、これは増築工事に必要なものと解釈しております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 最初に設計に入っていないものがあつたということですよ。そうすると、理論的には変更というのは最初にこういうものをつくると決めたものを変更するわけでしょうから、それは別工事という解釈になりませんか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） あくまでも今回の工事は増築と改修が主でございます。その増築をするための支障ということですので、増築に必要な工事というふうに解釈をしております。

（発言する者あり）

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） ただいまご説明したとおり、増築に必要な工事ということでその工事の一連のものとして変更で処理をさせていただいております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 必要なものというのはわかるんですよ。ただ、理論上はそこに含ま

れていないものが別に工事をするということになれば、別工事の発注になるんじゃないですかと聞いたんです。違いますか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） あくまでも今回の工事目的は、増築及び改修工事でございます、その工事に支障が出たものでありますので一連として処理をさせていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 基本的な部分で、理論上のことを確認したかったんですけども、私が質問していることに答えていただけないので、これはそれでいいと思いますけれども、どちらがどうかというのを明確に言っていただかないのでわからないんですが、それによってはその予算措置のとり方が違ってくるような気がするんですが、予算措置はどうなっているんでしょうか。補正で入っているんですか、1,570万だかが。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 今回の変更増の分につきましては、繰越予算をお願いしました。その予算内でさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、この補正で組んであるのは全く関係なくて、今まで繰り越した中の予算残があったんで、その中でこの工事をさせていただきたいという説明だったということでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 今回、448万2,000円の増額につきましては、繰越予算の範囲内でお願いをしているものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私が言っていることの原則がきちっとできていないと、町の執行部が予算が余っていたのでたまたまここに使ったんでこの工事をしましたよということが通ってしまうんだと思いますけれども、その考え方も必要なものであればそれはそれでいいんですけども、ただ、手続上どこが正しいのかというのが教育課長に説明していただけなかったんで、私よく理解できないんですよ。

それで、448万2,000円が増額になるということなんですけれども、実際に設計内容もわからないし、私たちは現地を見ていないのでどういう状況かもわかりませんし、どのぐらい浮いているという現状も全く見えないんですが、何か話を聞くと、委員長に確認をしたら、

統合の委員会では現地調査を今回予定しているということなんで、普通ならそれを見せても
らってから判断させてもらうのが一番わかりやすいんだと思うんですけども、今回あえて
即決だということになるとそれもできないで判断するんで、設計書はできていてその内容と
いうのはお示しできるものがあるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 変更設計書はございます。ただ、この場でちょっと持ちあわせは
しておりません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） しつこくこれ以上言うつもりはないんですけども、その辺の手續
上の問題も含めてきちっと明確な答弁をいただければ、立つかどうかの判断ぐらい私もでき
るんですけども。

それで、工期がどうせ相当かかってくるような気がするんですけども、9月30日が最初
の工期という話でしたけれども、これにプラスしてその工期が足されるようになるんですか。
この工事についてはどのくらいの工期を予定しているのかもちょっと説明をしていただかな
いと。9月30日までに間に合うように進めているということでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 工期につきましては、9月30日を予定しております。

内容につきましては、切り回しにつきましては掘削に絡むものですから、先行でさせてい
ただいている部分がございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと私が一番心配していた部分を今課長が言うんですけども、
先行で着工しているというふうに今とれましたけれども、そうすると議会の議決とは何です
かという話になってくるんですけども、ちょっとおかしくないですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 工事の進捗に合わせまして、それぞれの段階でやはり不都合が生
じてくるものがございます。確かに、その都度皆さんにおつなぎするのがいいかとは思いま
すが、やはりいろんな関係である程度事業がまとまりまして、どのくらいの金額が変更増に
なるか、その辺で今回お願いするものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） はっきり申し上げますけれども、本当に緊急性があるのであれば臨

時開いてでも今までみんなやってきたんですよ。それが筋じゃないですか。その時点で議決をして、契約をして、今仮契約を多分してあるんですよ、きっと。ここで提案をするんですから。じゃ、ちょっと確認をします。仮契約は今してある状態になっているんですよ。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） まだ変更契約の締結はしてございません。変更協議に至るところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、もっとおかしいんじゃないですかね。仮にでも契約もしていないのに、もう工事をしているという説明でしたよね。これってつじつまが全く合わないですよ。しつこく言うつもりはありませんけれども、そうだとすれば、これは執行部として議会に対する提案の時期が違ってきますよね。教育長、初めて教育長になりましたけれども、私の話を聞いていてそう思いませんか。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 結構です。初めて来て突然聞いたんで、それは申しわけなかったんですが、回答は結構です。

町長に聞きます。今のやり方は適切なやり方ですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、やっぱり中学校統合に向けた非常に大事な工事でございますので、それに向けて今業者も執行部も一生懸命やっているところでございますけれども、これにつきましては、当初予定をしていなかった部分というふうなこともございますけれども、当然改修に係る一環の工事だと捉えているところでございます。そのようなことから、これにつきましては、やはり臨機応変な処置というものも当然必要になってくる中で、こういう選択された行為だと思っております。こういうものは、さほどあるものではないでございますけれども、やむを得ない処置だというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 先に工事をしておいて、後で議決を求めるやり方が適切なやり方だったかどうかというのを聞いたんです。今の町長の答弁だと適切だったと言ったんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 一場議員のおっしゃる適切な行為というものには当たりませんが

も、これにつきましてはやはり大事な事業、目標が迫っているわけですので、それに向けた工事でございますので、こういうものはお認め願って工事を進めてまいりたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 認めないと私も思っていませんよ、必要なんですから。認めるつもりで今いますけれども、だとしたら、少なくとも最初に、こういう手順が違ったけれども今回という説明をして私たちに提案したのなら、まだわかりますよ。私が質問をしていて、いろいろ言われていたら、もうやっているんだよと言われると、隠していたという話になってしまいますから、信頼関係の問題になると思いますから。ただ、議会に提案するということはそれだけ重みのあるものですから、そういう手順を守らないでやるということはもうこれから先、町もそうですけれども、教育委員会も絶対してはいけないことだと思いますので、もしその必要があるのであれば、臨時会を招集してでも議決を求めて早く処理していく、これが絶対条件だと思いますので、その辺のところは踏まえていただきたいと思いますが。そうでないと予算措置の問題も含めて、みんなもろもろ関係が出てきちゃうわけですから。要するに、議決がないのにどんどん事業を執行しているということになりますので。

これに対して、例えば私がこれを言っていて、そんなこと一々うるさく言わなくていいだろうと思う人がいるのかも、それはわかりません。でも、それは違っています。ですから、さっき言ったように、備品もそうです、工事もそうですから、一定のちゃんと調査期間を置いていただかないと、私も判断しづらいですよ。でも、今回はそういう事情で私質問させてもらいましたんで、教育長も新しくなられて、課長も真剣にやっているということだと思いますので、ちょっと事後にはなりますけれども、必要な事業だということで、これがなかったら困るのはわかりますので、反対するつもりはありませんけれども、それだけは町長も含めて教育委員会もしっかりその辺は判断をして、これからやっていただくようにしていただきたいと思います。

議会をだまかすような提案の仕方じゃなくて、しっかり、提案するのが必要なときにタイミングで提案をしていただくと、議会のほうもある意味そういうことが議会運営委員会等でお世話になっていろいろやっていますけれども、しっかり議論ができる場をつくっていただかないと私たち非常に困りますので、今回はこれで今説明を受けて事情は大体わかりましたので、自分なりに反対するつもりはありませんけれども、それだけは意見として申し上げておきます。

教育長として最後に一言お願いできますか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 事務のほうから言わせてもらいます。細心の注意を払って今後このようなことがないように事務のほうを徹底していければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 今回は校舎改修2期工事ということで、1期工事、2期工事というふうに分かれているわけなんですけれども、今回の変更、契約金額の448万2,000円が増額ということになりますが、1期工事と2期工事を足した分の総費用は幾らなのか。それから、私の記憶だと、たしか1期工事も変更があったように、記憶なんで間違っていたら訂正しますけれども、たしか増額変更があったような気がしますけれども、その辺わかりましたらお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） きょう1期工事の書類が手元にございませんで、ちょっと総額がわかりませんが、1期工事につきましても変更がございまして、議会の議決をいただきながら工事をさせていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 1期工事は金額の変更ということなんです、たしか増額だったと思います。間違いないでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） ちょっと詳細な書類がないので金額がわかりませんが、増額の変更契約をお願いし、工事を執行してまいりました。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） そうしますと、議会で1期工事は議決していますのであれなんですけれども、先ほどの増額になった理由として予定外の配管、掘ってみたらわかったということなんですけれども、これ私は専門家ではないのであれなんです、例えば工事費の見積もりをするときに、改修工事でありますので前の建物の設計書等をしっかり確認しながら工事費

というのは出してくると思うんですけれども、ですから予想外というのがどういうものなのか。いわゆる善良な管理者がそういう目で見てもとても想像がつかないものということであれば予想外なんでしょうけれども、しっかり設計書等を確認していれば当然わかったものではないかというちょっと疑問が湧いたんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） ご指摘の部分でございますが、当然設計に当たりましては、設計者が既存の図面、現場を見て確認をして設計に当たります。ただ、実際に仕上がっていた図面と現場が若干違っていた。掘ってみたら、どうしても増築部分に当たってしまうということかと思えます。調査不足という部分もございますし、図面の信憑性ということもあろうかと思えますが、設計に当たりましては、そういった過去の資料等に基づいて設計はなされております。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 契約方法としまして、条件付一般競争入札ということですので、これはいわゆる金額による一番少ないところが落札するわけですよね。1期工事も増額があった、2期工事も増額があった、そうするとこれは安易に認めているということじゃないんでしょうけれども、その辺のチェックが甘くなると一般競争入札制度そのものが形骸化してくるような気がするんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 今回の変更につきましても、増築するに当たりまして配管が出たのでやむを得ず移設、また、タイルにつきましても、実際に足場をかけて上ってみたら浮いているのがわかったということですので、議決をいただいたもの以外にいいものをつくろうとか、別のものをつくろうという趣旨でやっておりませんので、あくまでも当初の設計にするための変更ということでよろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 先ほど町長の答弁の中で、適切な手続かどうかという観点から見るとちょっと違うというふうに私は受けとめたんですけれども、その手続の、議会の議決という非常に重たい手続がしっかり適正になされていなかったということは大きな問題だと思うのと同時に、先ほど一般競争入札の制度という面から見ても、1期工事増額、2期工事増額、両方合わせて恐らく今回448万円ですから、手元に資料がないんですけれども1,000万円を超える増額になっているんじゃないかと、これは推測なんですけれども。要するに金額とし

ては大きな額なんで、ぜひそういう観点から今後そういう手続面も含めて、大きな金額です。言うまでもありませんが全て税金で賄われているわけなんで、そういう執行に当たって十分その点を考慮してやっていただければと思います。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 工事に当たりましては、最少の経費で最大の効果が得られるよう現場とも詰めてまいりたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

11時15分まで休憩をとります。

（午前11時06分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午前11時15分）

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） ちょっとお聞きしたいんですけれども、これ切り回しを行う、というか、もう行っているということなんでしょうかね。もう掘削しているようなことを言っておりましたけれども、これが図面で見ますと緑色の線が施工図、昭和61年ということになっていて、赤い線が現況だという、そういう図面をもらっているんですけれども、ここまで図面と現況が違っていたということで今回の変更締結が出てきたと思うんですけれども、これはこの時点、昭和61年時点での原町中学校を建設した建設会社と設計業者の名前はわかりますか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） すみません、手元に資料がないのでうろ覚えになってしまうんですけれども、建築業者は南波建設、設計は多分、福島建築設計だったかと思うんですけれども、ちょっと手元に資料がなくてうろ覚えで申しわけありません。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） ここを大体設計業者が管理監督までやるのが慣例だと思うんですけども、このような設計図にないような工事を監理したという、その業者に対する、ちょっと時間がたちちゃっているから何とも言えないんですけども、これに関しての町の考え方、それについて一言何かあればと思ってお聞きしたいんですけども。

○議長（橋爪英夫君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） これに関しましては、よく当時の設計業者を確認しまして、もしそういうことであれば十分注意いたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） もしそうしていただければ、その方向で考えていただきたいなと思います。なぜならば、これ確かに設計とその現況というのが狂うというのは多少わかります。でも、ここまで狂っているということは、よほど監理もしていなかった。当然、きっと当時の教育課もちゃんとチェック入れていなかったということだと思うんですね。だから、今後こういう工事、これからこの原町中学校においても行われていくと思いますけれども、ちゃんと担当課が管理していくんだという姿勢というか、その考え方が必要なんじゃないかと思うんですけども、その点について町長にお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のおっしゃるとおりでございますので、今後はこういうものを参考にして、こういうことがないように努めてまいります。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 今、町長からそういう言葉をいただいたんですけども、いろいろなことを調査してみますと、割合みんな業者任せにして、自分たちは書類を右から左へ流しているという、そんなことが大分見受けられるものですから一言言いたかったわけで、ぜひしっかりと100%業者任せにしないで、みずからこの執行部が、というか担当課がいろいろな現場に出て行って、ちゃんと見て確認するという姿勢をちゃんと持って行っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第14、議案第13号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に
関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 吾妻広域町村圏振興整備組合規約の変更に
関する協議について提案理由の説明を申し上げます。

ふるさと市町村圏基金の運用のため購入しておりましたユーロ債が、期限前償還によりまして平成26年2月4日、元本10億円が償還されました。これを受け、同年3月及び5月の理事会におきまして今後の基金運用方法について協議を行いました。

その結果、マーケットでの運用益は、国債並びに預金利息の低下により期待できませんので、それよりも老朽化が著しく耐震化が必要な消防施設等の整備事業や財政を圧迫しております金利の高い起債の繰上償還に充てていくことにより、広域財政に係る関係町村の負担が軽減できるとの判断から、基金を処分することにより活用していく方針が確認されました。

今回の規約変更は、元本全てを処分することができないとする現行規定を改正し、関係市

町村からの出資相当額については、一定の要件を設けた上で処分ができるようにするものがあります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

吾妻広域町村圏整備組合の規約に関する協議につきましては、先ほど町長が説明を申し上げましたとおりでございます。

私のほうからは協議経過等も踏まえまして、若干説明させていただきたいと思います。

先ほど町長の説明の中に、3月及び5月の理事会において協議を行った旨の説明がございました。3月の理事会で最初の今後のふるさと市町村圏基金の運用方法について協議を行ってきております。

その後、群馬県の市町村課に基金の取り崩し及び法令整備の問い合わせを行ってきているところでございます。その中で次のような回答を得てきております。

まず、1点目は、平成20年の総務省の通知によりまして、関係町村分の出資分は県と協議しないで取り崩しができること、2番目に、取り崩す場合の法令整備は規約変更、条例改正で済むこと、3点目は、基金を廃止する場合は、県からの補助金は返還しなければならない、そのような回答を得ております。

その後の5月の理事会におきまして、これまでの運用益では年間60万から100万円程度の運用益しか出ないこと。先ほどの町長の説明の中で触れましたけれども、基金の一部を取り崩しをして、老朽化が著しく耐震化が必要な消防施設等の整備事業や財政を圧迫しております金利の高い起債の繰上償還等に充てていく、そういったことが検討されてきております。

また、その中で県からの補助金につきましては、それを返還しない方策をこれから考えていく、取り崩しのための法令整備をこれから進めていく、そういったことを協議をし、方針が確認をされてきております。

なお、今後の日程でございますけれども、関係町村の9月定例会での規約変更の議決をいただきまして、その後速やかに吾妻広域議会で条例の一部改正の議決をお願いする、そういった予定で進めていくということになっております。

以上ですけれども、よろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） ただいま説明を受けましたので、一部改正の狙い等については私なりに少しは理解をしたところではありますが、具体的に答えてほしい点があります。

それは、ユーロ債、この10億円の一部を取り崩して、まず老朽化した消防施設、そして2つ目には金利の高い債権、これに充てるということですが、具体的にその辺の金額等が明示できればと思いますが、お願いします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 最初の老朽化をしている設備の関係でございますけれども、今のところ考えられますのが、西部消防署の建設、それから消防本部、東部消防署を含むんですけれども、及び各分署の整備、これらが整備予定ということで考えられているところでございます。

なお、起債の関係でございますけれども、これは繰り上げ金の補償免除という制度がありますけれども、それらを含めながら検討した場合、余り実効性のないような償還の仕方については多分しないんだというふうに思います。ですから、これはよく精査をしながら有利な方法で起債の償還をやっていく、そういったことが考えられると思います。

なお、具体的なこの事業とか、そういったものについてはちょっとこの場ではわかりません。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 14番、菅谷光重議員。

○14番（菅谷光重君） 今説明を受けましたが、具体的にはわからないということですが、方向性は私は出ていると思うんです。そこで、この西部消防署なり本部にどのぐらいの金額が投入予定をされているか。あるいは、起債の高いというのは言葉ではわかりませんが、現実何%高いのでこのぐらいの金額はあるということは理解していると思うので、その辺もお知らせください。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 現在、そういった細かい資料につきましては持ち合わせをしておりません。それにつきましては、これからいろんなところで協議を重ねながら、そういった方針に基づき進めていくことだというふうに理解しておりますので、よろしくお願ひした

いと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） これも多分即決だと思いますので何点かお聞きしますけれども、たしか基金の総額が県からの出資も入れて10億円だったような気がするんですが、その額と町の出資額が幾らだったかというのがわかりますか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） これは旧東村と旧吾妻町を足した額になりまして、約2億3,000万円ということになります。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そんなもんかなと思ったんですが、2億3,000万円としますね。消防の施設の整備に充てたいという話がありましたけれども、これで出した比率というのは少なくとも消防の負担金として取られる比率と同じになりますか。それぞれ微妙に少しずつ違うような気がするんですが。

それともう一つは、県が出した金が1億円だったかたしかあると思いますので、その辺のところ、そこに充てちゃったときに公平に各町村が負担、今までの比率で負担するようになりますか。それが1つ確認したいんですけども。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） これにつきましては、今までの負担の仕方がそういったことになっているかと思いますので、はっきりこの場でそうだとすることは正直言って断定できませんけれども、そのようなことになるのではないかというふうに思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） すみません、聞き方が悪かったですかね。10億円から1億円抜いて9億、それぞれ町村から出資しましたよね。それ比率がありますよね、当然。その比率が消防の施設を整備するときに負担比率と同じ比率ですかということを知りたかったんです。要するに、基本的に多分一般経費の比率とかと多分差があると思うんですよね。だから、その辺がきちっとそれができていないと、それをそっくり広域で使っちゃうというときに微妙に差が出るんじゃないかなという気がするんですが、いかがですか。そういうことはありませんか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 多分整備につきましては、これからということなものですから、

具体的な負担についてもこれからということになると思いますので、この場でははっきりしたことは申し上げられません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 本当ははっきりしたことを言っていたかないと、議決にちょっと支障があるような気がするんですが、もう一つ、単純なことなんですけれども、96条1項というのは財産処分か何かを規定した条文でしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 地方自治法96条の10号の関係だと思うんですけれども、これにつきましては、権利を放棄する、そういった規定のところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。要するに町村がその出資の権利を放棄したことによって、広域の中に10億を残してそれで使いたいという考え方で提案しているということだと思いますけれども、もう一つは、県には返さなければいけないというのが原則だという説明をしたようでしたけれども、返さなくても済むようになるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 補助金は返還しなくてもいいような方策を検討していくということのようでございます。ですから、まだそこまでの確定とかそういったものについては確認しておりませんので、わかりません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。いずれにしても、10億円が9億円になるか、その辺のところは微妙なのかもしれませんけれども、考えていることはわかりました。

これが要するに元本割れを起こした事態で、数年前ですかね、広域の議会で問題になって、もう元本割れてもいいから利息とか運用益が出てトータルで10億円になったら、もうそこで元本割れしていてもいいから、一旦今回みたいに途中でもいいから運用しているところから金を引き戻して町村で分けようじゃないかという議論が議会へ出されていた経過があるんですけれども、そういうところの議会の考え方というのが、そういう議事録がどこかにあると思いますけれども、把握していますか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） ご指摘のそういった話はあるように聞いておりますけれども、私のほうは直接ちょっと見たことはございません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。

何でこんなことを聞いているかという、今までの経過がありますので、その辺の議会の判断というのもある程度方向が一時出たことがありますから、出たというかそういう方向で動いたことがありますから、その辺もこれを踏まえて今度議決をすると言っているようですから、それでいいんだと思いますけれども、本当はそちらの方向が出てから説明してもらって議決するのが一番わかりやすいんですけども、それはそれでいいです。

要するに、この基金の運用していた10億円が返ってきたと、これを今言ったように一定の要件、起債の高額なものを返していくとか、消防施設の改修をしていくとか、そういうものをするか、場合によったら議会のそういうものを踏まえて、じゃ町村にもう一度返そうじゃないかという考えになるのかもそれはわかりませんが、そういうことが処分できるための今回の改正だというふうに解釈していけばよろしいのでしょうか。そのやり方についてはこれから広域で、町長、理事ですから、理事を中心に議員が決めていくということで、そういう解釈でよろしいですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） そのような理解でいいんだというふうに思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。内容が大体わかりましたので。

ただ、先ほど言ったように、出資した比率とあれとの差があったりいろいろな微妙なところがあると思いますので、そういうところは配慮した上で、出資した町村に不利益が講じないようとか、そういうことも含めて頭の中に入れていただいております、町長は理事ですし、企画は主管でいくと思いますので、その辺のところでは不利益のないような形でこれから進めてもらうことだけは意見として申し上げたいと思います。

私の質問は以上で結構です。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

3番、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） 今、話が出たんですが、地方自治法96条1項10項の関係というのは、もう一回ちょっと教えてほしいんですが、10億円戻ってきたものをそっくり放棄して、広域の財政として、要は出資、町村の色はつけずに自己の資金とするという考えの条文ということですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 地方自治法第96条、これは「議決事件」ということでございます。その第10項につきましては余り長くありませんので、ちょっと読み上げさせていただきます。

法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別な定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること、これが10項で定められているものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 3番、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） 放棄するという事は、町村の権利を放棄するという解釈なんですかね。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） そのようなことだというふうに理解しております。

○議長（橋爪英夫君） 3番、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） 今消防のほうの費用にこれを充てるという話があったんですが、実際にもう西部消防は発注かかっているか、かかるぐらいになっていますよね。基本的に所在町村が多分かなり負担、要は草津町がするような話はちらっと聞いたんですけれども、その辺の案分とこの出資の関係はまだはっきりしていないということですよ。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 私のほうでは、まだそこまでのことは把握しておりません。

○議長（橋爪英夫君） 3番、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） 事業とするとこの話は後から来た話だから、当然動いてきて所在町村なりの出資比率と、あと関連町村の出資比率だとか、総額で幾らと決めて多分予算を組んでいるんだと思うんですよ。それで動いてきていて、これが入ってきて、じゃどの部分をこの費用で充てるかという話はこれからという解釈で理事が決めていくという話で理解していいんですかね、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 内容につきましては、十分これからお互いに各町村で審議しながら決めていくわけでございますけれども、確定ではございませんけれども、話に出ているのは、今までの消防施設を建てた場合、地元が50%持つんだよというふうなそういうルールはそのままにしておいて、今後、各消防施設なりを整備していくというふうなことになると思います。今はまだはっきりと言えませんが、そのように思います。

- 議長（橋爪英夫君） 3番、佐藤聡一議員。
- 3番（佐藤聡一君） できるならば、今の話のこれを放棄するとなれば、なおさら感じたんですけれども、所在町村が例えば5割、関係が例えば2とか1とかという話になってくるんだと思うんですけれども、西部だから西部の3町村が主で、こちら側は負担はないのかな、わかんないですけれども。要はその比率とこの入れる話の部分はよく調整をしてもらわないと、要は、一旦は町の財政から入ってきた話を放棄して、チャラにして動く話ですから、理解ができるように説明がつくように、ぜひお願いをしたいと思います、町長。
- 議長（橋爪英夫君） 町長。
- 町長（中澤恒喜君） これにつきましては、今後、各町村あるいは理事会等でしっかりとその方策を決めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。
- 議長（橋爪英夫君） ほかに。
- 11番、須崎幸一議員。
- 11番（須崎幸一君） 確認をさせていただきますけれども、今回出されたこの組合規約の変更の部分については、あくまでも今まではふるさと市町村圏基金を処分できないということですよね。それを処分できるようにするために、何らかの形で基金を取り崩して何かに使おうというための規約の改正というふうに解釈してよろしいのでしょうか。
- 議長（橋爪英夫君） 企画課長。
- 企画課長（佐藤喜知雄君） 須崎議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。
- 議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。
- 11番（須崎幸一君） それは、あくまでも今いろいろ議論されていますけれども、取り崩した場合の先の話は今一生懸命お話が同僚議員からされましたけれども、これについては、もし処分する場合には、また各関係町村の議会の議決が必要であるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。
- 議長（橋爪英夫君） 企画課長。
- 企画課長（佐藤喜知雄君） この中で言われたのは、町村は放棄する、そういったことだと思うんですね。それがやはり地方自治法のさっきの96条の10項の中でもうたわれているということでございます。ですから、報告等は当然あるんだというふうに思いますけれども、あくまでも広域の中で協議したものが処分して使われていく、そういったことだと思います。
- 議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。
- 11番（須崎幸一君） そうすると、組合議会のほうで基金の処分方法を決定、理事会で多

分方針を決めて、提案をして、組合議会の中で議決されれば執行されるというふうな解釈でいいんですかね。一旦、処分方法とかが決まって、また各町村に私の解釈の中では処分がこういう形でしたいよというふうな部分が一回返ってきて、各町村で議会議決が必要なのかなと思ったんですけれども。今回、この規約の変更と同じようなスタイルで処分をする場合には、するのかなというふうに解釈したんですけれども、そうではないということによろしいんですね。どうも今その説明からいうと。そうすると、今まで議論している部分で各同僚議員がいろいろ心配をしている部分で、うちの町の出資割合2億3,000万円、その部分についてはちゃんと公平性を保たせるかというような話も出てきますけれども、その辺は理事である中澤町長に委ねると、それとまた代表である組合議会の議員の方にお問い合わせするというふうな形によろしいんですかね、その辺の確認なんですけれども。私はちょっと解釈が違ったような気がしたんですけれども。処分する場合は、あくまでもまたもう一度こういった形でするので、各町村の議会の議決をお願いしますと、それを上げてまた組合議会で議決をして執行というふうな形で、今回の場合と同じだと思うんですけれども、規約の改定と。そうなのかなと解釈をしたんですけれども、どうも執行部の今の説明ですと、そうではなくて完全にもうこの基金については組合のほうにお任せをすると、各町村の権利を放棄するんだというふうな解釈でよろしいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 今回の規約の改正の根拠となっているものは、先ほど申しました地方自治法96条の関係でございます。ここには町は放棄するという、そういったことがうたわれております。その後につきましては、あくまでも広域のほうでの協議によるところになると思います。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） お尋ねしたいんですけれども、そもそも基金とは何かということがよくわからないんですけれども、これを見ると昭和47年でこの組合規約というのができたんですかね。裏面のところのふるさと市町村圏基金は吾妻広域町村圏の整備振興のための事業の推進に資することを目的とするというふうに目的が記されております。

先ほどの企画課長の説明の中で、基金の総額が10億円として年間の運用益が60万円から100万円ですよということで、仮に100万円とすると、10億円で100万円、0.1%ですかね。今、低金利というかゼロ金利に近いということで、当時の組合規約ができたときと40年ちょ

と経過する中で金融情勢が大きく変わってきた。ほとんどゼロ金利に近いと、国債の利回りもよくないということで、このまま塩漬けにおいても意味がないよということで、これを何か有効に使おうと、いろいろ使い道のお話がありましたけれども。じゃなぜ10億円という基金が必要だったのか、その辺の基金の趣旨。というのは、当町も財政調整基金を含めて基金と呼ばれるものが記憶だと約40億円くらいあると思います。そうすると、なぜ基金を積み立てて持っているのか。基金の性質によって違うんでしょうけれども、今回は町村圏振興整備組合なんで、あくまで今の説明を聞く限りは、金融情勢の変化で運用益が出ないということが大きな理由のように言われましたけれども、じゃ金融情勢が好転して、これから5%、6%という金融情勢がついてきたら、やっぱり同じような金額を積み立てるのかどうか。それはそのときの議論なんだろうけれども、うんと先の話をしてもしようがないなというのがあるんですけども、そもそも、基金とは何なのか。なぜ10億円の基金を積み立てていたのか。その辺の趣旨がちょっと理解が私にはできないので、ちょっとできたらわかりやすく説明いただければありがたい。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） このふるさと市町村圏基金につきましては、平成4年度のふるさと市町村圏の指定を受けまして、平成5年度に10億円の基金の造成を行ってきているものでございます。

これにつきましては、運用益を地域の地場産業の振興ですとか、文化の振興、そういったことに充てることを目的に郡では県の補助金と合わせて10億円を基金として積んできた、そういったことだと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 今、課長がおっしゃったとおりだと思うんですけども、金融情勢が今みたいに変化する前は、例えば10億円あれば5%として5,000万円、年間の運用益が出る。それをいろんなことに使うということで非常に大きな意味があった。ただし、基金という性質上、ハイリスク・ハイリターンはだめだと。要するに、リスクの高いものには使えないということがあってしょうけれども、そうすると、運用するための基金を10億円持っていて、その利息でいろんなことにやるんですよと。年間5,000万円もあればいろんなことができるんで確かにその理由はわかります。

ただ、こういう情勢が変化していく中で、運用益が出なくなったから基金を取り崩していくという考え方は理解できないでもないんですけども、そうすると、そもそも基金とは運

用のためなのかというふうな気がするのと、何か不測のこととか大きなお金がかかるときに基金を積み立てていれば安心だねということなど、いろんな側面があると思うんですけども、今回の理由だけで見る限りは運用益が大きなポイントになっているような気がするんですけども、そうすると、基金を設置する意義という面からいってどうなのかなというのをはっきり言って素朴な疑問なんですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 先ほどの運用益が60万円から100万円といたしますのは、直近の金利の動向を見て試算をした、そういったところ、60万円ないし100万円だという、そういった試算でございます。

今まで10億円を基金として運用益で行ってきました。その運用益につきましては、累計で3億3,000万円ほどございます。これにつきましては、いろんな施設の修繕ですとか、あとは観光情報誌「CAO!」というのが前に出ていましたけれども、その発行に充ててきている、そういったことで地域振興なりを担ってきております。そういった性質がやっぱり基金にはあったんだというふうに思っております。ですから、いろんな状況を考えながら財政を圧迫している起債の償還に充てたほうがいいのではないかという判断のもとでの今回の提案だというふうに思っています。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） もう一度、ちょっと96条について聞かせてください。

96条は権利を放棄するということだというふうに説明を受けたんですけども、今私たちがここで協議して議決することで、このことでもって既に権利を放棄してしまうことなんですか。それとも、権利を放棄することができるという規定だけを今決めるんですか。どちらですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） これにつきましては、自治法でいいます96条につきましては、権利の放棄、そういったことになります。それを受けまして、今後の進め方の中でそれぞれの町村において本日お願いしている規約変更の決議をしていただく、その次に、規約変更を速やかに吾妻広域議会で条例の一部改正のお願いをしていく、そういった進め方ということになります。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） そうすると、実際の権利を放棄する場面においては、もう一度この条文の中の関係町村の議会の議決を得るという行為が行われるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 処分については組合にお任せをする、そういった解釈だというふうに思います。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） そうすると、今ここで私たちが議決をすると、その時点で権利は放棄をされるということですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） そのように理解をしております。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） そうすると、この議決において権利を放棄することが確定するわけですね。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） そのようなことだと思います。

○議長（橋爪英夫君） それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時58分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（橋爪英夫君） 企画課長から発言を求められておりますので、これを許可します。
企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 吾妻広域の規約改正の関係で、午前中に皆さんの質問に対しまして、答弁の中にこちらのほうの認識の不足から誤った答弁等をしている箇所がございます

ので、この場をおかりしまして訂正をさせていただきます。

今回の改正につきましては、あくまでも基金を処分することができることの規約の改正でございます。

また、具体的な実際の処分に際しましては、議会議決を求めるということになりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。おわびをして訂正をさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切り、自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎認定第1号の上程、説明、監査委員報告、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第15、認定第1号 平成25年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第1号 平成25年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について

提案理由の説明を申し上げます。

一般会計におきましては、歳入総額92億461万8,407円、歳出総額87億986万1,119円で、歳入歳出差引額の形式収支で、4億9,475万7,288円の黒字となりました。そのうち繰越明許費、事故繰越に係る翌年度へ繰り越すべき財源が1億606万550円ありますので、実質収支額は3億8,869万1,788円の黒字となっております。

最初に、歳入の決算額ですが、前年度と比較して8.4%の増、額にしまして7億1,512万8,708円と大きな増額となっております。

歳入の内訳でございますが、町税につきましては、個人町民税は前年度比2.3%減となりました。法人町民税は企業収益の改善により前年度比29.4%の増となり、約3,670万円増加しました。固定資産税は償却資産の減により、前年比1.0%減、約1,000万円の減額となっております。町税全体では19億3,688万507円となり、前年度比1.5%の増となりました。また、地方交付税は地方財政対策等により、32億5,034万1,000円で、対前年度比0.2%の減となりました。町債は、給食センター建築事業や統合中学校施設整備事業に対する合併特例債の増により、全体では60.5%、金額で4億7,250万円の増額となりました。その他の歳入では、平成24年度国の補正予算により創設された地域の元気臨時交付金の皆増により、国庫支出金が前年比76.8%、金額にして2億8,116万9,980円の増額となっております。また、繰入金では、財政調整基金を1億1,092万1,000円取り崩しました。内容につきましては、北榛ファーム債権分が約5,500万円、2月の大雪関連補正予算財源で約5,600万円となっております。

続きまして、歳出決算額ですが、前年度と比較して7.1%、額にしまして5億8,107万1,408円の増額となっております。

主な事業といたしまして、総務費の総務部門では、庁舎建設基金に2億円の積み立てを実施いたしました。企画部門につきましては、合併市町村振興基金積立金を昨年度と同額の2億円積み立てし、国庫補助金で歳入となった地域の元気臨時交付金のうち平成25年度実施事業に対する充当残2億1,120万1,592円を地域の元気臨時交付金基金として積み立ていたしました。

ダム対策部門では、ふれあい公園便益施設整備工事の増により6.3%、金額で1,265万3,233円の増となりました。また、公園の一角にある吾妻峡温泉「天狗の湯」は、オープンから4年目を迎え、地域住民福祉と観光客等の利用促進に努め、入館者総数は対前年比7.3%と増加しております。

温泉事業部門では、あづま温泉「桔梗館」を指定管理者制度へ移行し3年目になり、民間ノウハウを生かした事業展開を行った結果、移行後初めて利益剰余金として施設使用納付金が歳入となりました。

民生費においては、生活の安定と福祉の向上を図るため、地域福祉の推進と充実・強化に努め、事業を実施いたしました。老人福祉費において、地域に密着した介護拠点を整備するため、介護保険事業計画に基づき、地域密着型小規模多機能型居宅介護施設、定員25人以下でございますが、事業者の公募を行い、補助金を交付し事業を実施いたしました。

衛生費におきましては、誰もが生涯を通じて健康を保持していくため、「健康寿命延伸」という目標を掲げて、各種事業を実施いたしました。保健衛生費では、前年度に引き続き、原町赤十字病院運営費助成金として特別交付税の対象分を吾妻東部3町村で助成をしております。また、共同霊園事業につきましては、あがつま共同霊園の区画増設準備として、用地購入と設計業務を実施いたしました。

農林水産業費では、農林業の振興と経営の安定を図るため、各種の制度事業を積極的に導入し、基盤整備事業や土地改良事業を継続して実施いたしました。

畜産振興費では、歳入でご説明いたしました北榛ファーム債権分の増により、畜産基地負担金が昨年度に比べ6,456万円増加しております。

商工費では、商工業の振興のための事業として、小口資金融資事業や各種利子補給の実施及び企業誘致奨励金の交付、また勤労者生活支援から住宅新築改修補助金の交付を行ってまいりました。

土木費におきましては、国庫補助事業、県費補助事業、町単独事業として道路改良事業、舗装道新設事業、道路維持工事を実施いたしました。

都市計画関係では、街路事業で土地購入や補償費の事業を実施いたしました。

消防費では、町民の生命、身体、財産を守るため、消防防災施設の整備と装備の充実を図り、火災、災害、捜索などに出動するとともに、火災予防運動として春、秋の火災シーズンには火防巡視を実施し、予防消防の徹底を図りました。老朽化した消防自動車の更新につきましては、第2分団第2部に消防ポンプ自動車、第6分団第1部に小型ポンプ積載車を配備いたしました。

教育費では、すぐれた知力と豊かな人間性及びたくましい心身を備えて、国際社会に生きる日本人を育成することを目指して、教育行政を推進してまいりました。学校教育では、地域に信頼される学校づくりに取り組み、教育環境の整備を図り、子供たちに「確かな学力」、

「豊かな心」、「健やかな体」を育む教育を進めてまいりました。平成25年度の主な事業といたしましては、給食センター建築事業、統合中学校施設整備事業等を実施いたしました。

社会教育関係では、生涯学習を推進するため各種事業を実施してまいりました。

文化財関連事業では、岩櫃城跡保存整備事業や町内遺跡分布調査事業を実施いたしました。

保健体育事業では、奥田社会体育館の耐震補強工事を実施し、施設の安全強化に努めました。また、第2回東吾妻町スポーツフェスティバルを開催し、町民の健康づくりと体力向上を図ってまいりました。

依然厳しい地方財政の現状を踏まえて、国・県の動向を的確に把握し、堅実な財政確保に努め、健全な財政運用を目指してまいりました。今後も財源の確保と運用に心がけてまいりたいと思います。

以上が決算の概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれの課長より説明をさせていただきますので、十分ご審議をいただき、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

事項別明細書により、1款町税について説明をさせていただきます。

9ページ、10ページをごらんいただきたいと思います。

町税の予算総額は19億2,548万8,000円、調定額は20億1,911万4,578円となり、対予算比で104.86%でございます。

収入額につきましては、19億3,688万507円で、対予算比100.59%、前年度の収入額と比較しますと、約2,775万円の増でございます。収納率につきましては、全体では95.93%、現年度課税分98.99%、滞納繰り越し分22.03%で、対前年度比では現年度課税分につきましては0.02ポイント、滞納繰り越し分につきましては0.66ポイント、全体では0.31ポイント上昇しました。

不納欠損額につきましては、637万3,772円で、対前年度比90.53%でございます。不納欠損の中で地方税法第15条の7に規定される滞納処分を停止したのにつきましては68.4%でございます。前年度は76.4%ございました。

収入未済額につきましては7,586万299円で、対前年度比94.24%でございます。

税目別でございますが、1項町民税、1目の個人町民税につきましては対前年度比97.69%、額で1,346万円の減でございます。2目の法人町民税につきましては対前年度比

129.44%、額で3,673万円の増でございます。

2項固定資産税、1目の固定資産税につきましては対前年度比99.04%、額で991万円の減でございます。2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、対前年度比98.49%、額で38万円の減でございます。

3項1目の軽自動車税につきましては、対前年度比102.02%、額で91万円の増でございます。

4項1目のたばこ税につきましては、対前年度比115.70%、額で1,429万円の増でございます。

5項1目の入湯税につきましては、対前年度比93.23%、額で43万円の減でございました。以上が1款町税の歳入決算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） それでは、町税以外の歳入について説明させていただきます。

その前に、皆様のお手元に昨年までと同様でございますけれども、決算額をまとめた資料を配付させていただきました。6ページにわたるA4版の両面刷りです。

最初に、こちらのほうの簡単な説明をさせていただきます。

1ページにつきましては、款別決算書の対前年度の比較となっております。

2ページは、款別の歳入歳出に対する執行率の一覧となっております。

3ページでございますけれども、一般会計から公営企業会計までの各会計年度ごとの3年間における収入、支出の決算額の一覧となっております。

4ページでございますけれども、特別会計まで含めた全会計3年間の歳出の決算額を性質別で合計した一覧でございます。

5ページにつきましては、地方債の残高の推移でございまして、平成20年度から25年度までの一覧となっております。

最後の6ページでございますが、基金残高の推移でございます。これにつきましては、平成18年度から25年度までの一覧となっております。後ほどごらんいただきまして、参考にいただければというふうに思います。

それでは、決算書に移りまして説明させていただきます。

9ページの一番下の地方譲与税から13ページの9款地方特例交付金までは一定の基準によって譲与または交付されるものでございます。

10款の地方交付税は32億5,034万1,000円で、前年度と比べ717万5,000円の減額となって

おります。

11款の交通安全対策特別交付金は道路交通法違反の反則金を財源として交付されるものでございます。

ここまでが使途が限定されず、どのような経費にも充当ができる一般財源ということでございます。

続きまして、これからは各課の関係もございますけれども、歳入につきましては企画課のほうで説明をさせていただきます。

12款の分担金及び負担金ですが、収入済額は合計で1億3,472万5,103円でございます、基本的には受益者が負担する性格のものでございます。

15ページから17ページにかけての13款使用料及び手数料でございますが、収入済額合計が1億5,077万2,536円で、収入未済額が342万9,604円出ております。内容的には備考欄をごらんいただければというふうに思っております。

19ページから21ページにかけての14款の国庫支出金は、その性格や目的によって、負担金、補助金及び委託金の3つに分類されておりますけれども、収入済額合計6億4,716万6,517円で、前年度に比べて約2億8,100万円の増でございます。これは、22ページの備考欄に記載されておりますけれども、地域の元気臨時交付金、これが2億7,990万1,000円交付されておりますので、この額が増額の要因となっております。

21ページから27ページにかけての15款県支出金でございますけれども、国庫支出金と同様に、負担金と補助金、委託金の3つに分類されておまして、収入済額合計で5億7,592万443円でございます。収入内容につきましては、備考欄をごらんいただければというふうに思います。

27ページの16款財産収入でございますが、収入済合計で2,840万2,804円でございます、公有財産、物品、債権及び基金を貸し付けたり、交換または売り払い等により生じた収入でございます。

同じく29ページの寄附金でございますが、収入済合計額で1,259万円でございます。前年度が9万2,000円でしたから、1,249万8,000円の大幅な増額となっております。これは、ことし2月の雪害に伴う群馬県町村会からの寄附金1,000万円やふるさと応援寄附金の増額が要因となっております。

18款の繰入金でございますが、収入済額合計1億6,386万9,164円で、前年度比1億280万円の増額でございます。これは、雪害の関連補正予算の財源充当などが要因となっております。

す。

31ページの19款の繰越金でございますが、前年度繰越金が3億6,069万9,988円でございます。

37ページまでの20款の諸収入でございますが、これはこの後の21款町債のほか、それまで報告をしてきた区分以外の収入ということでございます。収入済額合計で3億3,947万235円で、収入未済が408万4,828円でございますが、学校給食費の未済が主というふうになっております。

諸収入は事業の数も多くなっておりますので、備考欄をごらんいただきたいというふうに思います。

37ページから最後まで町の債ですけれども、収入済額合計で12億5,360万円、額で4億7,250万円の増、率にして60.5%の伸び率でございますが、これは平成24年度繰り越し事業に伴う増額が要因でございます。

以上、歳入合計は調定額92億9,437万297円、収入済額92億461万8,407円、不納欠損額637万3,772円、収入未済額8,337万8,118円でございます。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、歳出について説明させていただきます。

41ページをお願いいたします。

1款議会費でございますが、主なものは人件費及び経常的な経費でございます。主なものといたしまして、13節委託料でございますが、会議録調製印刷製本業務委託料及び委員会等会議録反訳業務委託料等で362万21円の支出済額となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございますが、支出済額は6億8,952万8,436円でございます。この目では、庁舎内の一般的な管理及び総務課、企画課、税務会計課の会計部門、町民課の衛生部門の職員39名分の人件費が主なものでございます。

そのほかの主なものといたしましては、8節の報償費でございますが、町政功労者等の記念品代などがございます。

44ページをお願いいたします。

10節の交際費でございますが、社会参加費を含めまして120万9,560円でございます。

11節の需用費でございますが、支出済額は1,468万9,582円で、庁舎等修繕料、庁用車燃

料費、コピー代、電気料等でございます。

12節の役務費につきましては、支出済額1,148万789円で、郵便料、電話料、総合賠償補償保険料等でございます。

13節の委託料につきましては、支出済額1,042万2,062円で、例規集データベース、電話交換業務、職員健康診断の委託料等でございます。

14節の使用料及び賃借料では、支出済額586万4,540円で、土地借上料、人事行政システムの使用料、印刷機リース料等でございます。

次に、15節の工事請負費ですが、宿直室のボイラー入れかえ工事でございます。

18節の備品購入費につきましては、庁用車、裁断機等の購入が主なものでございます。

19節の負担金、補助及び交付金でございますが、退職手当組合負担金、非常勤職員公務災害負担金等でございます。

25節の積立金でございますが、庁舎建設基金積立金でございます。

27節の公課費は、庁用車の軽自動車重量税でございます。

次に、46ページをお願いいたします。

2目行政振興費でございますが、支出済額が1,524万6,034円でございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、住民センターへの補助金等でございます。なお、住民センター増改築事業補助金は4地区へ125万6,500円でございます。地域振興事業補助金につきましては、萩生地区活性化推進委員会ほか2地区へ63万5,000円の補助でございます。住民センター用地土地賃借料補助金につきましては、38地区で130万7,870円でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、次の3目の財産管理費でございますが、支出済額が263万2,289円でございます。これにつきましては、財務会計等のシステムレンタル料ということになっております。

よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 4目会計管理費でございます。

予算現額が832万8,000円で、支出済額は749万5,804円、不用額83万2,196円でございます。会計管理費は、会計管理事業と事務用品管理事業に分かれておりますが、ともに経常経費でございます。事務用品管理事業につきましては、本庁舎内に備えてあります各種消耗品及び

文書管理システム用品の購入費でございます。

12節の役務費につきましては、口座振替手数料等でございますが、口座振替のほかにゆうちょ銀行振替手数料やコンビニ収納手数料も含まれております。口座振替手数料につきましては、1件10円プラス消費税、ゆうちょ銀行振替手数料につきましては、1件30円プラス消費税、コンビニ収納手数料につきましては、1件約70円でございます。

25節の積立金につきましては、25年10月から新たに収入印紙と群馬県証紙の売りさばき事業を実施するため、200万円を基金に積み立てました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、5目財産管理費でございますが、支出済額は413万6,894円でございます。主なものといたしましては、駐車場用地の借上料で281万7,701円でございます。なお、この財源として職員駐車場使用料335万3,000円を充当しております。繰越明許費につきましては、廻り目境界復元業務委託料でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 6目の公平委員会費でございます。支出済額2万7,052円。報酬及び費用弁償でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、7目の固定資産評価審査委員会費でございますが、支出済額は2万5,980円で、委員報酬3名分及び費用弁償でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 次のページになります。

8目財政調整基金費でございます。支出済額2億587万5,000円を基金に積み立てをいたしております。現在の財政調整基金の額でございますけれども、195ページにも記載されておりますけれども18億5,165万1,726円でございます。

続きまして、9目の企画費でございます。支出済額4億5,021万9,936円、不用額が151万9,064円でございます。前年に比べて支出済額で2億1,800万円の増額になっておりますけれども、これは備考欄の下のほうにありますけれども、地域の元気臨時交付金積立金2億

1,120万1,592円の記載がございますけれども、この基金の積み立てが増額の要因となっております。

13節の委託料の支出済額1,092万4,200円でございますが、備考欄記載の光ケーブルに関する保守業務委託料でございます。

14節の使用料及び賃借料の573万8,237円でございますが、備考欄中ほどに光ケーブル関係が掲載されておりますけれども、N T T及び東京電力の所有の電柱をかりて光ケーブルを添架しているため使用料が主となっております。

15節の工事請負費425万2,500円でございますが、萩生川西地区の区画整理事業に伴う光ケーブルの移設工事費ということでございます。

19節の負担金、補助及び交付金の1,362万1,514円でございますが、吾妻広域町村圏振興整備組合への負担金が主でございます。

25節の積立金4億1,370万3,342円でございますが、これは前年度に比べ2億1,361万3,361円の増額となっておりますが、地域の元気臨時交付金基金への積立金が増額の要因となっております。このほか、昨年に引き続きまして、合併市町村振興基金の積立金を行っております。

10目の運輸対策費でございますが、支出済額3,797万406円です。備考欄をお願いいたします。路線バスの運行対策事業費としては、乗り合いバス運営費補助金の3,678万8,209円がほとんどを占めております。

これにつきましては、湯中子線、大戸線、坂上地区と旧倉渕村権田を走っております権田線、原町駅と天狗の湯を循環する循環線に対する補助金でなっております。この内訳なんですけれども、町が3,060万円、群馬県が490万円、高崎市からの負担金が約130万円となっております。県補助金につきましては、22ページ、高崎市からの負担金は24ページの備考欄にそれぞれ記載してありますので、後ほどごらんいただければというふうに思います。

鉄道対策事業でございますが、支出済額87万6,313円で、町内4駅に設置されている町営トイレに係る経費となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、11目支所費でございますが、支出済額は9,421万4,695円でございます。この目では、東支所管理事業、同じく改善センター管理事業及び情報政策事業に伴う経費でございます。

主なものは、28節の繰出金でございますが、地域開発事業特別会計への繰出金8,084万1,000円でございます。

続きまして、12目簡易郵便局費でございますが、支出済額は503万9,652円でございます。この目では、植栗、厚田、本宿の3簡易郵便局の一般的な経常経費でございます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

13目の交通対策費ですが、支出済額は1,054万1,242円でございます。この目は、交通安全対策に伴う経費でございます。

1節の報酬でございますが、交通指導員18名分でございます。

9節の旅費でございますが、交通指導員の出勤旅費が主なものでございます。

15節工事請負費でございますが、道路反射鏡及び区画線設置工事費でございます。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、交通安全運動に伴う負担金及び補助金が主なものでございます。

次の14目の登記事務費ですが、支出はございませんでした。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 次のページをお願いいたします。

15目の電算業務費でございますが、支出済額が4,037万6,973円でございます。電算業務に係る業務委託料やソフトの使用料、機器のリースが主になっております。

続きまして、16目開発費でございますが、支出済額97万563円です。前年度に比べ増額になっているんですが、管内図の作成業務委託に係るものでございます。

続きまして、17目広報広聴活動費ですが、支出済額460万5,044円でございます。毎月発行しております広報とお知らせカレンダーの印刷代が主でございます。

次のページに移りまして、18目地域活性化対策費でございますが、支出済額が126万8,386円で、不用額が227万1,614円ございます。不用額の要因でございますが、菽生地区活性化拠点整備事業において、地下水源の調査費と設備設計費を見ておりましたが、このうち設備設計費の未執行によるものでございます。

19目交流事業推進費ですが、支出済額46万3,281円でございます。高円寺の阿波おどりに係る経費、「杉並フェスタ2013」に係る消耗品等が主になっております。

続いて、20目山村振興対策費で、支出済額9万4,100円でございますが、これは上部団体等への会費及び負担金で、昨年同様の額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 21目の諸費でございますが、支出済額は1,778万211円でございます。この目では、他の項目になじまない費用をこの諸費に載せてございます。備考欄をごらんいただきたいと思えます。

諸費の主なものは、法律顧問委託料、弁護士委託料、烏帽子山植林組合負担金等でございます。

防犯事業では、防犯灯の新設、修理、電気料及び維持管理補助金が主なものでございますが、環境省の小規模地方公共団体におけるLED街路灯導入促進事業の採択を受け、町内全域の防犯灯1,821灯をLED化いたしました。

60ページをお願いいたします。

自衛隊事業の主なものは、自衛隊父兄会事業補助金でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 2項徴税费でございます。

1目の税務総務費、支出済額7,455万6,807円につきましては、一般職員の11名分の人件費でございます。

2目の賦課徴収費6,439万351円につきましては、賦課徴収費、住民税、資産税及び収税の4事業に分かれておりますが、特徴的なものについて説明させていただきます。

賦課徴収費につきましては、賦課徴収全般に係る経費です。前年度に比べ約200万円の増加でございます。これは主に備品の購入と法人町民税の還付金が若干増加したことによるもので、備品の購入につきましては、庁用車とパソコン3台の買いかえでございます。

庁用車につきましては、それまで使用していた自動車が16年目となりまして損耗等が非常に激しくなったための買いかえでございます。パソコンにつきましては、2014年にサポートが終了するWindows XPであったための買いかえでございます。

住民税につきましては、約100万円の増加でございますが、これも備品購入費で申告用のノートパソコン5台分でございます。先ほどのパソコン購入と同じ理由でございます。

資産税につきましては、前年に比べ約1,940万円の増加です。これは平成25年度が基準年度の2年目に当たりまして、2年目に実施する課税客体調査があったことによるもので、具体的には、航空写真を撮影して地籍図に重ねて電子化することや、不動産鑑定士による標準

地の鑑定及び地価公示等の補正のための委託料の増加で、ほかにつきましては前年並みでございました。

収税につきましては、約30万円の減でございます。

2目全体では、前年度と比較して約2,200万円の増となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費をお願いいたします。支出済額6,121万2,796円。備考欄をごらんいただきたいと思えます。職員人件費4,095万6,203円、職員5名分の人件費でございます。戸籍936万3,062円、中ほどの戸籍情報システム保守料155万1,900円からパソコン購入費26万2,500円までが主なもので、戸籍機器3台の保守及びリース料と東日本大震災の教訓を生かし、戸籍副本を法務局で保管するための電算処理業務及び増設費でございます。

備品購入では、パソコン3台、その他は経常的な経費でございます。

住民基本台帳526万6,157円、中ほどの住民マスター更新料153万8,250円からパソコン購入費25万2,840円まで、住基機器4台、駅北区画整理に伴う換地業務委託料等でございます。

住基ネット・公的個人認証249万8,307円、それぞれの機器の保守及びリース料等で、今年度より住基ネットの操作者の認証方法を生体認証（バイオメトリクス認証）となりました。

64ページをお願いいたします。

外国人登録6万7,878円、切手代等が主なものです。

人権擁護委員38万9,440円、経常的な経費でございます。

旅券発行事務事業268万1,749円、パスポート業務が10月1日より県のほうから移譲された関係で、臨時職員1名分の賃金及び旅券交付機器等の購入費等でございます。取り扱い期間は、10年が48件、5年が34件の82件でございました。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、4項選挙費、1目選挙管理費でございますが、支出済額は159万4,991円でございます。選挙管理委員会の経常的な運営費でございます。

2目選挙啓発費でございますが、支出済額は13万9,152円でございます。この目では、選挙啓発のための費用でございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰記念品代等ござい

ます。

3目参議院議員選挙費でございますが、支出済額は1,070万8,135円でございます、選挙立会人、職員手当等が主なものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 66ページをお願いします。

5項統計調査費、1目統計調査総務費でございますが、支出済額が10万1,780円でございます。備考欄をお願いしたいと思っておりますけれども、これは統計調査の総務費と確保対策事業に係る経費ということでございます。

次の2目の統計調査費でございますが、支出済額121万1,664円です。各種調査にかかわる調査員報酬や消耗品等の経費でございますが、平成25年度につきましては、5年ごとの住宅土地調査が行われたことによりまして、前年度に比べ増額となっております。

次のページの6項1目監査委員費でございますが、支出済額48万7,160円でございます、委員の報酬が主でございます。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

続きまして、7項ダム対策費、1目ダム対策総務費は、支出済額2億1,352万8,560円、繰越明許費1,899万1,000円は、猿橋設計業務委託費、天狗の湯源泉ポンプ交換工事でございます。

備考欄をごらんいただきたいと思います。

ダム対策総務費は、支出済額2,252万8,221円、4名の職員人件費、庁用車の管理経費、負担金、備品購入はパソコンの入れかえなどが主なものでございます。

次に、天狗の湯管理運営事業は、支出済額3,572万9,638円、1名の職員人件費及び施設の管理人・非常勤の13名の賃金、施設の光熱水費、70ページになりますが、施設修繕、保守点検、清掃等の管理運営経費、工事請負費は温泉ポンプの制御設備工事と監視カメラの設置工事、備品購入につきましては、送湯予備ポンプの購入が主なものでございます。

次に、ハッ場ダム水源地域整備事業は、支出済額2,262万437円、24年度の繰り越し分で土地改良、細谷、松谷地区の業務委託と事務費でございます。細谷地区補完工事は25年度予算で実施しております。国からの受託で、町道4009号線共有地の土地購入と補償金につきましては、25年度で完了いたしました。

積立金は、松谷・六合村線道路改良事業の下流都県負担分で、起債償還に充てるための積立金でございます。

次に、公園管理事業は、支出済額 1 億3,265万264円、臨時職員 2 名の賃金、72ページになりますが、ふれあい公園、溪谷パーキング、十二沢パーキングの管理経費及び溪谷自然公園整備の猿橋設計業務前払金、ふれあい公園便益施設新築ほか 3 件の工事と十二沢パーキングトイレ新築工事でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 事業課長。

○事業課長（轟 馨君） お世話になります。事業課長の轟です。よろしく申し上げます。

続いて、2 款 8 項事業費でございます。支出済額は7,578万7,280円でございます。

1 目岩櫃ふれあいの郷総務費でございますけれども、支出済額は6,871万6,380円でございます。

2 節給料から 7 節賃金までは、職員 5 名、臨時職員 7 名分に係る人件費でございます。

次に、11 節需用費の主なものとしましては、備考欄をごらんいただきたいと思いますけれども、灯油代136万2,191円、電気代524万5,340円のほか、照明器具等交換の修繕費でございます。

13 節の委託料につきましては、73 ページの備考欄をごらんいただきたいと思いますけれども、特定建築物法定点検保守委託料から建築基準法第12条定期検査業務委託料まででございます。

次に、14 節使用料及び賃借料につきましては、用地借上料が主なものでございます。

次に、15 節の工事請負費につきましては、エコシルフィ設置工事費307万6,500円でございますけれども、これは空気循環装置でございます。

次に、16 節の公有財産購入費は、ふれあいの郷の駐車場の購入費352万5,856円でございます。

次に、2 目福祉センター管理費でございますけれども、これは給湯室の照明修繕費の 1 万4,700円でございます。

続きまして、3 目コンベンションホール管理費でございますけれども、支出済額143万7,336円でございます。

11 節需用費でございますけれども、時計表示灯基盤交換修繕費などがございます。

13 節の委託料でございますけれども、可動椅子定期点検委託料やつり物保守点検委託料な

どでございます。

14節使用料及び賃借料は、館内マツトリース料でございます。

18節の備品購入費でございますけれども、椅子台車等購入費でございます。

76ページをお願いしたいと思います。

4目健康増進センター管理費でございますけれども、支出済額315万9,310円でございます。

8節報償費につきましては、自主事業として行っておりますヨガ教室とノルディックウォーキングの講師の謝金でございます。

13節委託料は、トレーニング器具保守点検委託料でございます。

18節備品購入費につきましては、ランニングマシン2台の購入費181万6,500円でございます。

次に、国民宿舎管理費でございますけれども、支出済額245万9,604円でございます。

主な支出としましては、12節役務費、建物共済分担金39万4,584円、14節使用料及び賃借料は、国有林の土地使用料107万7,600円でございます。

15節工事請負費でございますけれども、揚水用水中ポンプ交換工事8万7,150円と受水槽用補給水バルブ交換工事35万5,950円でございます。

18節備品購入費でございますけれども、Windows XPのサポート終了に伴う予約システムパソコン、これは5台ですけれども、入れかえ費43万9,320円でございます。

続きまして、2款9項温泉事業費でございます。支出済額は1億1,891万6,591円でございます。

1目桔梗館管理費でございますけれども、合計で842万9,214円でございます。

13節の委託料でございますけれども、指定管理料740万円が主なものでございます。

15節の工事請負費でございますけれども、源泉ポンプ交換工事の61万7,400円が主なものでございます。

次に、2目温泉センター管理費でございますけれども、支出済額で7,401万8,356円でございます。

2節の給料から7節賃金までは、職員2名と臨時職員4名の人件費でございます。

11節の需用費でございますけれども、灯油代1,161万1,425円、次のページをちょっと見ていただきたいんですけれども、電気料1,461万3,110円、水道料236万3,760円などが主なものでございます。また、各施設の修繕費が入っております。

次に、12節の役務費でございますけれども、備考欄の中ほどにある広告費や電話料、ごみ処理手数料などが主なものでございます。

13節委託料でございますけれども、78ページの備考欄の下のほうから6行目にあると思っておりますけれども、浴室・脱衣室清掃業務委託料203万4,480円が主なものでございますけれども、これはシルバー人材にお願いしております。

14節使用料及び賃借料は、78ページの下から5行目になっていると思っておりますけれども、用地借上料60万2,943円と、80ページを見ていただきたいんですけれども、備考欄、上から4行目の下水道使用料443万8,549円などが主なものでございます。

次に、15節工事請負費でございますけれども、80ページの欄を見ていただきたいんですけれども、源泉ろ過機ろ材交換工事など給水、温泉水の循環器系の工事が主なものでございます。

次に、3目温泉センター食堂費でございますけれども、支出済額3,646万9,021円でございます。

4節の共済費と7節賃金までは、臨時職員9名の人件費でございます。

次に、11節需用費につきましては、消耗品及びガス代及び器具修繕費でございます。

16節原材料費につきましては、レストラン食事原材料費809万7,209円、飲み物代183万9,611円、売店品原材料費537万7,221円などが主なものでございます。

ありがとうございました。以上です。

○議長（橋爪英夫君） ここで、休憩をとります。

2時10分まで休憩いたします。

（午後 1時57分）

○議長（橋爪英夫君） 再開します。

（午後 2時10分）

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） お世話になります。

それでは、3款の民生費に移ります。

民生費全体では、対前年度比11.5%減となりましたが、その要因は老人福祉費の補助金の減によるものでございます。その他例年どおりですが、幾つか新しいものがありますので、それらを中心に説明いたします。備考欄の事業ごとの説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初、1項1目の社会福祉総務費、支出済額1億1,349万8,053円です。社会福祉事業として1億465万1,314円です。委員報酬12万3,200円は、民生委員の全国一斉改選に伴う民生委員推薦会の委員報酬でございます。最下段の民生児童委員報償費は、定数52名分、次の82ページの保護司報償費は10名分です。補助金につきましては、社会福祉協議会の補助金が前年度より667万円ふえて、3,767万8,000円となりました。

2つ下の民生児童委員協議会県外視察研修補助金は、3年に1回、参加者1人当たり2万円の補助です。その他は例年どおりでございます。

次に、障害福祉事業884万6,739円です。ここでは、次の2目障害者自立支援事業に基づかない事業に対する経費です。腎臓機能障害者通院交通費補助金は13名が、その下の特定疾患等患者見舞金は88名が該当となりました。

続いて、2目の障害児者自立支援費です。障害児者自立支援事業で2億9,633万9,564円です。市町村は障害者総合支援法に基づき、障害の種別にかかわらず、障害者が必要とするサービスを利用できるよう一元的にサービスを提供しなければならず、それらに要した経費でございます。前年度比で2.0%増となりました。

ひがしあがつま地域活動支援センター指定管理料1,123万5,497円ですが、指定先は社会福祉法人オリジンの村、指定管理料は吾妻東部3町村で負担をしております。利用者10名中5名が本町の若者です。

その下の医療的ケア支援事業委託料43万8,856円は新規です。これは医療的ケアの必要な障害児が幼稚園を利用しておりました、そこへ看護師を派遣しておりますので、その経費でございます。

84ページの上から2つ目の居宅介護従事者養成研修費補助金4万5,000円も新規です。これは障害者の自立更生を促進するため、ヘルパー2級取得研修費として、1人に4万5,000円を補助しております。

次の障害福祉サービス介護給付費から2つ下の療養介護医療給付費まで合わせた障害福祉

サービス給付費は、前年度とほぼ同額の2億6,126万4,737円となりました。利用者負担は介護保険同様に1割負担ですが、その世帯の所得に応じた負担上限月額が設けられています。その他自立支援医療費や補装具交付費、日常生活用具給付費などごらんとおりですので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく3目国民年金費でございます。支出済額26万2,640円。

11節需用費、12節役務費はともに経常的な経費でございます。

18節備品購入費8万7,675円、パソコン購入費でございます。

よろしく願いします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 4目の老人福祉費、支出済額3億502万2,823円です。今年度は小規模特養建設に伴う補助金がございますので、大幅な減額となりました。

まず、老人福祉事業2億8,162万368円です。敬老祝い金は80歳、85歳、90歳、95歳到達者480名に、慶祝祝い金は100歳到達者3名に贈呈いたしました。

老人保護措置委託料1,824万9,261円は、吾妻養護老人ホーム等へ11名の高齢者を措置しており、その委託料です。

下に吾妻養護老人ホーム負担金900万2,000円とありますが、本施設は吾妻広域で運営しておりまして、その運営費の負担金です。

その下の敬老会事業補助金は、地区で行う敬老事業に対して70歳以上1人1,000円を上限に補助しており、32団体3,040名となりました。

老人クラブ補助金は、会員数30名以上の25単位クラブと町の老人クラブ連合会へ県の補助基準額相当を助成しております。

最下段の介護基盤緊急整備事業補助金3,000万円と、次ページの介護施設開設準備経費補助金540万円は、植栗地区に地域密着型サービスとして整備した小規模多機能型居宅介護施設に対する補助金で、町の第5期介護保険事業計画に基づき、県とタイアップして助成したものです。地域密着型サービスということで、利用者は町民に限定されます。その他は例年どおりでございます。

次に、地域包括支援センター事業2,340万2,455円です。これは保健センター内にある地域包括支援センターの運営経費で今年度からは高齢化社会に対応するため、主任ケアマネ、保健師、社会福祉士の3職種の専任職員を配置しました。なお、社会福祉士につきましては、

町社協の協力により派遣していただいております、その経費が下段の地域包括支援センター職員派遣負担金349万円でございます。

続きまして、5目の福祉医療費で福祉医療事業1億2,752万8,112円です。福祉医療は保険診療の自己負担分を公費で賄う制度で、対象は中学3年生以下の子供全員と、母子、父子等及び重度障害者です。子ども医療費は18.3%減となりましたが、重度心身障害者分が24.1%増と大きく増加し、医療費全体では1.6%増の1億2,505万5,670円となりました。この福祉医療費の財源ですが、2分の1は県費補助で、残りのうち5,800万円は過疎債を充當いたしました。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目国民健康保険費でございます。支出済額1億1,501万8,974円。備考欄をごらんください。国民健康保険費人件費2,837万3,571円、職員4名分の人件費でございます。国保特別会計繰出金8,664万5,403円、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。詳細につきましては、特別会計で説明をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 7目の社会福祉施設管理費の111万5,004円です。社会福祉協議会事務所の本体工事は前年度で終了しましたが、外構工事の一部が今年度となりましたので、その工事費等でございます。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 87ページをお願いいたします。

同じく8目後期高齢者医療費です。支出済額2億7,187万7,433円。

19節負担金、補助及び交付金2億1,073万6,841円、広域連合から示されました療養給付費負担金で前年より2,732万円ほど増加をしております。

28節繰出金6,114万5,922円、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、保険基盤安定分と事務費でございます。

続きまして、9目老人医療費です。支出済額13万8,966円、老人保健交付金等返還金で平成20年度、24年度分でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、2項1目の児童措置費、支出済額1億8,653万

4,244円です。

まず、子育て支援費 1億8,471万6,427円です。最初の子ども子育て会議委員報酬17万7,100円は、12月下旬に子ども子育て会議を設置し、都合2回開催しましたので、その委員報酬です。児童手当は1億8,105万円で、その約86%は国・県負担金で歳入となります。出産祝金140万円は、第3子以上の出産に対する祝金で、1人10万円です。

次の子育てひろば85万5,235円は、福祉センター内にある子育てにこにこひろばの運営経費でございます。週4日利用でき、1日平均27人の親子に利用されました。

次は、児童虐待防止対策緊急強化事業96万2,582円です。これは前年度に引き続いての事業でして100%県補助となります。児童虐待を未然に防ぐために乳幼児のいる家庭を全戸訪問するための軽自動車を購入し、保健センターへ配備した経費でございます。

続いて、2目の保育所費で、保育所運営事業費1億7,830万9,494円です。これは4つの保育所運営費です。3月1日の園児数は163名、保育料収入は、一時保育料を含めて3,583万3,290円で、運営費の20.1%となっております。この運営事業費の82.6%は人件費となります。また、運営費には、電源立地地域対策交付金を前年度に引き続き充当しており、その額は2,245万6,000円となりました。ことしも古くなった備品の更新や施設改修など経常的な経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続いて、91ページ、3目の学童保育費です。学童保育事業1,027万3,659円ですが、町内3つの学童保育所の運営経費です。太田のジャンケンポンは委託料、原町こどもクラブは補助金で、残りの直営のあづま児童クラブの経費でございますので、よろしくお願いいたします。

以上が3款の民生費で保健福祉課が担当した決算でございます。

事業概要につきましては、施策の実績21ページ以降に掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、3項1目災害救助費でございますが、支出済額4万395円で、災害弔慰金支給事務負担金及び罹災救助資金積立金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、4款の衛生費に移ります。

今年度の新規事業は、子供の定期接種に小児用肺炎球菌ワクチンなど3つの接種が加わる

とともに、任意接種のロタウイルスと風疹予防のワクチン接種に対して補助を始めました。その他例年どおりでございます。

まず、1項1目の保健衛生総務費、支出済額1億2,488万7,224円です。保健総務費は1億1,538万6,224円となりました。ここでは健康づくり推進協議会開催に伴う委員報酬と保健センターの職員の人件費並びに負担金や補助金などがございます。

94ページをお願いします。

日赤病院に対する補助金は、3つ合わせまして3,916万8,000円となりました。

次の国民健康保険特別会計施設勘定繰出金950万1,000円は、後ほど本特別会計決算の中で説明がございますので、よろしくお願いいたします。

次に、2目の予防費、支出済額3,160万1,155円です。最初の定期予防接種事業は2,125万6,315円となりました。予防接種法に基づく定期1類の予防接種でございまして、冒頭申し上げました3つの予防接種、子宮頸がん、小児用肺炎球菌、それからヒブが加わり、都合11疾病の予防接種にかかった経費です。

なお、中学1年生を対象とした子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、開始早々の6月14日、副反応、健康被害による積極的勧奨見合わせの措置がとられ、現在も継続中でございます。

次の定期外予防接種事業110万円です。定期外ということで、任意接種に対する補助でございます。今年度から新たに乳児を対象にロタウイルスワクチン接種と23歳以上の成人を対象とした風疹予防接種を補助対象といたしました。ロタウイルス補助は4,000円で、対象乳児の44%、32人が接種しました。風疹補助につきましては、単独が3,000円、麻疹との混合接種は5,000円で、合わせて42人が接種しております。前年度から始めた75歳以上の高齢者肺炎球菌予防接種補助4,000円は、大幅にふえ、104人となりました。

次は、インフルエンザ予防事業862万7,700円です。65歳以上の高齢者と中学3年及び高校3年相当に対するインフルエンザ予防接種で2,600円を上限に費用負担しておりますので、自己負担は1,000円となります。接種率は、高齢者が61.6%、中学3年生が59.5%、高校3年相当は33.3%と、高校生の接種率が依然として低いです。

最後の狂犬病等予防事業61万7,140円は、犬の注射と避妊手術の補助金です。今年度から1世帯当たりの頭数制限を廃止した結果、60%増の117頭となりました。補助額は犬、猫ともに1頭3,000円でございます。

続いて、3目の母子保健費、支出済額1,109万246円です。ここでは母子保健法に基づく

さまざまな健診等を行っており、その経費でございます。

次世代育成支援事業32万2,526円は、幼児安全講習会や思春期講習会などの経費です。

教育相談事業36万4,507円は、離乳食講習会やラッコクラブ、ピョピョクラブなどの運営経費です。

妊婦支援事業は、655万1,192円となりました。妊婦健康診査委託料630万8,010円では、対象者81人の妊婦に延べ14回の健診を受けていただきました。妊婦の費用負担はございません。本事業の基準経費は、今年度から一般財源化となりました。

また、特定不妊治療費助成事業補助金の該当者はございませんでした。

健康診査事業250万5,832円は、乳幼児の定期健康診査にかかった経費です。

歯科健康診査事業88万8,000円は、乳幼児の定期歯科検診にかかった経費でございます。

96ページをお願いいたします。

母子医療給付事業45万8,189円です。これは今年度から群馬県より移管され、市町村実施となった育成医療費の給付費です。対象は18歳未満の障害児で、2人が対象となりました。

次は、4目の健康増進事業費、支出済額2,211万9,063円です。ここでは健康増進法に位置づけられた各種がん検診や健康診査を実施しておりますので、それらに要した経費でございます。

健康診査事業865万1,739円は、40から74歳の国保特定検診や75歳以上の後期高齢者を対象とした健康診査の経費です。中ほどに骨密度検診委託料がございますが、この検診は30歳から5歳刻みで70歳までの女性が対象となり、約2割の154人が受診しました。この検診のみ500円をいただいております。

次は、がん検診事業1,272万8,033円です。胃がん、大腸がんを初めとする各種がん検診及びがん検診推進事業にかかる節目検診の経費です。節目検診は5歳刻みで、子宮頸がんと乳がん、それに大腸がんの3つを行っております。対象者には無料クーポン券を発行して検診を促しておりますが、受診率は17から30%と低い感がします。今後はこの受診率の向上が課題となります。

最後の生活習慣病予防対策事業73万9,291円は、糖尿病予防教室や特定保健指導などの経費です。

次は5目の健康推進費76万1,085円です。食生活改善推進協議会への業務委託料18万円と第2次東吾妻町元気プラン策定に要した経費54万8,625円が主なものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目環境衛生費でございます。支出済額3,111万2,912円、11節需用費3万3,982円で、消耗品費、経常的な経費でございます。

次ページをお願いいたします。

13節委託料28万980円で、水質検査委託料で、大泉寺川、後所谷戸川、大沢川、大平川で年2回実施しております。

18節備品購入費27万1,950円、ハチの防護服及びパソコン購入費でございます。

19節負担金、補助及び交付金3,052万6,000円で、吾妻広域町村圏火葬場運営費負担金で2,143万2,000円、昨年より1,246万円増加となりました。これは西部地区の改修工事によるものでございます。太陽光発電システム設置費補助金に909万4,000円、68件分でございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、7目公害対策事業費でございます。支出済額128万5,446円でございます。備考欄をごらんください。

公害対策事業費46万614円で、電気料19万7,944円は、原町中学校にあります大気汚染測定局で、光化学オキシデントとPM2.5の測定を行っております。泉沢地区産業廃棄物不法投棄跡地の水質検査委託料24万450円で、年12回実施いたしました。

次に、除染対策事業82万4,832円、特別措置法によります古谷地区の放射能除染事業の材料費と放射線量測定器の校正委託料及び平成24年度国庫補助金返還金65万2,610円でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 8目の保健センター管理費433万8,912円です。ここでは保健センターの管理運営に要した経費でございます。今年度は自動ドアの交換と屋根の塗装工事などを行っております。

以上が4款の衛生費で、保健福祉課が担当した決算でございます。

事業概要につきましては、施策の実績53ページ以降に掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 続きまして、9目霊園管理費でございます。支出済額1,112万4,029円、備考欄をお願いいたします。

霊園管理費1,105万1,524円で、あがつま、あづま共同霊園の管理運営のための経常的な経費とあがつま霊園拡張工事に向け、設計委託料229万9,500円、次ページをお願いします。

土地購入費761万3,200円でございます。集会所管理費7万2,505円、集会所の管理運営のための経常的な経費でございます。

続きまして、2項清掃費、1目清掃総務費でございますが、支出済額2億519万750円、備考欄をごらんください。

清掃総務費61万3,750円、不法投棄防止と環境美化活動及び国県町道の死骸処理133件に伴う運営経費でございます。吾妻東部衛生施設組合負担金2億457万7,000円で、し尿、可燃ごみ、不燃ごみの処理及び最終処分場の運営負担金でございます。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

3項1目簡易水道費ですが、町営以外の簡易水道組合や小水道組合に対する整備事業補助金に75万8,000円、水質検査補助金に1万1,000円、簡易水道特別会計繰出金に820万3,000円でございます。よろしくお願いたします。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） お世話になります。

5款1項1目労働諸費でございますが、支出済額が123万7,900円でございます。詳細につきましては、備考欄をごらんいただきたいと思いますと思いますが、職業安定協会負担金3万7,900円、勤労者住宅建設資金利子補給金10件の100万円、勤労者生活資金預託金20万円でございます。

続きまして、6款1項1目農業委員会費でございます。支出済額2,362万1,076円でございます。これにつきましては、農業委員24名の報酬と農家組合長、班長報酬、それと102ページになりますが、職員2名分の人件費など農業委員会運営に係る諸経費でございます。

続きまして、2目農業総務費でございます。支出済額8,282万6,136円でございます。

2節給料から4節共済費までは、職員11名分の人件費となります。そのほかに農業後継者褒賞事業で2万1,699円、農政対策事業で220万1,332円で、主なものは農業振興協議会への活動補助金でございます。

続きまして、3目農業振興費でございます。支出済額につきましては2,924万3,379円でございます。

104ページの備考欄をごらんください。主なものでございますが、戸別所得補償制度推進事業では、東吾妻町地域農業再生協議会への農業者戸別所得補償制度推進事業補助金といたしまして85万円、緑のふるさと協力隊事業といたしまして196万5,536円、農業近代化資金

利子補給事業100万1,110円でございます。制度資金利子補給事業の詳細につきましては、施策の実績67ページに記載してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

農業振興対策事業でございますが、リンゴの支柱設置の補助金であります果樹振興対策補助金に33万822円、農業団体8組織への活動補助金といたしまして88万円を交付しております。

野生動物による農作物災害対策事業でございますが、電気さく等によります防護対策に要する経費の一部といたしまして、55戸へ121万7,000円を交付いたしました。

はばたけ！群馬の担い手支援事業でございますが、これは萩生の集落営農組合へのコンバイン等機械の導入にかかる補助金といたしまして、県・町合わせて250万6,000円を支出しております。

中山間地域等直接支払事業でございますが、24集落に1,493万770円を交付いたしました。

106ページになりますが、野菜王国ぐんま総合対策事業、これにつきましては、JAあがつまが事業主体となります野菜農家へのパイプハウスのリース事業でございますが、これにつきましては21棟のリースでございます、200万5,000円を補助をいたしました。

続きまして、4目の農業経営基盤強化対策事業費でございます。農用地利用集積促進奨励金といたしまして10戸に21万円を交付いたしました。

続きまして、5目畜産振興費でございます。支出済額が2億4,426万8,004円でございます。主なものは、畜産振興対策事業費補助金38万5,000円、公団営畜産基地負担金事業では、畜産基地建設に伴う6経営体と町の道路負担分2億4,364万6,078円の建設負担金の償還金でございます。

続きまして、6目農地費でございます。支出済額が1億3,335万3,505円でございます。主なものは、地域自主戦略交付金事業の松谷区画整理工事費の3,738万円、108ページになりますが、基盤整備事業（萩生川西地区）での県営事業負担金1,942万5,000円、繰越事業分の負担金が910万円の支出となっております。

中山間地域農業農村整備事業でございますが、これは小泉用水の農業水利施設保全合理化事業の保全計画策定調査費でございます、330万7,500円、農業体質強化基盤整備促進事業繰越事業でございますが、岩井地区、植栗地区の農道整備工事費、合わせまして1,491万1,000円でございます。

県単小規模土地改良事業では、自動車借上料114万2,665円と工事材料費73万9,790円、これは農業生産基盤整備事業、県民参加型の大戸上宿・郷原辻地区の整備でございます。新巻

渥津農道整備工事に693万円、岩井下河原用水取水路改修工事2地区合わせまして、岩井地区内の2地区を合わせまして570万1,500円でございます。

建設事業補助金は、鳥獣害防止対策事業、県民参加型でございまして、電気さくを設置を実施をいたしました岩下地区ほか4地区に県・町合わせまして381万1,000円を交付しております。

町単小規模土地改良事業でございますが、農道・農業用水の維持補修事業としまして、実質28地区に工事用機械借上料360万3,613円、工事材料費517万4,637円を支給をいたしました。

町単小規模土地改良事業補助金といたしまして、暗渠排水工事等6件に130万7,000円を交付いたしました。

農地・水保全管理支払い交付金事業につきましては、共同活動取り組み地区12地区、向上活動取り組み地区12地区、合わせて24地区の負担金534万7,825円でございます。

続きまして、7目地籍調査費でございます。一番下段の7目地籍調査費でございます。支出済額が1,971万861円でございます。

110ページになりますが、調査地区は郷原の一部の10.60平方キロでございまして、原図作成、地籍測定を、そして郷原の一部の2の地区につきましては0.39平方キロメートルにおきまして、地籍図根三角、地籍図根多角測量、一筆地調査、地籍細部測量などを行った委託費としまして、1,407万円を支出しております。

なお、須賀尾地区におきましては、現況と公図に大きな違いがある箇所がございまして、早急に地籍調査の必要性が生じていることから、25年度におきまして旧図のデジタル化作業を行いまして、そちらの委託料といたしまして241万5,000円を支出しております。

続きまして、6款2項1目林業振興費でございます。支出済額が5,285万8,884円でございます。主なものは、松くい虫防除事業の保全松林周辺対策事業委託料として50万3,000円、森林整備獣害対策委託料といたしまして、実施しました1団体に50万円、特用林産物施設等体制整備事業を活用いたしまして、チップーシュレッダーの購入をいたしました。252万円でございます。

森林整備地域活動交付金といたしまして、協定締結を行いました1団体に対しまして30万円の支出でございます。

次に、美しい森林づくり基盤整備事業補助金、この事業は31.32ヘクタールにおける伏せ切り間伐事業でございます。241万8,000円の支出でございます。

森林整備担い手対策事業では、3事業体に112万3,200円を交付いたしました。

有害鳥獣捕獲事業でございますが、消耗品費でわな、轟音玉などの購入費といたしまして、91万7,939円です。

112ページになりますが、鳥獣捕獲対策事業補助金として648万1,980円を支出しております。イノシシ、クマ、猿、シカ等の捕獲補助で、猟期中も個体の減少につながることから、補助金を交付しております。捕獲の実績といたしましては、イノシシ451頭、クマ3頭、猿3頭、シカ114頭でございます。鳥獣害対策事業補助金39万1,700円につきましては、カラス、キジバトなどの捕獲奨励金で、事業主体の蔬菜研究会に補助、交付しております。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2目林道基盤整備費、支出済額3,182万2,488円、備考欄をごらんいただきたいと思っております。

広域林道開設事業は、支出済額204万9,071円、吾嬬山線の用地測量業務と土地購入費が主なものでございます。

次に、治山事業、支出済額613万2,776円、県単治山事業負担金11カ所分、町負担率は事業費の10%でございます。

次に、県単林道改良事業は、支出済額1,013万9,061円、林道坂倉線舗装工事で、県補助率は50%でございます。

次に、町単林道整備事業は、支出済額1,350万1,580円、機械借上料、原材料費及び小屋沢線など2路線の改修工事、林道作業道総合整備事業補助金は、森林組合による作業道開設9路線に係る補助金でございます。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 3目町有林管理費でございます。支出済額が323万9,293円でございます。主なものは、町有林森林国営保険料の232万3,893円、フォレストック認定モニタリング委託料25万3,000円、町有林管理委託料16万6,000円でございます。

続きまして、3項1目水産振興費でございますが、こちらにつきましては、支出済額が14万9,000円でございます。吾妻漁業協同組合及び吾妻漁業協同組合東吾妻支部へ14万9,000円を交付をいたしました。

続きまして、113ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費でございます。支出済額が1億4,221万2,370円でございます。主に職員3名分の人件費でございます。

続きまして、2目の商工振興費でございます。支出済額が9,727万1,990円でございます。主なものといたしましては、情報発信センター運営事業委託料で、緊急雇用創出事業補助金を活用いたしました。これにつきましては、町商工会のほうに情報発信センターを委託をしております、その委託料といたしまして471万7,108円でございます。

それから、住宅新築改修補助金でございますが、432万7,000円、町商工会活動補助金に1,156万8,300円、町商工会街路灯電気料補助金で150万8,652円、群馬県信用保証協会保証料補助金に219万2,362円、企業誘致奨励金に5,342万円、商工業経営資金利子補給金に1,327万1,540円、小口資金損失補償金に427万4,920円でございます。事業所等に対します大雪被害見舞金といたしまして16件、80万円を交付いたしました。

続きまして、3目観光管理費でございます。支出済額が2,557万2,263円でございます。主なものは、観光管理費では、観光振興事業委託料といたしまして、町観光協会に240万円、箱島湧水駐車場整備工事費に324万4,500円、箱島湧水駐車場用地購入費202万9,100円、116ページになりますが、町観光協会活動補助金105万円、第8回東吾妻ふるさと祭補助金に300万円、東吾妻町すいせん祭り補助金に25万円の支出でございます。

観光宣伝事業でございますが、ぐんまちゃん家で行いました東吾妻町物産展を初め各種観光宣伝事業に要した費用、合計163万6,304円でございます。

次に、温川キャンプ場管理事業でございますが、管理人賃金などの経常経費とそして支障木伐採作業委託料などで215万4,286円、あづま森林公園管理事業でございますが、管理人賃金などの経常経費と管理棟のデッキの修繕料などで572万9,669円でございます。

118ページをお願いいたします。

公共施設等管理事業でございますが、天神山公園支障木伐採委託料などで119万3,273円を支出しております。

続きまして、4目消費者行政推進費では、支出済額が66万602円でございます。消費者庁から貸与を受けました放射性物質検査機器の保守点検委託料24万1,500円、一部事務組合負担金41万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 説明の途中でありますが、ここで休憩をとります。

3時10分まで休憩します。

（午後 3時00分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 3時10分）

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 117ページをお願いします。

8款土木費でございます。土木費は支出済額7億705万6,069円、繰越明許費1億2,349万2,000円でございます。

1項1目道路橋梁総務費は、支出済額9,276万8,906円、備考欄をごらんいただきたいと
思います。12名の職員人件費及び道路橋梁台帳補正業務委託料、管理用庁用車とパソコンの
入れかえが主なものでございます。

次に、120ページをお願いいたします。

2目道路維持費は、支出済額1億1,445万8,743円、2月の豪雪による除雪関係では、例
年より多かった24年度の約600万円に比べ6倍以上の約3,900万円となりました。このうち
国庫補助の1,300万円の受け入れをしております。

道路維持費は、臨時職員1名の賃金、道路ストック舗装点検は、24年度繰り越し分ござ
います。赤線、水路、町道等の維持管理費で、原材料支給等機械借り上げ、町道70号線五町
田地区など除草工事2路線、町道3051号線、本宿・丑ヶ淵地内舗装工事など維持工事4路
線、原町地区道路維持工事など5地区の道路維持工事、岩島・坂上地区及び東・太田・原町
地区の緊急対応による道路管理工事、工事材料費は、直営及び地区の原材料支給、農道整備
事業榛名西麓負担金は、広域農道の町道認定を廃止し、県による農道ストック事業を実施し
ていただくための負担金が25%でございます。

次に、3目道路改良費は、支出済額8,771万4,239円、繰越明許費3,848万2,000円は、委
託料3,398万2,000円で、大雪により現場調査などができなかった馬場・手子丸線など5路
線の用地調査業務と松谷・六合村線改良工事の県ダムへの委託料、工事請負費450万円は、
県単小規模土地改良事業の田谷・貫井線舗装改良工事でございます。

備考欄をごらんいただきたいと
思います。

道路改良費は、支出済額8,771万4,239円、委託料につきましては、田谷・貫井線測量業務など4路線の県単小規模土地改良事業の田谷・貫井線舗装改良設計業務など2路線の6件であります。24年度の繰り越し分で、大戸・下宿赤線測量設計業務など3路線3件、122ページになりますが、工事請負費につきましては、内野・山田川線舗装工事など4路線、5件、24年度の繰り越し分で内野・山田川線道路改良1件、補償金につきましては、内野・山田川線及び岩下・川中線防火水槽移転補償費、内野・山田川線など3路線の上水、簡水の移転補償でございます。

次に、ダム関連道路費、支出済額2,781万2,203円、松谷・六合村線の道路改良で、用地及び補償関係は、町が担当し、工事につきましては、県ダム対策事務所へ委託して実施しております。

次に、4目橋梁維持費は、支出済額1,187万9,875円、橋梁の耐震補強、落橋防止等検討業務36橋、長寿命化計画48橋が主なものでございます。

次に、2項都市計画費、支出済額3億5,967万3,583円、繰越明許費4,001万円は、街路事業整備費でございます。

1目都市計画総務費は、支出済額196万7,203円、備考欄をごらんいただきたいと思います。

都市計画総務費は、支出済額18万9,976円、上信自動車道計画関連で都市計画道路の変更に伴う審議会費用が主なものでございます。

次に、広場管理費は、支出済額177万7,227円、駅北コミュニティ広場の維持管理費及び福祉ふれあいロード等花壇の原材料費、工事請負費は原町駅前からのカラー舗装歩道部の補修工事でございます。

次に、2目土地区画整理費は、支出済額1,151万7,757円、駅北土地区画整理事業にかかる経費でございます。

124ページをお願いします。

3目街路事業費は、支出済額1億5,639万3,513円、繰越明許費4,001万円は街路の土地購入費及び補償費でございます。25年度で原町駅南口線、原町仲通り線で予定された全ての用地及び補償について契約が完了しています。また、県施行にかかる県負担金で事業費の18%、6,228万円につきましては、26年度から県の道路事業となったため、25年度が最後となります。

次に、4目都市計画費、支出済額35万8,110円、駅北区画整理地内にある都市公園3カ所

の維持管理費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 5目下水道費ですが、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金に368万9,000円、下水道事業特別会計繰出金で1億8,574万8,000円です。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、3項住宅費は、支出済額1,274万8,520円、繰越明許費4,500万円は、住宅管理費でございます。

1目公営住宅管理費は、支出済額1,225万7,728円、町営住宅の維持管理費、126ページになりますが、24年度繰り越し分で耐震診断委託料でございます。

次に、2目定住促進住宅管理費は、支出済額43万792円で、箱島地区にある4戸の住宅管理費でございます。

次に、3目住宅管理費は、支出済額6万円、繰越明許費4,500万円は、雪害による住宅補修補助金で、8月末時点では117件、補助金額で926万5,000円の申請を受理しております。木造住宅耐震診断は、補助事業による一般住宅の耐震診断者派遣業務委託で2件でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、9款1項1目消防費でございますが、支出済額3億3,786万8,711円でございます。この目では消防団運営費及び消防施設整備費に伴う経費でございます。

1節の報酬では、消防団員305名分の報酬及び出動旅費が主なものでございます。

18節の備品購入費では、消防ポンプ自動車及び小型ポンプ積載車の購入が主なものでございます。

128ページお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金でございますが、広域消防負担金、消防団員退職報償金負担金が主な内容でございます。

続きまして、2目水防費でございますが、支出はございませんでした。

3目防災費でございますが、支出済額1,372万5,785円でございます。この目では防災行政無線の維持管理が主でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） お世話になります。

129ページをお願いいたします。

10款教育費は、支出済額が14億5,829万3,188円、繰越明許費1億640万7,000円、事故繰越3億42万3,500円でございます。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費でございますが、支出済額は202万8,570円でございます。教育委員会の運営経費でございますが、4名の……（録音漏れ）……経常経費と中ほどにございます入学祝金258万円は、対象児童86名に1人3万円を支給したものです。

131ページをお願いいたします。

東吾妻町育英事業でございますが、育英審議会開催に伴う委員報酬、費用弁償などがございます。中学校統合費につきましては、通学問題審議会開催に伴う費用でございます。

教育施設除染対策事業につきましては、主に教育施設やスポーツ施設の空間線量の測定とスポット除染作業にかかる費用でございます。

緊急カウンセラー等派遣事業につきましては、原町小学校へ被災児童に対するカウンセラーの配置にかかる費用でございます。

続きまして、3目教育研究所費でございますが、支出済額が50万6,638円でございます。教育に対する調査研究及び教育関係職員の研修に要した費用でございます。

続きまして、4目通学バス運営管理費でございます。支出済額が3,661万366円でございます。東地区1台、岩島地区2台、坂上地区2台の合わせて5台のスクールバス運営管理に要した経費でございます。

133ページをお願いいたします。

5目給食調理場運営管理費でございます。支出済額が4億9,632万3,949円でございます。備考欄の給食調理場運営管理費では、職員12名、臨時職員10名分の人件費と調理場運営の経常経費で、それと賄材料が主なものでございます。

東給食センターから136ページ、坂上給食共同調理場の施設ごとの経費でございます。後ほどご確認をお願いいたします。

町給食センター新築事業では、岩島体育館、旧岩島調理場解体工事、給食センター建設工事、建築・機械設備・電気設備工事及び備品購入などに要した経費でございます。第2回定例会でご説明いたしましたが、大雪の影響で3億42万3,500円を事故繰り越しとさせていた

できました。

137ページをお願いいたします。

6目外国青年招致事業費でございます。支出済額が918万9,499円でございます。本町には2名のALTの先生がおります。この先生方の報酬と経常的な経費でございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費でございます。支出済額が8,483万2,481円でございます。町内5小学校の共通的な学校運営に必要な経費でございます。主な項目では、7節の賃金で、公仕が5名、マイタウンティーチャー6名、特別支援員が6名、特別非常勤講師2名、計20名分でございます。

11節需用費では、5つの小学校の消耗品、光熱水費、修繕費などがございます。

15節工事請負費では、主な施設工事といたしまして、原町小学校ことばの教室エアコン設置工事、太田小学校保健室給湯機設置工事、原町小学校校庭整備工事などがございます。

18節備品購入費では、Windows XPの対応で教職員用事務用パソコンの購入、東、太田小学校児童用机、椅子の購入などがございます。

142ページの原町小学校から148ページ、東小学校まで各学校ごとの経費でございます。後ほどごらんをいただきたいと思えます。

続きまして、2目の教育振興費でございますが、支出済額が3,582万8,363円でございます。小学校の教材、教具、就学援助関係の費用でございますが、18節備品購入ではWindows XPの対応といたしまして、パソコン教室機器購入が主なものでございます。

20節の扶助費でございますが、就学援助につきましては、29名と被災児童2名、特別支援教育奨励費につきましては19名でございます。

150ページ、原町小学校から東小学校まで各小学校ごとの経費でございますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

続きまして、3目小学校施設整備費でございます。支出済額が2,202万9,000円でございます。東、太田、岩島、坂上小学校でトイレ改修工事を行いました費用でございます。

続きまして、3項中学校費、1目の学校管理費でございます。支出済額が7,899万6,031円でございます。町内の5中学校の共通的な学校運営に必要な費用でございます。

2節給料から7節賃金、9節旅費は、職員3名、臨時職員の公仕2名、マイタウンティーチャー2名、特別支援員5名、特別非常勤講師1名分の人件費でございます。

11節需用費では、5つの中学校の消耗品、光熱水費、修繕費などがございます。

15節工事請負費では、主な施設工事といたしまして、岩島中学校屋外トイレ増設工事、太

田中学校防球ネットかさ上げ及び防砂ネット設置工事などでございます。

19節備品購入では、Windows XPの対応で教職員用、事務用パソコンの購入、児童用机、椅子の購入などでございます。

154ページの原町中学校から162ページ、東中学校まで各中学校ごとの経費でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

163ページをお願いいたします。

2目の教育振興費でございます。支出済額が1,847万7,642円でございます。中学校の教材、教具、就学援助関係の費用でございますが、18節備品購入では、Windows XPの対応としてのパソコン教室機器購入が主なものでございます。

20節の扶助費でございますが、就学援助につきましては、20名と被災児童2名、特別支援教育奨励費につきましては、8名でございます。原町中学校から東中学校まで各学校ごとの経費でございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

続きまして、3目中学校施設整備費でございます。支出済額が2億1,672万8,600円でございます。統合中学校施設整備事業で、主なものは原町中学校校舎改修1期工事、同じく2期工事でございますが、平成26年第1回定例会でご説明いたしましたとおり、原町中学校1期工事につきましては、1億640万7,000円を繰越明許とさせていただきました。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございます。支出済額が1億5,082万2,063円でございます。町内5幼稚園の共通的な幼稚園管理運営に必要な経費でございます。

1節の報酬から7節賃金及び9節旅費までは、非常勤職員としての園長3名、職員14名、臨時職員9名、支援員9名、預かり保育臨時教諭1名分の人件費でございます。

11節需用費では、5つの幼稚園の消耗品、光熱水費、修繕費などでございます。

15節工事請負費では、主な施設工事といたしまして、坂上幼稚園トイレ洋式化工事などでございます。

18節備品購入では、Windows XPの対応で、教職員用の事務用パソコンの購入などでございます。

19節負担金、補助及び交付金の主なものは、臨時職員退職手当負担金、遠距離通園費補助金でございます。

166ページの原町幼稚園から170ページ、東幼稚園までは、各幼稚園ごとの経費でございます。後ほどご確認をお願いいたします。

171ページをお願いいたします。

2目教育振興費でございます。支出済額が166万3,878円でございます。各幼稚園の教材、教具等の支出でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、支出済額が624万7,968円でございます。社会教育委員報酬10名分を初め社会教育の経常的な経費でございます。主なものとしましては、19節負担金、補助及び交付金で、社会教育団体補助金を婦人会、文化協会及びPTAセミナーへ補助金を交付してまいりました。

また、174ページの成人式事業では、成人式に要した費用でございます。

また、放課後子ども教室推進事業は、25年度より太田小学校及び坂上小学校の児童を対象としました放課後子ども教室推進事業の経費でございます。

続きまして、2目公民館費でございます。支出済額が2,516万1,092円でございます。

備考欄をごらんください。中央公民館運営につきましては、中央公民館の運営にかかる経常経費が主なものでございます。

176ページ、高齢者教室から公民館読書推進事業につきましては、中央公民館の自主事業に要した費用でございます。太田公民館運営費から178ページ、東公民館運営費までは、各地区公民館の施設の維持管理及び運営並びに事業にかかる経費となりますので、よろしくお願いたします。

179ページをお願いいたします。

3目文化財保護費でございます。支出済額が968万4,132円でございます。文化財調査委員報酬10名分を初め文化財保護の経常的な経費でございます。主なものとしまして、19節負担金、補助及び交付金で、指定文化財保護管理団体及び町内の伝統芸能活動団体へ保護、育成のための補助金の支出でございます。

岩櫃城跡保存整備事業では、国・県の補助を受けまして、岩櫃城の今後の保護、活用、研究のために要した費用でございます。志摩小屋の地区で発掘調査を行いました。

続きまして、4目青少年対策費でございます。支出済額が105万8,636円でございます。主なものは、青少年対策費では、青少年健全育成推進員の活動費及び子ども会育成団体への補助金でございます。

182ページの杉並・東吾妻わんぱく交流事業では、町内の小学生4年生から6年生25名が25年度は杉並区を会場に杉並の小学生と交流を行った経費でございます。

続きまして、5目発掘調査費でございます。支出済額が990万314円でございます。

備考欄をごらんください。発掘調査につきましては、文化財整理室の維持管理に要する経

費が主なものでございます。25年度につきましては、公用車の購入を行いました。

試掘調査につきましては、岩島地区民間事業者の開発に伴います試掘調査の経費でございます。

町内遺跡分布調査事業では、国・県の補助を受けまして、町内の遺跡の埋蔵文化財包蔵地の分布調査を東地区で行いました経費でございます。

松谷地区発掘調査事業では、八ツ場ダム建設に伴います土地改良事業にかかる部分の発掘調査に要した費用でございます。

続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。支出済額が1,512万3,895円でございます。

184ページ、備考欄をごらんください。スポーツ推進員12名、スポーツ振興審議会委員7名の報酬及び体育振興にかかる経常経費と19節負担金、補助及び交付金では、東吾妻町体育協会、各地区町民運動会等、全国大会参加選手、スケート場運営に対し補助金の交付を行ってまいりました。

健康管理対策事業につきましては、管内の幼児、児童、生徒及び教職員の健康診断に要した費用でございます。

続きまして、郡民体育祭事業ですが、中之条町をメイン会場に開催されました第52回吾妻郡民体育祭の経費でございます。

続きまして、2目の学校開放事業費でございます。支出済額が439万7,500円でございます。管内の10校の校庭及び体育館を一般町民に開放しておりますが、これに要する経費で、主なものは、電気料でございます。

185ページをお願いいたします。

3目の施設管理費でございます。支出済額が5,439万1,075円でございます。

社会体育施設管理事業では、スポーツ広場、あづま総合運動場、町民体育館等の社会体育施設の維持管理に要する費用でございます。主なものは、電気料、施設管理委託料、町民体育館の音響設備の改修などでございます。

公園等管理事業では、岩井親水公園、あづま親水公園、おかのぼり公園等の維持管理に要する経費でございます。

社会体育施設整備事業では、平成24年度から繰越明許によります奥田社会体育館耐震補強工事要する経費でございます。

以上、教育関係の決算の説明とさせていただきます。

なお、施策の実績につきましては、88ページから95ページに記載してございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 11款災害復旧費をお願いいたします。1項1目農業用施設災害復旧費でございます。これにつきましては、植栗と泉沢の2地区の災害復旧でございます、調査設計業務委託を行いました35万7,000円の支出でございます。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2目林業施設災害復旧費は、支出済額902万270円、繰越明許費782万5,000円につきましては、188ページになりますが、林道ユースン線災害復旧にかかる設計委託料200万円、工事請負費550万円、土地購入費22万5,000円、補償費10万円でございます。

備考欄をごらんいただきたいと思っております。県単補助の北榛名山線及び国庫補助のユースン線及び町単の機械借上費と工事材料費でございます。

次に、2項土木施設災害復旧費、支出済額360万3,786円、繰越明許費300万円は、道路復旧費でございます。

1目河川復旧費は、支出がありませんでした。

次に、2目道路復旧費は、支出済額360万3,786円、繰越明許費300万円は、町道1245号広野線の測量設計でございます。

道路復旧費は、流出土砂片づけなど機械借り上げと直営などの原材料費でございます。

次に、3目橋梁復旧費は支出がありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 続きまして、12款公債費でございますが、合計で10億7,010万7,991円の償還をしています。元金として9億1,711万997円、利子として1億5,299万2,624円の償還をしております。

13款の諸支出金の支出済額2,000万円でございますが、水道事業会計への補助金でございます。

2項の開発公社の支出済額9万円は、土地開発公社補助金でございます。

14款の予備費でございますが、台風18号及び26号による災害応急復旧費等に充当させていただいております。

以上、歳出合計ですが、予算現額が96億6,191万円、支出済額が87億986万1,119円、繰越

明許費が3,579万6,000円、事故繰越が3億42万3,500円、不用額が3億1,582万9,381円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が92億461万8,407円、歳出総額が87億986万1,119円、歳入歳出差引額4億9,475万7,288円です。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が9,459万7,000円、事故繰越繰越額が1,146万8,500円、実質収支額、繰越金が3億8,869万1,788円になります。

次に、192ページから194ページが財産に関する調書でございます。

195ページが基金の明細、196ページが物品、債権ですので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で一般会計の決算に関する説明を終了させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） お世話になります。

監査委員の角田でございます。

去る6月の議会におきまして同意を得まして、引き続き監査委員として務めさせていただくことになりましたので、今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、25年度の監査結果の報告について申し上げます。

審査に当たりましては、町の関係職員の方々には、暑い中にもかかわらず大変ご苦勞願いましてご協力を願いまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、最初に監査の概要、結果、それから意見等につきまして、まず全体を通しての報告をさせていただきます。

まず、決算の概要なんですけれども、去る7月15日から8月6日までの延べ11日間、特別会計、それから事業会計を含めまして、茂木恒二監査委員とともに地方自治法の233条第2項、それから地方公営企業法の30条2項の規定によりまして、審査を行ったわけでございます。

次に、決算の審査の方法でございますけれども、決算の計数は正確であるかどうか、予算の執行は議決の趣旨にのっとり適正かつ効率的に執行されているかどうか、会計経理は関係法令に適合して処理されているかどうか、それから、財産の処分及び管理は適切に行われているかどうか、事業執行につきましては、適切に実施をされているかどうかということを中心眼に置きまして、決算書、それから諸帳簿、その他証拠書類等照合するとともに、必要な書類の提出を求めまして、関係職員の説明を聴取したほか、現地調査、それから例月検査の結果を踏まえまして、審査を行ったところでございます。

全体を通しての審査結果なんですけれども、決算の計数につきましては、正確だったということ、それから予算の執行もおおむね適正かつ効率的に執行されてきたということ、それから会計経理及び財産に関する事務につきましても、おおむね適正に処理をされていることを確認をいたしました。

また、事業の執行につきましては、各課の事業につきまして約14件ほど現地調査、それから書類調査を実施をいたしました。これにつきましても、おおむね適切に執行されていることを確認をいたしまして、以上のことから全体的には非違の点は認められませんでした。

ただ、意見としてこの場をかりまして何点か申し上げさせていただきます。

まず、歳入におきましては、当然のことながら自主財源の確保と住民の負担の公平性をする観点から、関係法令に基づきまして滞納額の解消に引き続き努めていただくということ。それから、歳出面では2月に大雪がございまして、その関係で補正予算を大分組みまして、その大部分が繰り越しになったというようなことで、先ほども説明ありましたが、事業執行率は90.15%であったということがありますけれども、その他はおおむね順調に行われてきたということですので、引き続き効果的な、あるいは効率的な事業執行に努めていただくということを強く希望するところでございます。

それから、続きまして指摘事項が1点ございます。町単の単独の補助金の一部に既に事業が終了している活動に対して年度末に一括事務処理をするなど不適切な事務処理がございました。今後は職員の事務処理能力の向上、指導ですとか、あるいは研修を通じて図っていただいて、適正な事務処理に努めていただきたいということ。それから、考究改善を要する事項が4点ほどございます。まず第1点目が行政評価に対する手法の確立ということでございます。今、町が進めているさまざまな施策につきまして、事業効果といいますか、事業実績の管理に基づく評価法の手法を早急に確立をして政策立案、あるいは予算編成への反映の仕方などを検討されたいということでございます。

あわせて、公共施設、利用率の低い施設、あるいは不要の施設がございますけれども、これらの管理の適正化に向けた方策についても検討されて、無駄な歳出を極力抑えていただきたいということでございます。

それから、2点目が保育所の整備計画の策定ということでございます。書類なり現地を見させていただきました。町内4カ所の保育所の施設、あるいは子供たちの保育の現状を考えたときに、再編整備計画を幼稚園との連携を含め、関係部署で最優先に策定をしていただいて議論を加速させていただくということを期待しております。

それから、3点目が岩櫃ふれあいの郷のあり方です。複合型の大型施設、これは岩櫃ふれあいの郷内の岩櫃城温泉センターがございますけれども、これは開設してから約18年が経過をしているということでありまして、施設の老朽化によって維持管理の費用の増大が今後懸念されております。温泉センターにかかわる収支、それから管理運営の実態、これを明らかにして議論を深め、早急に方向性の決定を検討されたいということでございます。

それから、最後になりますけれども、4点目、水道料金の見直しの検討をする必要がある、それから水道料金は平成23年度に料金体系が統一をされております。しかし、毎年度一般会計から多額の補助金が繰り入れられている、本来ならば独立採算で行うべきものだというふうに考えております。今後のことを考えますと、給水人口の増加ですとか、あるいは普及率の向上が期待できない反面、老朽管の更新ですとか、配水池の安全性、異物が混入したりとかいろいろな問題がありますけれども、こういったことをさらに強化する、そういうことを考えていきますと、やはり水道料金の見直しに向けた環境づくりに取り組むべきであるというふうなことがあります。そういったことも検討させていただくことの意味を一言申し上げます。

それでは、認定第1号の平成25年度一般会計歳入歳出決算結果についての報告を申し上げます。

去る7月15日に関係各課長さん方の出席をいただきまして、各事業の実績、細部にわたる説明を受けまして、関係諸帳簿、証拠書類等照合したところ、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数が正確だったこと、また予算執行もおおむね適切であると認められました。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査報告が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎認定第2号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第16、認定第2号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第2号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計事業勘定の決算につきましては、歳入総額22億7,248万9,117円、歳出総額20億8,328万5,691円、歳入歳出差引額1億8,920万3,426円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず、歳入ですが、国民健康保険税4億3,785万254円、国庫支出金4億1,028万7,524円、県支出金1億1,124万7,738円、療養給付費交付金1億3,513万7,720円、前期高齢者交付金6億3,667万5,188円、共同事業交付金2億5,629万1,146円、繰入金8,664万5,403円、繰越金1億9,499万5,054円が主なものでございます。

次に、歳出ですが、保険給付費13億7,671万7,435円、後期高齢者支援金等2億3,882万9,619円、介護納付金1億1,384万523円、共同事業拠出金2億2,219万9,621円、基金積立金7,000万3,000円等が主なものでございます。

続きまして、31ページ以降施設勘定の説明を申し上げます。

施設勘定の決算につきましては、歳入総額9,392万2,441円、歳出総額9,087万848円、歳入歳出差引額305万1,593円となり、翌年度へ繰り越しをいたしました。

まず、歳入ですが、診療収入7,253万3,189円、他に一般会計等からの繰入金1,662万4,000円が主なものでございます。

続いて、歳出ですが、総務費4,306万4,229円、医業費4,333万6,565円が主なものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について7ページをお願いいたします。

事業勘定から事項別明細書で説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税、収入済額4億3,785万254円、前年度に比べまして3,079万円、7.6%の増加となり、不納欠損額は413万3,500円、収入未済額は5,928万1,843円で、ともに前年に比べ減額となりました。被保険者数は4,516名、前年に比べ183名減少し、率にしまして3.9%となりました。内訳は、一般が4,174名、退職が342名で、収納率は現年度分95.1%、過年度分を含めると87.3%でございます。

1目一般被保険者国民健康保険税3億9,619万4,250円、不納欠損額は413万3,500円で、245件分でございます。収入未済額は5,588万6,753円で、3,116件でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税4,165万6,004円、収入未済額は339万5,090円で、158件となっております。

2款使用料及び手数料5万8,500円、保険税督促手数料でございます。

3款国庫支出金4億1,028万7,524円で、1項国庫負担金3億1,541万6,524円。

9ページをお願いいたします。

1目療養給付費等負担金3億336万3,786円を初め2目高額医療共同事業負担金、3目特定健康診査等負担金でございます。

2項国庫補助金9,487万1,000円で、1目普通財政調整交付金8,651万3,000円を初め2目特別財政調整交付金、3目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。

4款県支出金1億1,124万7,738円で、1項県負担金1,205万2,738円、高額医療費共同事業並びに特定健康診査等負担金でございます。

11ページをお願いいたします。

2項県補助金9,919万5,000円、1目財政健全化補助金、2目財政調整交付金でございます。

5款1項1目療養給付費交付金1億3,513万7,720円、退職者等医療給付費交付金で60歳から64歳までの方の医療費に対する被用者負担分でございます。

6款1項1目前期高齢者交付金6億3,667万5,188円、65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担不均衡を各保険者の加入数に応じて調整するものでございます。

7款1項1目財産収入3,212円、基金積立金利子でございます。

8款1項共同事業交付金2億5,629万1,146円で、共同事業交付金並びに保険財政共同安定化事業交付金でございます。

9款1項、13ページをお願いいたします。

1目一般会計繰入金8,664万5,403円は、先ほどの一般会計、3款1項6目28節の繰出金です。

1節保険基盤安定繰入金5,560万9,287円、保険税軽減分につきましては、県の補助4分の3、保険者支援分について国の補助が2分の1、県の補助が4分の1でございます。

2節出産育児一時繰入金306万円、これにつきましては、法定内繰り入れ上限が3分の2までとされております。

3節財政安定支援事業繰入金1,260万5,000円は、年齢構成差増嵩分と病床数が特に多い分及び応能保険税負担能力分でございます。

4節その他一般会計繰入金830万3,017円は、福祉医療波及分でございます。

5節事務費繰入金846万8,099円、総務費相当額でございます。

2項基金繰入金はありませんでした。

10款繰越金1億9,499万5,054円は、前年度繰越金でございます。

11款諸収入329万7,378円は、1項延滞金及び過料277万5,216円、一般被保険者及び退職被保険者等延滞金でございます。

15ページをお願いいたします。

3項雑入52万2,162円、一般被保険者返納金と指定公費負担医療費立替分でございます。

以上、歳入項目の主なものを説明させていただきました。

歳入総額22億7,248万9,117円で、前年度より8,283万円ほど増加となり、不納欠損額413万3,500円、収入未済額5,928万1,843円となり、前年度に比べ改善をされております。

続いて、17ページ以降歳出をお願いいたします。

1款総務費、支出済額964万890円、1項総務管理費、2項徴税费、3項運営協議会費まで経常的な経費でございます。

2款保険給付費13億7,671万7,435円、医療費等現金給付費にかかるもので、前年より242万円ほど減額となっております。これは初めてのことと思われまます。不用額におきましては、1億2,644万7,565円でございます。

1項療養諸費11億9,511万1,144円、前年より799万円ほどの増加、率にいたしましては

0.67%でございます。

19ページをお願いいたします。

2項高額療養費1億7,566万4,191円、前年より1,041万円減額、同じく5.59%でございます。全体の受診件数は6万778件、前年に比べ467件増加をしております。1件当たりの負担額は2万2,496円、前年より212円ほど減少しております。それぞれの内訳は、備考欄をごらんいただきたいと思います。

3項移送費はありませんでした。

……（録音漏れ）……

3款1項後期高齢者支援金等2億3,882万9,619円、後期高齢者支援金と病床転換支援金、事務費拠出金でございます。

4款1項前期高齢者納付金等23万2,140円、納付金並びに事務費拠出金でございます。

5款1項老人保健拠出金1万1,254円、23ページをお願いいたします。老人保健事務費拠出金でございます。

6款1項1目介護納付金1億1,384万523円、2号介護被保険者数1,785人、昨年より156人減少しております。

7款1項共同事業拠出金2億2,219万9,621円、高額な医療費1件当たり80万円を超えるものでございますが、これの発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、各市町村からの拠出金を行ってありまして、共同事業拠出金並びに保険財政共同安定化事業拠出金等でございます。

8款保健事業費1,461万7,293円、1項1目特定健康診査等事業費1,086万7,448円。

25ページをお願いいたします。

特定検診実施に伴う事業費で、受診者数1,380名、受診率40.29%ございました。

2項保健事業費374万9,845円、国保だよりの発刊、医療費のお知らせ及び人間ドック委託料等で、受診者数は147名ございました。

9款基金積立金7,000万3,000円でございます。

10款公債費はありませんでした。

11款諸支出金3,719万3,916円、1項償還金及び還付加算金2,994万9,499円で、過年度分の税還付金や療養給付費等負担金返還金でございます。

27ページをお願いいたします。

2項繰出金712万3,000円は、国保診療所へ施設勘定繰出金でございます。

3 項指定公費負担医療費立替金12万1,417円でございます。

12款予備費はございませんでした。

以上が歳出の主なもので、歳出合計は20億8,328万5,691円で、昨年に比べ8,862万円ほどの増加となっております。

次に、29ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支額 1 億8,920万3,426円で、前年より279万円ほど減少をしております。

30ページをお願いいたします。

財産に関する調書をごらんいただきたいと思います。

基金でございます。本年度7,000万3,000円増嵩し、決算年度末現在高は8,071万1,995万円となりました。

続いて、施設勘定の説明をさせていただきます。

35ページをお願いいたします。

事項別明細書をごらんください。

1 款診療収入、収入済額7,253万3,189円、1 項外来収入7,134万9,009円で、受診者数は延べ5,166人、昨年より413人ほど減少しております。1 人当たりの医療費は1 万3,812円でございます。制度別の内訳につきましては、備考欄をごらんいただきたいと思います。

2 項その他診療収入118万4,180円で、健康診断等の収入でございます。

2 款使用料及び手数料29万1,810円で、往診時の車の使用料と診断書等の作成手数料でございます。

3 款県支出金50万8,000円、へき地診療施設運営費補助金でございます。

4 款繰入金1,662万4,000円。

37ページをお願いいたします。

1 項他会計繰入金950万1,000円は、一般会計繰入金でございます。

2 項事業勘定繰入金712万3,000円でございます。

5 款繰越金373万7,316円は、前年度繰越金でございます。

6 款諸収入22万8,126円で、特定健康診査等収入と衛生材料等の売却によります雑入でございます。

以上、歳入合計は9,392万2,441円で、前年より539万円ほど増加をしております。

次に、39ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、支出済額4,306万4,239円、備考欄をお願いいたします。

職員人件費3,224万9,697円、医師 1 名、職員 2 名、臨時職員 1 名分の人件費等でございます。

次に、施設管理費1,060万652円につきましては、診療所の雨水排水処理施設及び医師住宅の修繕費として110万2,650円、電子カルテシステム購入費661万5,000円、その他は経常的な経費でございます。

次に、研究研修費21万3,880円、研修旅費及び学会負担金でございます。

2 款 1 項医業費4,333万6,565円で、1 目医業管理費52万1,293円は、代診医師の旅費から患者の薬袋、カルテ等の印刷代並びに代診医師の負担金等でございます。

41ページをお願いいたします。

2 目医療用機械器具費272万3,280円、酸素濃縮器等リース料並びに聴力検査機器（オウジオメータ）の購入費でございます。ほかには医療用消耗品、医薬品等が主なものでございます。

3 款公債費は447万54円、元金及び利子分で今年度中に 2 件が完済となり、残り 5 件となっております。

以上、歳入総額9,087万848円で、前年より608万円ほど増加となっております。

43ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書で、実質収支額は305万1,593円で、前年より68万円ほど減少となりました。

44ページをお願いいたします。

財産に関する調書で、土地・建物につきましては、診療所と医師住宅、物品につきましては、今年度新たに電子カルテ機器が増嵩となりました。

以上、国民健康保険特別会計事業勘定、施設勘定の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第2号 平成25年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の審査結果について報告をさせていただきます。

去る7月17日に町民課の出席をいただきまして、事業勘定、それから施設勘定の細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合検査したところ、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であること、また予算執行もおおむね適正であることが認められます。

ただし、事業勘定の中で保険税の滞納、先ほど説明ありましたけれども、収入未済、あるいは不納欠損等の縮減に引き続き努力されることを要望したことを申し添えます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会を付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月12日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（橋爪英夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議はあす9月5日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 4時21分）

平成26年 9 月 5 日 (金曜日)

(第 2 号)

平成26年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第2号)

平成26年9月5日(金) 午前10時開議

- 第 1 認定第 3号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 4号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 5号 平成25年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 6号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 7号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 8号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 9号 平成25年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第 8 議案第 7号 東吾妻町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 8号 東吾妻町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第 9号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算(第4号)
- 第12 議案第 2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第13 議案第 3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第14 議案第 4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第15 議案第 5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第 6号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第17 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	橋爪英夫君	2番	重野能之君
3番	佐藤聡一君	4番	根津光儀君
5番	樹下啓示君	6番	山田信行君
7番	水出英治君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	菅谷光重君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	代表監査委員	角田隆紀君
総務課長	角田輝明君	企画課長	佐藤喜知雄君
保健福祉課長	加辺光一君	町民課長	本多利信君
税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君	産業課長	荒木博之君
建設課長	加辺茂君	上下水道課長	土屋利夫君
事業課長	轟馨君	教育課長	丸山和政君

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局 補佐	水出悟
--------	------	-------------	-----

◎開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続いてお世話になります。
ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎認定第3号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第1、認定第3号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

認定第3号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額1億8,525万5,384円、歳出総額1億8,293万9,171円、歳入歳出差引額231万6,213円となり、翌年度へ繰り越しをいたします。

まず、歳入ですが、後期高齢者医療保険料1億1,977万5,000円、繰入金6,114万592円が主なものです。次に、歳出ですが、総務費225万5,154円、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,046万17円が主なものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

それでは、5ページをお願いいたします。

事項別明細書で説明をさせていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料ですが、収入済額1億1,977万5,000円で、前年度に比べ70万円ほど減少いたしました。

不納欠損額3万4,300円、収入未済額は15万2,300円、収納率99.84%でございます。

被保険者数は3,002名で、前年より25名の減少となりました。

1目後期高齢者医療特別徴収保険料9,358万4,000円、収入未済額マイナス13万2,700円、これは還付未済額でございます。被保険者数は2,685名でございます。

2目後期高齢者医療普通徴収保険料2,619万1,000円、1節現年度分普通徴収保険料2,576万9,000円、被保険者数326名でございます。収入未済額は28万3,200円、27件分で、収納率につきましては98.91%でございます。

2節滞納繰越分普通徴収保険料42万2,000円、不納欠損額3万4,300円で1名分でございます。収入未済額1,800円、これも1名分で、収納率につきましては92.12%でございます。

2款1項1目督促手数料300円、3件分でございます。

3款1項一般会計繰入金6,114万592円、事務費分と保険基盤安定分でございます。

4款諸収入208万583円、1項1目雑入195万2,583円、平成24年度広域連合納付金の精算に伴う返還金と人間ドック助成金14人分及び2款1目保険料歳出還付金12万8,000円でございます。

7ページをお願いいたします。

5款繰越金225万8,909円は前年度繰越金でございます。

以上が歳入項目の主なもので、歳入総額1億8,525万5,384円、昨年に比べ469万円ほど減少いたしました。不納欠損額3万4,300円、収入未済額15万2,300円となりました。

続いて9ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、支出済額225万5,154円、1項1目一般管理費90万2,845円、2項1目徴収費135万2,309円、これはともに経常的な経費でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1億8,046万17円、不用額209万9,983円、これは広域連合から示された保険料に係る負担金、保険基盤安定負担金及び事務費負担金でございます。

3款1項1目人間ドック助成事業費22万4,000円、これは14名の方が利用となっております。

4款、5款はございませんでした。

11ページをお願いいたします。

歳出合計1億8,293万9,171円、昨年に比べ475万円ほど減少しました。

13ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。実質収支額231万6,213円となりました。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第3号 平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算審査の結果についてご報告申し上げます。

去る7月17日、町民課の職員に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合したところ、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であったということ、また、予算執行もおおむね適正であると認めました。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、9月12日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第4号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、認定第4号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第4号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

介護保険の財源内訳は明確になっており、歳出のほとんどを占める保険給付費につきましては、介護保険料と公費負担で折半する仕組みとなっております。今年度の歳入総額は13億7,421万2,360円、歳出総額は13億4,429万4,391円で、歳入歳出差引額は2,991万7,969円となりまして、翌年度へ繰り越しとなります。

歳入の主なものは、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料が2億1,960万6,100円、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料相当の支払基金交付金が3億8,460万円、国及び県支出金5億4,353万6,684円、繰入金2億30万2,004円などでございます。

歳出の主なものは保険給付費でございまして、前年度比5.6%増の13億2,075万5,563円となり、全体の98.2%を占めております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） おはようございます。お世話になります。

それでは、説明申し上げます。

介護保険につきましては、提案理由にもありましたように、財源の負担割合が介護保険法により定められております保険制度であり、保険給付費の半分は保険料で賄い、残り半分を国・県、町が負担することになっております。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。

主なもののみ説明させていただきます。

歳入1款の保険料は65歳以上の第1号被保険者の介護保険料です。第5期に当たります平成24年度から26年度までの基準額は年額4万4,700円で、この基準額をもとに所得に応じた6段階となっております。最高額はこの基準額の1.5倍、最小額は0.5倍です。詳しいことは施策の実績41ページ以降にありますので、ごらんください。

保険料の徴収は原則年金からの天引きによる特別徴収ですが、天引きできない方は普通徴収となります。保険料収入は被保険者の増加などで前年度比2.3%増の2億1,960万6,100円となりました。収入未済額につきましては、無年金者など普通徴収の43人から118万3,800円となってしまいました。また、滞納繰越分106万8,600円のうち年度末には時効2年によりまして30万9,500円の不納欠損処理をさせていただきました。この結果、保険料収納率は前年度比0.1%減の99.3%となりました。

4款1項の国庫負担金2億4,194万6,881円ですが、これは介護給付費に対する法定負担分として、過不足は翌年度精算となります。

2項の国庫補助金ですが、1目の調整交付金1億577万3,000円は保険給付費の3から11%の範囲内で調整されて交付されます。高齢化率が高く、所得水準が低いと交付率が上がる仕組みとなっており、今年度は8.01%の交付となりました。

2目、3目の地域支援事業交付金も補助割合が定められております。

7ページをお願いいたします。

5款1項の支払基金、1目の介護給付費交付金3億8,345万6,000円ですが、これは40から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の29%を賄うことになっており、過不足は国庫負担同様に翌年度精算されます。これは、社会全体で介護保険を支えるために費用負担するという基本的なスタンスであります。

2目の地域支援事業交付金も同様です。

6款1項の県負担金、1目の介護給付費負担金1億9,245万6,610円ですが、これも介護給付費に対する県の法定負担分であります。

2項の県補助金の地域支援事業交付金もそれぞれの補助割合に応じた交付となっております。

7款の財産収入は介護給付費準備基金の積立金利子でございます。

最下段、8款の繰入金是一般会計と基金からの繰入金があります。

10ページをお願いします。

1項の一般会計繰入金1億8,378万1,004円は、保険給付費に対する法定負担分12.5%と介護認定審査会経費などの事務費分です。

2項の基金繰入金1,652万1,000円は介護給付費準備基金からの繰り入れで、介護給付費に充当いたしました。

9款諸収入、10款の繰越金はごらんとおりです。

歳入合計は前年度比5.7%増の13億7,421万2,360円となりました。

11ページの歳出をお願いいたします。

1款の総務費、支出済額1,474万6,946円は事務的経費でございます。

1項の総務管理費は一般事務費、2項の介護認定審査会費は認定調査、審査に要する経費、3項は保険制度の普及費、4項は保険料の賦課徴収の経費です。

最下段の2款保険給付費ですが、前年度より5.6%増の13億2,075万5,563円で、会計全体の98.2%を占めております。要支援も含めて介護認定を受けている方の約87%が何らかの介護サービスを利用しており、認定者数、利用者数、介護給付費ともにふえている現状です。

13ページをお願いいたします。

1項の介護サービス等諸費、支出済額11億8,907万6,288円は要介護者が利用したサービス費で、その内訳が次の1目から6目までとなります。

中ほど2項の介護予防サービス等諸費、支出済額5,971万2,157円は要支援者が利用したサービス費であり、その内訳が1目から次ページの5目までとなります。

次の3項その他諸費、4項の高額介護サービス等費、5項の高額医療合算介護サービス等費はごらんとおりです。

6項の特定入所者介護サービス費について説明いたします。

これは低所得者対策の一環であり、施設入所者で所得の低い方は食費と居住費の実費負担分が軽くなります。低所得者に対しては所得に応じた自己負担の限度額が設けられており、限度額を超えた分は介護保険から給付されますので、この給付額が4,952万3,765円となりました。

17ページ、5款の地域支援事業費、支出済額457万4,040円ですが、介護予防に関する支援が主で、地域包括支援センターで実施しております。

19ページ中ほど、6款の諸支出金は死亡等に伴う保険料の還付金と前年度分精算に伴います支払基金と国庫への返還金でございます。

以上、歳出合計は前年度比5.5%増の13億4,429万4,391円となりました。この結果、21ページ、実質収支額は2,991万7,969円となります。

22ページの財産に関する調書は介護給付費準備基金の状況でございます。

以上で説明を終わりとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） それでは、認定第4号 介護保険特別会計歳入歳出決算結果についてご報告申し上げます。

去る7月17日、保健福祉課長に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合、検査しましたところ、決算書は関係法令に準拠して処理されており、計数は正確であること、また予算執行もおおむね適正であると認めました。

ただし、制度の健全な運用を図るために、今後とも保険料の滞納額の縮減に努力されるよう要望したところであります。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。文教厚生常任委員会においては、9月12日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第5号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第3、認定第5号 平成25年度東吾妻町特別養護老人ホームいわ

びつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第5号 平成25年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

特別養護老人ホームいわびつ荘は介護保険施設であり、生活介護が中心の介護老人福祉施設でございます。運営費は利用者及び保険者が負担する介護保険報酬と利用者がさらに負担する食費と居住費の実費負担が中心となっておりますが、不足する分を一般会計から繰り入れております。

本年度の歳入歳出総額はそれぞれ2億1,436万3,521円で、収支差し引きゼロでございます。これは来年度から指定管理者制度へ移行となりますので、本年度が最後の決算ということでゼロとなりました。

歳入の主なものは、先ほど申しあげました負担金が1億6,089万2,986円、一般会計からの繰入金1,762万2,615円、利用者の実費負担を含む諸収入2,275万519円などであります。

歳出はサービス提供に係る経費を計上した総務費2億1,436万3,521円でございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(加辺光一君) それでは、ご説明申し上げます。

いわびつ荘は町長の提案理由にもありましたように、定員50人の長期入所と6人の短期入所生活介護サービスを提供する介護老人福祉施設でございます。運営費は介護サービス提供に伴います介護報酬が主で、不足する額を一般会計から繰り入れて運営しております。

施設の概要は施策の実績47、48ページに掲載してございますので、後ほどごらんください。

それでは、事項別明細書の5ページをお願いいたします。主なもののみ説明させていただきます。

1款1項の負担金収入1億6,089万2,986円ですが、これは介護報酬などで保険適用分でございます。備考欄にありますように、利用区分別になっており、保険者負担は原則介護報

酬の9割、利用者負担は1割となります。利用率は全国平均を上回る99.3%、入院も含んでおりますが99.3%となりました。短期入所は27.2%と低いですが、これは翌年度からの指定管理者制度への移行を見据えて調整したためでございます。未納状況でございますが、過年度分5万3,830円を不納欠損処理させていただきました。また、現年度分の収入未済額が5款の諸収入を含めて22万2,082円ありますが、これにつきましては26年度中に納入予定でございます。

2款の寄附金1件1万円ございました。

3款1項の一般会計からの繰入金1,762万2,615円は運営管理費です。

4款の繰越金は前年度からの繰越金1,308万7,401円です。

5款1項の雑入ですが、備考欄の介護保険給付対象外サービス利用料2,231万9,184円は施設利用者の食費と居住費などの実費負担分でございます。施設サービスを利用したときは、サービス費の1割に加え、食費や居住費などが自己負担となります。

歳入合計では前年度比4.9%減の2億1,436万3,521円となりました。

次ページの歳出をごらんください。

1款の総務費のみでございまして、支出済額2億1,436万3,521円となりました。全てが施設管理費で、施設サービス提供に係る経常的な経費となっております。一般職給料から賃金までと、次ページの退職手当組合負担金を含めた人件費が77%を占めており、その他給食の賄い材料費や光熱水費、各種委託料など、ごらんのとおりでございます。

10ページをお願いいたします。

今年度は備品購入費1,174万2,000円で、介護用電動ベッド40台とリクライニング式の車椅子3台を更新しました。

以上、歳出合計は前年度比1.0%増の2億1,436万3,521円となり、この結果、11ページの実質収支額はゼロとなりました。

12ページの財産に関する調書はごらんのとおりでございます。

いわびつ荘は昭和61年6月1日の開所以来直営で管理、運営してまいりましたが、平成26年度からは社会福祉法人春風会による指定管理となったため、今年度が最後の決算となります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

(代表監査委員 角田隆紀君 登壇)

○代表監査委員(角田隆紀君) 認定第5号 平成25年度特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算審査についてご報告申し上げます。

去る7月17日保健福祉課長に出席いただきまして、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合したところ、決算書は関係法令に準拠して適正に処理されており、計数は正確であったこと、また予算執行もおおむね適正であるということが認められました。

以上です。

○議長(橋爪英夫君) 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。文教厚生常任委員会においては、9月12日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第6号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長(橋爪英夫君) 日程第4、認定第6号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 認定第6号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は1億4,935万6,264円、歳出の総額は1億4,900万5,711円でございます。歳入歳出差引額は35万553円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

歳入の主なものは分担金及び負担金20万円、使用料及び手数料504万1,000円、県支出金200万円、財産収入3,527円、繰入金9,185万1,865円、繰越金3,145万4,708円ですが、そのうち前年度からの繰越明許費に係る繰越金が3,108万円でございます。また、諸収入1,880万5,164円でございます。

歳出の主なものは宅地造成事業費2,997万7,067円、情報通信事業費5,763万6,906円、発電事業費630万円、公債費5,509万1,738円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

5ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入の部、1款分担金及び負担金でございますが、収入済額20万円、情報通信事業施設加入負担金4件分でございます。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額504万1,000円で、内訳といたしまして、情報通信事業施設使用料501万7,000円で、713件分でございます。

また、滞納繰越金は2万4,000円で、6件分でございます。

3款県支出金ですが、小水力発電導入調査支援事業補助金といたしまして200万円でございます。

4款財産収入ですが、収入済額3,527円で、地域開発基金利子でございます。

5款繰入金でございますが、収入済額9,185万1,865円で、内訳といたしまして、地域開発基金繰入金1,101万865円でございます。

7ページをお願いいたします。

宅地造成事業一般会計繰入金3,450万1,000円、情報通信事業一般会計繰入金4,204万円、発電事業一般会計繰入金430万円でございます。

6款繰越金ですが、収入済額3,145万4,708円で、内訳といたしまして、前年度繰越金が37万4,708円、繰越明許繰越金が3,108万円でございます。

7款諸収入は県道拡幅支障移転補償費等で1,880万5,164円で、五町田地内県道拡幅支障移転補償費及び西上武幹線新線工事誘導対策設計業務補償費、光ファイバー芯線貸付料でございます。

歳入合計といたしまして、1億4,935万6,260円でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款事業費ですが、支出済額9,391万3,973円で、内訳として1項宅地造成事業費は解散いたしました町土地開発公社からの宅地購入費2,992万3,000円と、消耗品及び積立金でございます。2項情報通信施設事業費は施設管理費として5,763万6,906円でございます。主なものは施設保守管理委託料220万5,000円、支障移転工事費10件で1,945万4,400円、繰り越しではございますが、通信系IRU移行工事費3,108万円等でございます。3項発電事業費は鳴沢川小水力発電導入基本調査委託でございます。

2款公債費でございますが、支出済額5,509万1,738円、内訳といたしましては、元金及び利子を合わせまして情報通信施設事業で4,855万1,054円、宅地造成事業で654万684円でございます。

歳出合計といたしまして、1億4,900万5,711円でございます。

13ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が1億4,935万6,264円、歳出総額が1億4,900万5,711円、歳入歳出差引額35万553円です。実質収支額も35万553円です。

12ページの財産に関する調書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） 認定第6号 地域開発事業特別会計歳入歳出決算審査の結果についてご報告申し上げます。

去る7月16日、総務課長に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関係する諸帳簿、証拠書類等の照合、検査しましたところ、決算書は関係法令に準拠して適正に処理されており、また、計数は正確であったこと、予算執行もおおむね適正であるというふうに認められました。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

8番、茂木恒二議員。

○8番（茂木恒二君） 10ページの発電事業費、鳴沢川小水力発電導入基本設計委託630万の歳出がありますけれども、接続制限というんですか、いろいろ環境の変化があつて現況というか、現状とそれから今後の見通し等ありましたらお願いしたいんですが。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 接続制限の話につきましては6月の定例会中の全協の中でご説明申し上げてきました。その後、東電のほうからそれにつきましてのいろいろな説明等がございまして、今検討を重ねているところでございますが、今回の定例会中の全協においても説明したいと思ひます。基本的には入札という形になっておりますので、それを受けて検討していきたいということで今考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思ひますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思ひます。ご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがつて、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。総務建設常任委員会においては、9月12日までに審査が終了するようお願ひいたします。

◎認定第7号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、認定第7号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願ひます。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第7号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は4億9,311万296円、歳出の総額は4億7,686万8,266円でございます。歳入歳出差引額は1,624万2,030円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金784万7,000円、使用料及び手数料

1億6,570万5,813円、国庫支出金1,650万2,000円、県支出金1,320万8,000円、繰入金1億9,881万1,577円、繰越金413万4,113円、諸収入1,610万1,793円、町債7,080万円などがございます。

歳出といたしましては、総務費3,122万3,533円、建設費9,889万8,056円、施設費1億3,061万5,963円、公債費2億1,613万3,894円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） お世話になります。

それでは、5ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入、第1款分担金及び負担金ですが、収入済額で784万7,000円です。内訳ですが、農業集落排水分担金が94万7,000円、公共下水道負担金が690万円となります。

2款使用料及び手数料ですが、収入済額で1億6,570万5,813円となります。内訳ですが、1目公共下水道使用料が4,872万2,363円、2目浄化槽使用料が設置時使用料を含めて8,880万9,785円、3目農業集落排水使用料が箱島・岡崎地区、岩下・矢倉地区を合わせて2,817万5,792円となります。

3款国庫支出金ですが、収入済額で1,650万2,000円となります。内訳ですが、浄化槽整備事業国庫補助金でございます。

7ページをお願いいたします。

4款県支出金ですが、収入済額で1,320万8,000円となります。内訳ですが、浄化槽整備事業県補助金でございます。

5款繰入金につきましては、1億9,881万1,577円です。内訳ですが、一般会計繰入金が1億8,574万8,000円、浄化槽市町村整備推進事業減債基金からの繰入金が1,306万3,577円です。

6款の繰越金ですが、前年度繰越金が413万4,113円となります。

7款諸収入ですが、収入済額1,610万1,793円です。内訳ですが、先ほどの減債基金積立金の利子が2万9,957円、雑入として東京電力下水道副産物補償金が公共下水道事業、農業集落排水事業合計で170万6,250円、浄化槽整備事業で上水道工事に伴う移設撤去工事補償金201万8,600円、農集箱島・岡崎地区ですが、上水道工事に伴う補償料1,150万8,000円な

ど、合計1,569万3,836円の収入になっております。

9ページをお願いいたします。

2目の駐車場等の付帯工事費が37万8,000円となっております。駐車場の付帯工事につきましては、合併浄化槽9件の駐車場使用等の付帯工事を実施したものです。

8款の町債ですが、下水道事業債、過疎対策事業債、資本費平準化債を合わせて7,080万円です。

以上、歳入合計額は4億9,311万296円となります。

続きまして、11ページからの歳出をごらんください。

1款総務費ですが、一般管理費ということで職員4名分の人件費と事務的な経常経費でございます。

次に、2款建設費、1項1目建設事業費は9,889万8,056円です。これ以降につきましては各事業ごとにまとめてありますので、備考欄をごらんください。

最初に、公共下水道事業費ですが、524万869円です。備考欄の上から9行目、マンホール高さ調整工事請負費から、3行下の公共ます設置かさ上げ工事請負費までの合計483万3,236円が工事請負費となります。

次に、下から5行目の浄化槽整備事業費ですが、8,045万9,683円です。

13ページをお願いいたします。

備考欄の上から6行目の浄化槽設置工事請負費が70基を設置いたしまして、6,163万5,000円になります。

3行下の浄化槽設置奨励金として592万5,000円、66基分、その下の浄化槽エコ補助金として440万円、44基分を支出しております。

次に、農業集落排水箱島・岡崎地区は1,191万1,000円です。上信道工事に伴う岡崎地区の布設替え工事設計委託料126万円、その下の布設管撤去工事費が1,024万8,000円、その下の新規取付管設置工事37万8,000円で、工事請負費が合計1,062万6,000円となります。

岩下・矢倉地区は全体額で128万6,504円で、備考欄下から6行目の新規取付管設置工事請負費86万5,200円と、その下のマンホール高さ調整工事請負費24万1,500円等でございます。

続きまして、3款施設費、1項1目施設管理費の1億3,061万5,963円でございます。ここではそれぞれの施設の維持管理に要した修繕費や保守点検、管理業務委託料などを計上しております。

最初に、公共下水道事業ですが、3,148万6,753円で、25年度末現在で接続世帯が806世帯で、接続率は80.5%です。備考欄5行目、処理場余剰汚泥ポンプ等修繕料315万円は、吾妻浄化センターの余剰汚泥ポンプの修繕です。

下から2行目、処理場維持管理業務委託料の701万1,900円は、吾妻浄化センター維持管理の業務委託料です。

その下の管渠維持管理業務委託料422万1,000円は、管渠延長約6.5キロの清掃とカメラ調査約1.2キロの管理業務委託料です。

15ページをお願いいたします。

備考欄1行目のマンホールポンプ通報システム管理業務委託料82万6,056円は、22カ所のマンホールポンプ異常通報等の業務委託料です。

備考欄上から4行目、汚泥運搬処理業務委託料508万950円は、吾妻浄化センターの汚泥運搬処分の委託料です。

次の浄化槽整備事業費の5,967万5,652円ですが、1,537基の保守点検等を行いました。備考欄7行目、8行目の浄化槽清掃業務委託料と浄化槽保守点検業務委託料を合わせて4,399万8,226円の保守点検委託料です。

次の農業集落排水箱島・岡崎地区の2,395万6,047円ですが、接続率86.1%、335世帯が使用しております。備考欄下から10行目の処理場維持管理業務委託料の590万348円は、処理場を維持管理するための委託料でございます。

その下、管渠維持管理業務委託料の399万円は、管路維持のための業務委託料でございます。

次の農業集落排水岩下・矢倉地区の1,549万7,511円ですが、接続率82.1%、280世帯が使用しております。先ほどの箱島・岡崎地区と同様、施設の維持管理費等となっております。今後の課題は接続率の向上になると思います。

次のページをお願いいたします。

続きまして、4款1項公債費ですが、元金利子の償還を合わせまして2億1,613万3,894円です。備考欄に元金利子別に各事業ごとにまとめて計上されておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

最後に、予備費ですが、予備費の執行はありませんでした。よろしくをお願いいたします。

以上、歳出合計で4億7,686万8,266円で執行率は95.3%となりました。

次ページは実質収支に係る調書でございます。

20ページからは財産に係る調書が記載をしてありますので、ごらんをいただきたいと思
います。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） 認定第7号 下水道事業特別会計歳入歳出決算審査の結果に
ついてご報告申し上げます。

去る7月22日、上下水道課長に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関係諸
帳簿、関係書類等を照合、検査しましたところ、関係法令に準拠して適正に処理されており、
計数は正確であったこと、また、予算執行もおおむね適正であるというふうに認められまし
た。

なお、先ほども説明がありましたように、引き続き加入率、接続率の向上を、これと料金
の収入未済がございますので、こういったものの縮減に努力されるよう要望したことを申し
添えます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはそ
の審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。総務建設常
任委員会においては、9月12日までに審査が終了するようお願いいたします。

ここで休憩をとります。

11時10分まで休憩します。

（午前10時57分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◎認定第 8 号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第 6、認定第 8 号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第 8 号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入の総額は6,967万3,168円、歳出の総額は6,849万7,278円でございます。歳入歳出差引額は117万5,890円となり、翌年度へ繰り越しいたします。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金15万3,300円、使用料及び手数料3,533万5,918円、繰入金820万3,000円、繰越金585万6,246円、諸収入1,632万4,704円、町債380万円などがございます。

歳出といたしましては、簡易水道費5,378万1,561円、公債費1,471万5,717円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 5 ページ以降の事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入ですが、1 款分担金及び負担金で、1 目簡易水道分担金として収入済みで15万3,300 円の収入がありました。20ミリの加入分担金で1 戸分の新設でございました。

次に、2 款使用料及び手数料の3,533万5,918円ですが、これにつきましては水道使用料

及び量水器の使用料ですが、内訳は現年分が3,468万6,301円、過年度分が64万9,617円です。

3款繰入金につきましては、一般会計より820万3,000円の繰り入れです。

4款繰越金につきましては、前年度繰越金として585万6,246円です。

5款諸収入につきましては、雑入の1,632万4,704円です。これは土地改良工事に伴う配水管布設替えの補償金として1,297万6,262円、上水道工事に伴う補償金として240万円などでございます。

7ページをお願いいたします。

6款町債ですが、簡易水道事業債190万円と過疎債190万円、合わせて380万円でございます。

以上、歳入合計で6,967万3,168円となります。

続きまして、歳出ですが、9ページをお願いいたします。

1款簡易水道費、1項1目維持管理費ですが、これは施設全体の維持管理に係る費用で、ほとんどが経常的な経費でございます。備考欄をごらんください。

上から10行目の災害補償基金負担金までは職員1名の人件費でございます。

16行目の簡易水道施設電気料ですが、簡易水道施設17給水区の水源と配水池の電気料600万3,409円、20行目の配水管等施設修繕料290万7,765円がありますが、配水管の破裂や施設の修繕費などがございます。

備考欄の下から16行目の検定有効期限満了量水器交換工事の70万9,905円から、7行下の松谷土地改良に伴う布設替え工事254万1,000円までが工事請負費で、合計2,412万4,905円となります。

11ページをお願いいたします。

2款の公債費ですが、1目元金、2目利子を合わせて1,471万5,717円になります。

以上、歳出合計6,849万7,278円で、93.54%の執行率となりました。

13ページに実質収支に係る調書、14ページには財産に関する調書が記載されておりますので、ごらんをいただきたいと思えます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） 認定第8号 平成25年度の簡易水道特別会計歳入歳出決算の審査の結果についてご報告を申し上げます。

去る7月23日に、上下水道課長に出席をいただきまして、細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合、検査しましたところ、決算書は関係法令に準拠して適正に処理されており、計数は正確であったこと、また予算執行もおおむね適正であると認めました。

なお、引き続き料金の収入未済の縮減に努力されるよう要望したことを申し添えます。
以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。総務建設常任委員会においては、9月12日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎認定第9号の上程、説明、監査委員報告、質疑、委員会付託

○議長（橋爪英夫君） 日程第7、認定第9号 平成25年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 認定第9号 平成25年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入では、営業収益1億7,604万4,852円、営業外収益2,012万6,178円で、水道事業収益が1億9,617万1,030円となります。

収益的支出では、営業費用1億4,454万8,795円、営業外費用3,608万2,043円、特別損失

25万1,655円で、水道事業費用は1億8,088万2,493円でございます。

営業活動から生ずる未処分利益剰余金1,230万5,296円は、減債積立金へ積み立ていたします。

資本的収入では、負担金が818万7,735円で、資本的収入は818万7,735円となります。

資本的支出では、建設改良費3,242万7,965円、企業債償還金6,700万1,135円で、資本的支出は9,942万9,100円となり、不足する額9,124万1,365円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額94万3,427円、過年度分損益勘定留保資金441万3,185円、当年度分損益勘定留保資金7,200万円、減債積立金処分1,388万4,753円で補填をいたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、東吾妻町水道事業決算報告について説明をさせていただきます。

7ページをごらんください。

損益計算書ですが、これ以降につきましては税抜きでの表示であります。中ほどに営業利益2,457万2,633円があります。その下に経常利益が1,447万1,416円あります。

一番下から3行目が当年度の純利益でありまして、1,423万1,744円となりました。ただし、前年度繰越欠損金が192万6,448円がありますので、当年度未処分利益剰余金といたしまして1,230万5,296円となります。

次に、8ページ、9ページをごらんください。剰余金計算書です。

先ほど説明しましたが、9ページ右から3列目の未処分利益剰余金（未処理欠損金）の欄の一番下の行、当年度末残高として1,230万5,296円となりました。

続きまして、8ページの一番右の列、資本剰余金当年度末残高として8億2,239万7,521円となります。

その下の剰余金処分計算書ですが、平成25年度につきましては当年度の部分がそっくり減債積立金へ積み立てをいたします。

次の10ページ、11ページの貸借対照表をごらんください。

10ページ最下段、資産合計は固定資産、流動資産を合わせて27億1,127万8,640円です。

11ページにいきまして、負債の部の一番下、負債合計が2,175万1,127円、資本の部の一

番下から2行目の資本合計は26億8,952万7,513円となりまして、資本の部一番下の負債資本合計と10ページ資産の部一番下の資産合計は同額となります。

続きまして、12ページの水道事業報告書をごらんください。

1 概要、(1)総括の営業状況ですが、ここ数年は加入戸数、給水戸数、給水人口とも減少傾向にありましたが、25年度は加入戸数は若干ふえ、給水戸数、給水人口は減少をいたしました。配水量につきましても1.5%ほど減少しております。

表の一番下の有収率でございますが、0.2%増加し、83.1%でございました。老朽管等の更新を計画的に進め、向上に努めたいと考えております。

建設改良につきましてはごらんのとおりですが、14ページに建設改良工事の内容が記載をされておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

次に、経理状況ですが、収益的収支では1,423万1,744円の利益が生じ、資本的収支では9,124万1,365円の不足額となりました。

次に、給水収益の収納状況を掲載をしてありますが、収納率が98.26%となりました。未納者に対しましては引き続き未納者対策を講じていきたいと考えております。

12ページの議会議決事項、13ページの行政官庁認可事項及び職員に関する事項につきましては、ごらんのとおりでございます。

続きまして、14ページの工事ですが、先ほど申し上げました建設改良工事の内容ですので、ごらんをいただければと思っております。

続きまして、15ページの3業務、(1)の業務量でございます。

12ページの営業状況とほぼ同じですが、前年度との比較になっております。表の下の供給単価が129円53銭、給水原価が140円77銭となっております。

16ページの事業収入に対する事項及び事業費に関する事項は、対前年度との比較ですので、ごらんをいただきたいと思っております。

次に、17ページの会計ですが、ここには企業債の概要、補助金の概要、負担金の概要を記載をしてあります。企業債の未償還額は9億8,452万4,696円となっております。補助金につきましては、一般会計より2,000万円を受け入れて、収益的収支において2,000万円を企業債の償還金利息に充当いたしました。負担金につきましては、町道の道路改良工事に伴う布設替え工事負担金を中心に1,255万9,303円を受け入れました。

続きまして、18ページの水道事業収益費用明細書をごらんください。

水道事業の収益として、消費税抜きで1億8,801万3,067円となりますが、その明細を掲

げてあります。

次に、19ページから21ページまでは、水道事業費用の明細でございます。費用合計は19ページの一番上の段にあります。1億7,378万1,323円となります。この明細は7ページの損益計算書にも連動をしております。

続きまして、22ページの資本的収支明細書をごらんください。

これは、消費税込みの金額になっております。資本的収入は818万7,735円、資本的支出は9,942万9,100円となりました。これは4ページ、5ページの資本的収入及び支出に連動をしております。資本的支出の企業債償還金6,700万1,135円は元金部分です。

24ページから26ページに明細がありますので、ごらんをいただければと思います。

最後となりますが、23ページには固定資産明細書が、24ページ以降は先ほど申し上げました企業債の明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

ここで監査委員報告をお願いいたします。

角田代表監査委員。

（代表監査委員 角田隆紀君 登壇）

○代表監査委員（角田隆紀君） 認定第9号 平成25年度水道事業未処分利益余剰金の処分及び決算審査の結果について報告申し上げます。

去る7月22日、上下水道課長に出席いただきまして、収益的収支、資本的収支の経理の内容の細部にわたり説明を受け、関係諸帳簿、証拠書類等を照合、検査したところ、決算書は関係法令に準拠して適正に処理されており、計数は正確であること、また、予算執行もおおむね適正であるというふうに認められました。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 監査委員報告が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。総務建設常任委員会においては、9月12日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第8、議案第7号 東吾妻町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町災害対策本部条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、災害対策基本法の一部改正に基づき、東吾妻町災害対策本部条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、新旧対照表をごらんください。

先ほど町長より説明のありましたとおり、東吾妻町災害対策本部条例の制定を災害対策基本法第23条第7項で規定しておりましたが、災害対策基本法の改正により制定の規定が第23条の2第8項になりましたので改正するものでございます。

以上、簡単ですがよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第9、議案第8号 東吾妻町防災会議条例の一部を改正する条例
についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町防災会議条例の一部を改正する条例について、
提案理由の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、今年度、地域防災計画の見直しを実施するのに伴い、災害対策基本法
に基づき、東吾妻町防災会議条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご議決くださいますようお願いいた
し願います。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 新旧対照表をごらんください。

第2条の改正につきましては、災害対策基本法の改正によりまして、第2号を「町長の諮
問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」及び第3号の「前号に
規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。」に改正し、第4号の「前各号に掲げ
るもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務」を追加するもの
でございます。

第3条の改正につきましては、防災会議の委員に消防長と町長が防災上特に必要と認める
者を加えるための改正と、第6項でそれぞれの委員定数の規定を全体で30名以内とする改正、
第7項は第5号の改正に伴います号ずれの改正でございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第10、議案第9号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第9号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

国において地方税法が改正されたことに伴い、東吾妻町税条例についても整備を行う必要が生じたので、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

税務会計課長。

○税務会計課長(松井秀之君) お世話になります。

東吾妻町税条例等の一部改正について説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴う税条例等の一部改正で2条立てとなっております。

第1条につきましては、東吾妻町税条例の一部改正でございます。

第2条につきましては、平成25年条例第39号の東吾妻町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

6月定例会の全員協議会でご説明いたしました、地方税法の条や項ずれなどの規定整備が大部分でございますが、実際に影響のあるものにつきましては税率改正でございます。法人町民税の法人税割と軽自動車税の税率改正でございます。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第34条の4につきましては、法人町民税の法人税割の税率改正で、現行の14.7%から12.1%に引き下げるものでございます。施行期日は平成26年10月1日事業からでございます。

次のページの第82条につきましては、軽自動車税の税率改正でございます。基本的には1.5倍の引き上げ率でございますが、2,000円に満たないものにつきましては2,000円といたしまして、四輪の貨物や営業車につきましては約1.25倍に引き上げるものでございます。

施行期日は平成27年4月1日からでございます。

第83条につきましては、これは税制改正がらみではございませんが、軽自動車税の納期限

の改正で4月納期から5月納期とするもので、現行の4月納期の場合デメリットが多いためでございます。この施行期日は平成28年4月1日でございます。

4ページの附則第10条の2につきましては、俗にわがまち特例と言われるもので、固定資産税の課税の特例の種類がふえたことによるものでございます。割合につきましては、参酌元の割合を使用しております。

附則第16条につきましては、軽自動車税の税率の特例で、新車として登録してから14年を経過した月の属する年度以降の軽自動車につきまして1.2倍程度の重課税率にするものでございます。

6ページから9ページの右の欄につきましては、東日本大震災関係の特例規定でございますが、特例規定を廃止するために附則第22条、22条の2、23条を削除するもので、9ページ、10ページにつきましては附則第22条から23条を削除したことによる条ずれ修正でございます。

条例の最後のページでございますが、附則第6条の表でございますが、軽自動車税の課税の特例で平成27年3月31日までに新車登録された軽自動車につきましては、その車両が新車として登録された年から13年を迎えた年まで現行税率を適用するというものでございます。

以上、雑駁ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第11、議案第1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億9,700万4,000円を減額し、歳入歳出

予算の総額を88億9,861万8,000円とするものでございます。内容につきましては、平成25年度国の補正予算で創設された地域活性化・効果実感臨時交付金、いわゆるがんばる地域交付金の予算計上と、平成25年度決算額の確定に伴う前年度繰越金の増、溪谷自然公園事業の減、統合中学校建設事業債の追加等が主な内容でございます。

以下、歳入の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

昨年度の地域元気臨時交付金に引き続き、今年度はがんばる地域交付金として796万4,000円が交付されます。過疎地域自立活性化推進交付金につきましては、町ホームページ作成ソフトの更新と公共施設への公衆無線LAN、Wi-Fiシステム構築事業に充当いたします。

前年度繰越金につきましては、決算額の確定により1億7,969万1,000円の増となっております。繰越金の増額に伴いまして財政調整基金繰入金を1億9,426万4,000円減額いたしますので、当初予算時点で3億円繰り入れ予定であった財政調整基金繰入金は9月補正予算後では1億6,955万7,000円となります。

町債の消防ポンプ自動車購入事業債の減額につきましては、町債ではなく地域元気臨時交付金基金を充当することによる減額でございます。

諸収入では、ダム関連事業雑入として吾妻溪谷自然公園整備事業が大きく減額となっております。

概要は以上でございますが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、最初に1ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条でございますが、今回補正をお願いする額は、先ほど町長申し上げましたけれども、歳入歳出それぞれ1億9,700万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ88億9,861万8,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

次に、詳細について説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債の補正でございます。最初に地方債の変更でございます。統合中学校建設事業（合併特例債）でございますが、その限度額を1,180万円増額をし1億1,350万円に、臨時財政対策債の限度額を480万円増額をし3億5,060万円に変更するお願いでございます。

次に、地方債の廃止でございますが、消防ポンプ自動車購入事業（過疎債）でございますが、その限度額3,500万円を過疎債から地域の元気臨時交付金基金充当にすることにより廃止をするものでございます。これにつきましては、後ほど21款町債のところの説明をさせていただきます。

続きまして、事項別明細により歳入の説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金ですが、2,751万3,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をお願いしたいと思います。

一番上の補助金は、平成28年1月から番号利用が始まる、いわゆるマイナンバー制度導入に係る既存システム改修に伴う補助金で954万9,000円の追加でございます。

次のがんばる地域臨時交付金につきましては、796万4,000円の追加でございます。これは国の平成25年度補正予算で創設をされました交付金で、財政力の弱い市町村が行う地域活性化事業に対して交付されるものでございます。この交付金は8款1項3目の道路改良費に充当いたす予定でございます。

その下の過疎地域自立活性化推進交付金ですが、1,000万円の追加でございます。これは2款1項14目電算業務中、町のホームページのソフトの更新と公共施設への公衆無線LAN、いわゆるWi-Fiと言われているものですが、そのシステムの構築事業に充当いたします。

2項民生費国庫補助金ですが、1,198万7,000円の追加でございます。臨時福祉給付金及び子育て支援世帯臨時特例給付金事業補助金の追加でございます。

6項教育費国庫補助金ですが、189万9,000円の追加でございます。これは交付額決定に伴う追加でございます。

15款の県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金ですが、574万1,000円の追加です。電牧柵設置に対する補助金115万円、農地台帳システム改修補助金208万8,000円等でございます。

5目商工費県補助金ですが、説明欄記載の消費者行政活性化補助金25万円の追加というこ

とでございます。

13款の繰入金ですが、1億9,426万4,000円の減額でございます。繰越金の増額に伴いまして財政調整基金からの繰入金を減額して基金に戻す、そういったものでございます。

19款の繰越金ですが、決算額の確定に伴い1億7,969万1,000円を追加するものでございます。

20款4項7目ダム関連事業雑入ですが、2億1,276万円の減額でございます。歳出でも説明があると思いますが、吾妻溪谷の現状変更許可に予想以上に期間を要するため、工事請負費の減額に伴うものでございます。

8目雑入につきましては、額の確定に伴うものでございます。

21款町債、1目の総務債ですが、消防ポンプ自動車購入事業を過疎債から地域の元気臨時交付金基金を充当することによる3,500万円の減額でございます。

5目の教育債でございますが、統合中学校建設事業債（合併特例債）の1,180万円の追加でございます。空調設備整備事業の増額に伴うものが主でございます。

6目臨時財政対策債480万円の追加ですが、発行可能額の確定に伴う追加でございます。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 歳出について説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

2款1項5目、財産管理費でございますけれども、町有バスの修繕料30万円の追加のお願いでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 9目の企画費でございますが、吾妻広域圏への一般経費の負担金184万9,000円の追加でございます。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、11目支所費でございますが、地域開発事業特別会計繰出金の追加でございます。この内容につきましては地域開発事業特別会計で説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 14目電算業務費でございますが、2,851万円の追加でございます。説明欄をお願いしたいと思います。

グループウェアのリプレース委託料の589万7,000円の追加でございますが、10月1日よりTKCのクラウド化に伴う委託料の追加でございます。中ほどの社会保障・税番号システムの開発業務委託料の726万8,000円の追加ですが、マイナンバー制度導入に伴う各種システムの開発業務委託料の追加ということでございます。その下のホームページリプレース及びWi-Fi環境構築委託料でございますが、1,300万円の追加でございます。歳入のところでも説明をしましたが、過疎地域自立活性化推進交付金を受けて行うソフト事業でございます。1,300万円のうち1,000万円は国からの交付金でございます。全国で24カ所がこの事業の交付決定を受けておりまして、当町におきましてはホームページの作成、ソフトの更新と公共施設への公衆無線LANの構築事業に充当をいたす予定でございます。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 2項徴税费、2目賦課徴収費でございますが、13節委託料289万5,000円の追加のお願いでございます。税番号制度に向けた税情報システム開発業務委託料でございます。よろしくお願いたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 9ページをお願いいたします。

7項1目ダム対策費、2億8,846万9,000円の減額のお願いでございます。

説明欄をお願いします。

ふれあい公園事業では2,176万9,000円の追加のお願いでございます。道の駅登録に伴う急速充電器の保守点検と、オープンセレモニーのための委託料の追加、また、道の駅登録の協議を進める中で今後の運営に対し情報提供の充実を図るため、デジタルサイネージ、電子掲示板であります。設置の指摘があり、財政及び町全体の今後の活用について協議し、今年度予定している地域の元気臨時交付金基金の充当で、将来的に他の施設や観光施設への設置も考慮した上で、今回設置するデジタルサイネージを他の箇所に設置するものとの連携が可能なプログラム開発とあわせ、設置するため、2,000万円の追加をお願いするものでございます。また、道の駅登録に伴う連絡協議会加盟のための負担金も追加をお願いするものでございます。

次に、溪谷自然公園では、3億1,023万8,000円の減額のお願いでございます。6月補正で町発注部分を予算の組み替えでお願いいたしましたが、吾妻溪谷の現状変更許可に予想以上の期間を要しているため今年度中の完成が困難であり、当初計画した地域の元気臨時交付金は充当できないため、今年度は最低限の範囲とし、県の委託料及び町発注部分の工事請負費の減額をお願いするものでございます。

今後は現状変更許可の取得に努力し、27、28年度に工事を計画したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、3款の民生費、1項の社会福祉費です。

最初の1目社会福祉総務費ですが、919万8,000円のお願いでございます。説明欄にありますように、臨時福祉給付金事業費の追加でございまして、6月の住民税の確定に伴い支給対象者が確定しましたので、事務費と合わせて補正するものでございます。支給対象者が当初見込みの3,000人から3,701人となります。また、加算金対象者も201人ふえましたので、給付金が801万5,000円となります。その他事務費はごらんとおりですので、よろしくお願いいたします。なお、この経費の全ては国庫補助となります。

次に、2目の障害福祉費では、40万円をお願いでございます。これは矢倉にあります東吾妻地域活動支援センターの雨どいが2月の大雪で全壊、欠落してしまいましたので再設置するとともに、テラスの雨漏り部分の補修を行うものです。

次の4目老人福祉費では、29万9,000円をお願いでございます。まず、老人福祉事業費では、介護保険特別会計への繰出金27万9,000円の追加です。これは事務費分であり、詳細は本特別会計補正予算で説明させていただきます。次の地域包括支援センター事業費2万円ですが、これは保健センターの看護師がケアマネ業務を再開するに当たり、8日間の研修が必要となり、その研修負担金をお願いです。

10ページをお願いいたします。

2項の児童措置費、1目の児童措置費では、子育て世帯臨時特例給付金事業費として278万9,000円をお願いでございます。説明欄をごらんください。先ほどの臨時福祉給付金同様、所得の確定等により対象児童数も確定しましたので、補正をお願いするものです。当初見込みより225人、給付金では225万円の追加となります。なお、この経費も全て国庫補助となります。

続いて、4款の衛生費です。1項1目の保健衛生総務費では、国保特別会計施設勘定繰出

金353万4,000円の減額となりますが、詳細は本特別会計補正予算で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2目の予防費では、703万7,000円のお願いとなります。説明欄をごらんください。まず、定期予防接種事業として197万4,000円の追加です。これは今期10月からの高齢者肺炎球菌予防接種の定期化を受け、その接種費用8,000円の一部、5,000円を助成するための費用です。現行は任意接種で実施しておりその対象年齢は75歳以上、補助額は4,000円ですが、これを拡充した形となります。定期接種化の内容ですが、接種対象者は65歳の者及び60歳以上65歳未満の者であって心臓、腎臓等の持病などで免疫機能障害を有する者となります。ただし、今年度から平成30年度までの5年間は経過措置を設け、現在65歳以上の者を順次接種対象としていくことで65歳以上の全員が接種可能となります。そして、平成31年度からは65歳の者となっていきます。また、70歳以上でその年の定期接種の対象外の者でも、任意接種として同額の5,000円を補助していきます。この場合、定期接種年齢に達しても定期の対象とはなりません。また、これまでに現行の接種補助金を受けたことがある者も対象とはいたしません。したがって、この肺炎球菌予防接種に対する助成は、過去未来を問わず1回限りとなります。

今年度の経過措置対象者は65、70、75、80、85、90、95歳と100歳以上の1,202人となります。接種見込みは75歳までの接種率を40%、80歳以上は20%と見込み、合わせて375人でその経費が成人用肺炎球菌予防接種委託料187万5,000円です。呼称も高齢者ではなく成人用となっておりますが、これは国に合わせたものでございます。また、助成でありながら委託料で計上したのは高齢者のインフルエンザ予防接種同様医療機関の協力がいただけますので、委託契約に基づく接種となります。

次はインフルエンザ予防事業でございます。これは現行の中学3年生と高校3年相当を対象としている任意のインフルエンザ予防接種補助を、生後6カ月未満を除く18歳以下全員に拡充するものでございます。その経費が子供インフルエンザ予防接種委託料506万3,000円です。接種費用は1回当たり200円上がりまして3,800円となります。町では2,800円を助成し、自己負担を現行どおりの1,000円としていきます。対象児は2,019人、中学生までの接種率を60%、高校生は35%と見込み、小学生以下の2回接種を加味して計上いたしました。

また、今回と合わせて妊婦も対象といたしますが、妊婦につきましては償還払いといたします。子供につきましては対象者も多く、医療機関の協力を取りつけておりますので、上記肺炎球菌同様委託料での計上となりました。

今回、これら2つの予防接種事業の拡充を行うことは、医療費の抑制はもちろん、子育て支援並びに高齢者支援につながるものと確信しております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） ここで、説明の途中ではありますが、休憩をとります。

再開は13時といたします。

(午後 零時03分)

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） お世話になります。

11ページをお願いいたします。

6款1項1目の農業委員会費でございます。本年度農地中間管理事業が開始をされますことによりまして、農地所有者の利用意向調査に必要となります臨時職員1名を雇用するための賃金と社会保険料の合計90万5,000円、同じく農地中間管理事業に係る農地システム改修費とデータ取り込み処理の電算処理業務委託料280万8,000円、そして郵便料16万4,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、3目の農業振興費でございます。これにつきましてはコピー機会社からの請求方式の変更がございまして、従来トナー代を支払っていたものが枚数の請求となったことによりまして、16万5,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、6目の農地費でございます。県単小規模土地改良事業ですが、県単小規模鳥獣害防止対策事業補助金、これにつきましては須賀尾・飯米場、三島・万木沢、三島・唐堀3地区の県・町の事業費の補助金172万5,000円の追加をお願いするものでございます。

町単小規模土地改良事業ですが、植栗・上北、農道1043号線の工事請負費200万円の追加をお願いするものでございます。

農地・水保全管理支払交付金事業でございますが、多面的機能管理支払交付金事務委託料といたしまして、17協議会の事業制度移行に伴います現地調査、図面作成に係る業務委託料130万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、6款2項1目の林業振興費でございます。ぐんま緑の県民税市町村提案型事業委託でございますが、今回補正をお願いいたしますのは町が事業主体となって業務委託するものでございます。鳥獣の生息しにくい環境整備を図るため、荒廃した森林や竹林の刈り払いでございますが、今回につきましては原町地内の5,000平方メートルの整備委託費といたしまして35万円、それから110万円という金額の中に入っているんですが、別の事業で松枯れ等支障木伐採業務委託、こちら75万円、合わせまして110万円の追加をお願いするものでございます。市町村提案型事業の森林整備に使用する町が所有します木質チップシュレッダー破砕機の燃料費2万5,000円と、破砕機を回送する自動車等の借上料5万円の追加をお願いするものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、2目林業基盤整備費、請負工事費で林道ユースン線補助災害以外の箇所では改良が必要な工事の不足分として300万円追加をお願いするものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 12ページをお願いいたします。

7款1項2目、商工振興費でございます。商工業対策事業費ですが、岩島地区街路灯LED化事業補助金でございます。街路灯の老朽化が激しく、球切れや故障が多く発生していることから、LED化によりまして電気料と修理費の削減を図るための事業を補助するものでございまして、59基の改修事業費の3分の1の補助、210万円を町から補助するものでございます。

続きまして、観光費でございます。観光管理費の印刷製本費につきましては、先ほどの農林水産事業費の中のコピー代の増加と同じでございまして、コピー機会社からの請求方式が異なったことによりましてところのコピー代10万2,000円の追加をお願いするものでございます。

吾妻溪谷遊歩道につきましては、大雨による土砂流出による遊歩道の一部区間の改修工事が必要なため、工事請負費40万円をお願いするものでございます。

また、近年頻繁に発生する大雨等による遊歩道の破損に備えまして、修繕料といたしまし

て20万円の追加をお願いするものでございます。

吾妻溪谷中央のトイレ、以前熊の茶屋があった付近にあるトイレでありますが、これは長野原町の町域、区域になりまして、群馬県が所有しておりまして現在は長野原町が管理をしております。ダム本体工事によりまして長野原町の地形的な分断によりまして、長野原町では管理しない方向が確認されておりまして、これにつきましては町長において管理移管ができるかどうか検討しているところでございまして、こちらに要する、管理した場合のトイレ管理の要する水道光熱費3万3,000円、それからトイレ管理委託料25万円を計上させていただいております。これから検討してまいりたいと思っております。

観光宣伝事業でありますが、ふるさと祭りの出役の時間外勤務手当52万5,000円の追加をお願いするものでございます。また、本町が加入しております真田街道推進機構の事業によりまして、真田幸村公大阪城入城イベントが企画をされております。当町からの参加も要請されていることによりまして、事業旅費5人分の20万円の追加をお願いするものでございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（橋爪英夫君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、8款1項3目、道路改良費950万円を追加のお願いでございます。町道1245号広野線は、町単災害復旧で計画しておりまして、27年度工事を予定しておりましたが、がんばる地域交付金、正式名称を地域活性化・効果実感臨時交付金の充当が可能な道路改良とすることで前倒し26年度工事として委託料、用地費及び工事請負費の追加をお願いするものでございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（橋爪英夫君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） 8款2項4目の下水道費でありますが、下水道事業特別会計への繰出金1,606万1,000円の減額をお願いでございます。この内容につきましては、下水道事業特別会計補正予算のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 続きまして、9款1項1目、消防費でありますが、防火水槽の修繕費250万円の追加でございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） お世話になります。

10款教育費、1項教育総務費、5目の給食調理場運営管理費では、15節工事請負費の300万円の追加のお願いでございます。現在、国道から町道工事を建設課で行っておりますが、給食センターの門扉及びフェンスにつきまして、道路工事完成後に整備をするための工事費でございます。

続きまして、3項中学校費、3目中学校施設整備費では2,219万4,000円の追加のお願いでございます。

13節委託料13万4,000円は原町中学校空調設備設計及び監理業務委託料の追加のお願いでございます。

15節工事請負費1,570万円につきましては、スクールバス回転場建設に当たり、ナイター照明関連電気設備の敷設及び水道メーターの移設などが必要となったための追加工事、空調設備の実施に当たり学校からの要望により保健準備室、相談室などへの空調設備の追加、また、校庭内への屋外ソーラー時計1基の新設工事及び保健室隣接の準備室を保健準備室に改修するための工事請負費も追加のお願いでございます。

18節備品購入費515万4,000円につきましては、昇降口生徒用下駄箱購入及び多機能電話システムの購入費でございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費では、郡社会教育振興会負担金の58万2,000円の追加のお願いでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第12、議案第2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

まずは、事業勘定ですが、歳入歳出それぞれ2,348万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,037万1,000円とするものでございます。

歳入は、前期高齢者交付金18万9,000円減額、繰越金2,367万6,000円の追加です。

歳出では、総務費32万7,000円追加、保険給付費3,300万円追加、後期高齢者支援金等2,061万2,000円減額、前期高齢者納付金20万8,000円減額、介護納付金278万8,000円減額、諸支出金1,376万8,000円追加であります。

国は広域化に向け、本年度法改正を目指し、医療保険部会において具体的議論を行い、平成27、28年度でシステム改修を行い、平成29年度実施を予定しております。これに対し地方3団体は、国保財政の構造的な問題の解決を最重点に掲げ、スケジュールありきで改革を進めることなく、社会保障の現場を担っている基礎自治体と丁寧に協議をし、都道府県と市町村の適切な役割分担の構築を強く求めているところでございます。

国保制度は昭和36年から約半世紀、多くの改正を重ねてまいりましたが、保険者の変更という最大規模の変革を迎えております。

次に、施設勘定ですが、歳入歳出それぞれ148万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,111万8,000円とするものでございます。

歳入は、繰入金353万4,000円減額、繰越金205万1,000円追加であります。

歳出は、総務費148万3,000円減額であります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただきまして、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長(本多利信君) お世話になります。

それでは、事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、5ページをお願いいたします。

6款1項1目、前期高齢者交付金18万9,000円減額、額の確定によるものでございます。

10款1項1目、前年度繰越金2,367万6,000円追加、前年度決算額の確定によるものでございます。

次に歳出でございます。6ページをお願いいたします。

1款1項1目、一般管理費32万4,000円追加、高額療養費の見直しに伴うシステム改修費でございます。

同じく2目、連合会負担金3,000円追加、額の確定によるものでございます。

2款1項1目、一般被保険者療養給付費3,300万円追加、今のところ前年度並みに推移をしておりますが、今後、医療の高度化等により療養費の増加が予想されるためでございます。

3款1項1目、後期高齢者支援金2,061万円減額、同じく2目後期高齢者支援金事務費拠出金2,000円減額、4款1項1目、前期高齢者納付金20万6,000円減額、7ページをお願いいたします。

同じく2目、事務費拠出金2,000円減額、6款1項1目、介護納付金278万8,000円減額、ともに額の確定によるものでございます。

10款1項1目、一般被保険者保険税還付金50万円追加、3目償還金1,326万8,000円追加、これは前年度の国及び県の補助金等の精算によります返還金で、療養給付費負担金、特定健診負担金等で額の確定によるものでございます。

続きまして、施設勘定の説明をさせていただきます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございますが、4款1項1目、一般会計繰入金353万4,000円減額、5款1項1目、繰越金205万1,000円追加、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いいたします。

1款1項1目、一般管理費148万3,000円減額、職員の異動によりますところの職員手当及び共済費等が減額となったものでございます。

以上が国民健康保険特別会計事業勘定及び施設勘定の説明でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第13、議案第3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会

計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ231万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,635万円とするものでございます。

歳入は繰越金、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金で、ともに231万5,000円の追加です。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） それでは、事項別明細書により説明をさせていただきます。

4ページをごらんください。

まずは歳入でございますが、4款1項1目、繰越金231万5,000円追加、前年度決算額の確定によるものでございます。

次に歳出でございます。2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金231万5,000円、現在、前年度並みに推移をしておりますが、納付金の増加が予想されるためでございます。

以上が後期高齢者医療特別会計の説明でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第14、議案第4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成25年度分国庫支出金及び支払基金交付金の精算と前年度繰越金の確定に伴うものが中心でありまして、577万円を追加し、歳入歳出それぞれ14億8,480万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(加辺光一君) それでは、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳入ですが、7款1項の一般会計繰入金4目の事務費繰入金27万9,000円は、5ページ歳出の一般管理費相当となります。

次の7款2項の基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入金でして、前年度の繰越金が確定したことにより2,397万5,000円の減額となります。

9款の繰越金ですが、先ほど申しましたように前年度決算により確定いたしましたので、2,946万6,000円を追加するものでございます。

5ページの歳出をお願いいたします。

1款1項1目の一般管理費で27万9,000円のお願いです。これは第6期介護保険事業計画策定に伴います印刷製本費とアンケート調査回収の郵便料の追加でございます。

続いて、6款の諸支出金ですが、償還金として549万1,000円のお願いです。これは前年度分の介護給付費等の精算によりまして、支払基金と国庫への返還金が確定しましたので、その額をお願いするものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第15、議案第5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,437万8,000円とするものでございます。

歳入といたしましては、繰入金285万円、繰越金15万円の追加でございます。

歳出といたしましては、発電事業費300万円の追加でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（角田輝明君） それでは、4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、町長が申し上げたとおり、4款2項1目の一般会計繰入金で発電事業に285万円の追加でございます。

次の5款1項1目、繰越金でございますが、前年度繰越金が確定いたしまして15万円の追加でございます。

続きまして、歳出でございますけれども、1款3項1目発電事業費で300万円の追加をお願いするものでございます。これにつきましては東京電力系統連系工事の負担金でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（橋爪英夫君） 日程第16、議案第6号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに281万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億2,609万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、4ページの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入でございますが、5款1項1目の一般会計繰入金1,606万1,000円の減額のお願いでございます。平成25年度決算で繰越金の額が確定したものであるものでございます。

6款1項1目の繰越金であります。同じく25年度決算で繰越金の額が確定しまして、1,324万2,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、歳出をごらんください。

1款1項1目の一般管理費281万9,000円の減額のお願いでございますが、これは職員の異動及び給与改定に伴う人件費の減額によるものでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。9月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（橋爪英夫君） 日程第17、陳情書の処理についてを議題といたします。

先の議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託しますので、その審査を9月12日までに終了するようお願いいたします。

以上で、陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（橋爪英夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、議員各位にお願い申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効的に活用し、十分調査くださるよう申し上げます。以上です。

なお、次の本会議は9月16日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 1時30分)

平成26年 9 月 16日 (火曜日)

(第 3 号)

平成26年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第3号)

平成26年9月16日(火) 午前10時開議

- 第 1 認定第 1号 平成25年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 平成25年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9号 平成25年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について
- 第10 議案第 7号 東吾妻町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第 8号 東吾妻町防災会議条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 9号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について
- 第13 議案第 1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算(第4号)
- 第14 議案第 2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第15 議案第 3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第 4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第 5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 第18 議案第 6号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第19 陳情書の委員会審査報告
- 第20 発委第 1号 意見書の提出について(軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定

基準の改正などを要請する意見書)

第21 閉会中の継続審査（調査）事件について

第22 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	橋爪英夫君	2番	重野能之君
3番	佐藤聡一君	4番	根津光儀君
5番	樹下啓示君	6番	山田信行君
7番	水出英治君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	菅谷光重君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	保健福祉課長	加辺光一君
町民課長	本多利信君	税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君
産業課長	荒木博之君	建設課長	加辺茂君
上下水道課長	土屋利夫君	事業課長	轟馨君
教育課長	丸山和政君		

職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議会事務局長 補佐	水出悟
--------	------	--------------	-----

◎開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） 皆さんおはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎認定第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第1、認定第1号 平成25年度東吾妻町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 何点か確認したいと思いますがお願いします。

最初に、7款1項2目商工振興費ですかね。その商工業対策事業についてお伺いします。

商工業対策事業として企業誘致奨励金が5,342万円、吾妻バイオパワーに支出されていると思いますけれども、議案調査の段階で産業課長が支出の法的根拠は企業誘致奨励金だというふうにおっしゃったんですが、再確認をお願いしておいたんですが、その結果を最初に教えていただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 企業誘致奨励金の交付でございますが、これにつきましては当初、条例を制定した時点におきましては、企業誘致奨励金交付条例、これを整備をいたしまして、1企業に対しまして、平成24年度から第1年目、25年度が第2年目でございます、こち

らの条例につきましては、その後、全面改正をしております、企業立地促進条例と改定をしております、決算上はその企業誘致奨励金交付金ということで、1企業に交付をしておりますが、その支払いの条例根拠としますと、既に企業誘致奨励金につきましては全面改正をしております、企業立地奨励金となっていることから、現在、いわゆるその条例としますと、企業立地促進条例、そういった形で整理をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうしますと、そのときに説明した内容と全く違ってはいますが、この間のときは企業誘致奨励金条例が法的根拠で支出したんだという説明をされたと思いますが、企業立地奨励金の規定に基づき支出したというふうに今、答弁したと思いますが、それで間違いないですか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 当初、整備しました企業誘致奨励金条例、これにつきまして、全面改正で企業立地が変わっておりますけれども、当初、その条例整備をしたときに1企業に対しまして、その優遇措置を図ると規定したものが企業誘致奨励金条例でございます。

したがって、その優遇措置をしたのが企業誘致奨励金条例でございます、現在は企業立地奨励金が変わっておりますけれども、もともとの根拠とすると企業誘致奨励金条例に従いまして、企業に対しまして優遇措置を図ったものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 言っていることはわかるんですけども、そうすると、企業誘致奨励金が根拠条例になって、支出したと言っているんだと思いますが、先ほど言ったように企業誘致奨励金交付金条例というのは平成23年の6月16日から施行されて、25年の3月18日に全部改正、さっき課長が言ったように全部改正されていますよね。その時点で企業立地促進条例になっているんだと思いますが、平成25年には存在していない企業誘致奨励金条例を根拠に企業誘致奨励金として支出しているということはちょっと理解できないんですが、よく説明していただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 企業誘致奨励金に基づきまして優遇措置の指定業者に1企業指定をいたしまして、その3年間、優遇措置を図るというものにつきましては、企業誘致奨励金条例で規定をしております、そこで優遇措置をして、向こう3年間の措置につきまして現

在の企業立地奨励金に今、変わっておりますけれども、現在のその制度に引き継がれているものという解釈でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 企業誘致奨励金が企業立地奨励金に引き継がれているということで間違いはないですか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 先ほど引き継がれているという答弁につきましては、訂正削除をいたします。

そのときに優遇措置をしたことにつきまして、現在25年度につきましても、その措置を適用するというのでございます。そのときに3年間、優遇措置を町として企業にその指定をしたということでございますので、25年度につきましてもその内容を適用したものであるということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 優遇措置の指定をしたときに3年間優遇措置を行うということを明記して指定したのですか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 3年間という数字上の明記はございません。優遇措置をするということで指定をしました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 多分それで間違いないと思いますけれども、そうすると、企業誘致奨励金交付条例によって優遇措置の指定を行ったとしても、2年目でそれを支出する根拠条例がないのですから、それは支出できないと思いますけれども、何でできるのか、明確に説明していただけますか、わかりやすく。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 2年目以降につきましては、その誘致した企業が年間の固定資産税を当該年後に完納した、そのことの証明をもって、当該年度にその同額の固定資産税相当分を奨励金として交付をするということでございます。

（発言する者あり）

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） その条例につきましては、改正が企業立地のほうに全面改正され

ておりますけれども、内容的には企業誘致奨励金のところで優遇措置を規定しておりますので、その時点で町長がその申請企業等に対しまして優遇措置をするということで、約束事項でございますので、第2年度以降についてもその内容を適用させたものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 企業立地促進条例ですか、これには企業誘致奨励金を出すという、そういう費目の項目ってないんですよ。もしそうだとしたら、企業立地促進条例に基づく奨励金という解釈になるんだと思いますけれども、課長はさっきは企業誘致奨励金として出していると言っているから、そこでどうしてもつじつまが合わないと思いますけれども、もう一度よくわかりやすく説明してください。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） あくまで企業誘致奨励金条例につきましては指定をしておりますので、その時点で企業に対して、優遇措置をするということでございますので、その内容を25年度についても引き継いでいるものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと説明、聞いていることがわからないですかね。企業誘致促進条例がないのに、何で企業誘致奨励金として出せるのかというのを簡単に言うと聞いているんですよ。はっきり答えてくれますか。その遠回しに言わないで。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 当初の企業誘致奨励金条例の段階で企業誘致の優遇指定をしております。したがって、その時点でこの企業に対しましては奨励金を交付する優遇措置の対象となっております、25年度につきましてもその当時、町長が交付をする指定企業としたことをごさいます、その内容条件が現在もそれを適用しているものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 言っていることはわかるんですけども、私が聞いていることとちょっと違うんですよ。

では、いいですか。仮に企業立地促進条例に引き継がれているからいいんだということを多分言っているのかもしれませんが。そうすると、企業誘致奨励金交付条例で処理されたものは企業立地促進条例に引き継がれるという、簡単には、いわゆるみなし規定はないですよ。それでも引き継がれているという解釈でいいですか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） その条例が誘致から立地に指定も引き継がれているというものではございませんで、企業誘致の条例が存在したときにその進出企業に対しまして、優遇措置を行うということその時点で町長が指定をいたしまして、現在はその条例は企業立地にはなっておりますけれども、その当初の条例のときに優遇措置をしたということにつきまして、誘致条例の内容を現在の25年度以降についてもその企業に優遇措置をして、適用しているものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうなると、企業立地促進の奨励金として支出するんじゃないんですか。今の論理でいうと。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 当初の指定につきまして、条例上はその事業上は企業誘致奨励金交付でございましたので、企業誘致奨励金として交付をしております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 企業誘致奨励金が引き継がれたんでしょう。そうなると、企業誘致奨励金というのはないんでしょう。何でじゃ、その企業誘致奨励金で出すのかを明確に教えてくれと言っているんです。課長の説明でわからないので、支出命令をした町長が教えていただけますか、じゃ。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この件につきましては、当初の企業誘致奨励金として、この企業に対して優遇の契約を当初から行っておるわけでございますので、その契約の期間は当然、この企業誘致奨励金が継続して行われるということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 聞いたこととちょっと違うんですが、支出を認めた会計管理者も同じ考え方ですか。

○議長（橋爪英夫君） 会計管理者。

○会計管理者（松井秀之君） 今、町長が述べたのと同じ考えだと認識しております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） いいですか、さっき課長が大事なことなんですけれども、別に3年間約束したわけじゃないんですよ。3年間、仮に約束したとするのであれば、議会議決を経て、債務負担行為なりを処理しておかなくちゃいけないんですよ。そうでなくちゃ約束し

たことにはならないでしょう。それはだけど、私が前、予算だとか審議のときに聞いたときに単年度処理していくんだからいいんだという説明で、しなかったと思いますけれども、それで間違いないんじゃないですか。課長、その辺のところをちょっと確認したいんですけども。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 指定につきましては3年間という期限を定めて指定したわけではございません。この企業がこちらの優遇措置に該当する企業として指定しただけでございます。各年度ごとの支払いにつきましては、先ほど申し上げましたように固定資産税の完納、これをもって、その単年度ごとに交付金として支出をしております。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうですね。債務負担行為していないですね。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 向こう3年間の債務負担行為はしておりません。優遇措置をしただけにすぎませんで、各単年度ごとの企業のその固定資産税の納入、完納をもって、その年度ごとに奨励金として交付をしている現状でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうですね。そうすると、企業誘致奨励金というものがなくなった時点で、2年次は支払わないというのが原則になるんだと思いますけれども、条例の根拠がないとすれば、企業誘致奨励金で出すと言っているんですね。そういう論理になりませんか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 企業誘致奨励金で優遇指定をしております。現在はその全面改正した企業立地促進条例がございまして、その優遇措置を引き継ぐといたしますか、その誘致条例のときに優遇措置について町長が約束をしております。その第2年度、企業立地に条例改正された以降につきましては現在は立地条例がございまして、現存する立地条例の中では、そういったところが根拠にはなろうかというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 今の話だと企業立地促進条例に引き継がれていたんだということになるので、いいんだというふうに言っているような気がしますけれども、もし仮に企業立地

促進条例の、これ条例の中にあるんですけれども、施設設置奨励金というものが出せるということが書いてあるんですね。それで、企業立地促進条例の中では、それを出すには申請は条例に明記してあって、工事着工30日前にすることが規定されているんですよ。だから、条例の中に工事着工30日前でなければ、それは該当になりませんよと書いてあるんですよ。そうすると、出すのおかしくならないですか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） あくまで、奨励金交付の根拠といいますか、当初、その制定をしました企業誘致奨励金の中での優遇措置、そういったところが最初の根拠となっております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 課長が言っていることは、もうどんどん変わってきていますけれども、企業誘致奨励金交付条例で対象になるのであれば、要するにそちらの条例がなくなったときにその名目のものは払えないと思いますけれども、何で払えるのかがわからないんですよ。もう一回、よく教えてください。最初から聞いているんです、これ。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 企業誘致奨励金条例で優遇措置の指定をしております。そのことがまず最初の交付する根拠でございまして、その後条例は全面改正されておりますけれども、最初のその誘致条例が存在したときの企業の申請に対しまして、優遇を図るということの約束事がございます、そこの第2年度以降についてもその優遇措置を継続すると、そういったものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 3年払うと約束していないでしょう、だって。その年度が税金をちゃんと納めたら払いますよと言っているんでしょう、条例は。それで、最初の3年、別に払う約束なんかしていないでしょう。要するに企業誘致奨励金条例であんたを優遇措置の指定者として認めましたよと言っているんですよ。だとしたら、1年仮に払ったとしても、2年次にその条例がなくなったら、それは払えなくなるという解釈になるんじゃないですか。おかしくないですか。企業立地促進条例が該当だとすると、じゃ企業立地促進の条例のほうを規定で払うんでしょう。それが要するに企業誘致奨励金交付条例で払うのはおかしいでしょうと言っているのに、矛盾がないですか、そこに。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 3年間の優遇措置を約束したものではありませんで、あくまで

優遇する企業として、その指定をした、その中にその固定資産税につきましては、完納した時点、確認された時点で交付をするということをごさいます、3年間のその期限を定めて優遇したものではありません。この制度について優遇措置の指定をしたということをごさいます、そういったところで、その単年度ごとに税を納めていただければ、それに対しまして奨励金交付をするという内容となっております。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうですね。それが正しいんだと思いますよ。だとしたら、2年次にそれを交付する根拠条例がなくなったんだら、2年次はもう払えないでしょう。今の説明でいくと。おかしくないですかね、2年次払ったの。企業立地促進条例に基づく根拠で払うと言っているんだらともかく、そうじゃないんでしょう。最初の条例で払うと言っているんでしょう。じゃ、2年次は払えないじゃないですか。おかしくないですか。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） 先ほどのお答えに誤りがございまして、訂正いたします。

企業誘致奨励金につきましては、優遇措置、固定資産税につきましては、初年から3年間交付するとなっております。私の説明が間違っておりました。

以上です。

引き続きまして、奨励金交付条例につきまして、初年から3年間交付するということになっておりますので、この時点で優遇企業につきましては3年間交付すると、その優遇が申請に基づきまして、指定企業となったということをごさいます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 答弁がころころ変わってよくわからないんですけども、言っていることはわかるんです。だとしたら、そのときに企業誘致奨励金交付条例っていうのがあるのが大前提でしょう。それがなくて払えるんですかと聞いているんですよ、課長に。

○議長（橋爪英夫君） 産業課長。

○産業課長（荒木博之君） この企業誘致奨励金に基づきまして、3年間の優遇措置をしているということをごさいます、その後、条例は全面改正されておりますけれども、根拠とすると、誘致条例に基づきまして、2年度、3年度以降につきましてもその企業に対しまして優遇措置を図るというところをごさいます、現在は誘致条例はございませんが、このときの優遇措置に基づきまして、第2年度以降についても交付をしているものをごさいます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ほかのこともあるので、この辺にしますけれども、そもそも私は最初からこの条例に基づいて、バイオパワーに企業誘致奨励金の優遇措置の指定のための緩和措置がなされたこと自体が間違っていると思っていましたので、そもそも条例制定後の企業誘致というものが前提になるんだと思いますので、それに加えて条例や規則に規定する原則、それを超えて規則の附則で、緩和措置を優遇措置をしてしまったと、これってやっぱりおかしいはずなんですよね。

なおかつ、それより条例が施行されたより2年も前にさかのぼったものと対象にしたと、本来の規定でいうと。ここでそもそも間違いがあったんだなと思ってはいますけれども、これは予算だとか、審議の中で私、再三指摘しましたがけれども、町はそれを無視して、やるんだと言ってやってきたわけですよ。

現在、その結果で町民の方から住民監査請求が出され、その結果で町が訴訟の被告人になっているということになるんだと思いますけれども、そちらのほうで間違いなく勝てるような状況になっているんですか。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 今、裁判中でございますので、何とも言えませんが、町が応訴しているということにつきましては、当然勝てるというふうに思っているというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ここで、自信を見せてくれるかなと思ったんですが、要は町が仮にその裁判で負ければ、もう1年次も2年次もないんですよ。最初から全然だめなんですから。そういうことでしょう。それも踏まえて考えたときには、やはりさっきから言っているように産業課長の答弁でいくと、要するに法令根拠にというときには、私にはとても理解できない話になりますよね。そうすると、それを承知で奨励金を支出するということはとても認めざるを得ないという話になってしまいますので、これは多分裁判の結果がはっきりしないとわからないんだと思いますけれども、その結果次第では町が負けるというようなことになれば、町長、責任とらなくちゃならないと思いますけれども、これだけ指摘しているんですから、それなりに真剣に考えたんだと思いますけれども、あれですか。私が今指摘したことは、ちゃんと法律の専門家に聞いて確認をしているということで間違いはないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の件につきましては間違いございません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。間違いがないということですので、この結果が町の状況、負けるなんてことにはならないんだと思いますけれども、そうなった場合は町長もしっかり考えて責任問題も含めて考えていただくことが必要だと思いますけれども、次に行きます。

2款1項1目の交際費として支出している社会参加費、これについて確認しますけれども、昨年の予算審議の中で、社会参加費については問題があることを指摘して、町長は執行前に議会に内容を示した上で行う旨の答弁をしてくれましたけれども、規則なり要綱が町の例規集にも載せられていない上、議会にもこれまで示されていなかったことから、それが執行されていることはないと思っていたんですけれども、聞いてみたら執行されていると。既に16万7,000円が支払われているということになっているようですけれども、町長は最初の約束、ちゃんと示して、議会にも理解を得てという前提で示していただくというのをどうして守ってくれなかったんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この件につきましては、総務課のほうから答えさせます。

○議長（橋爪英夫君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 要綱等にはなっていないんですが、支出基準として説明しているというふうに思っています。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長が議会でそういう答弁をしたので、町長が何でその約束を守ってくれないかというのを聞いたんです。総務課長でなく、町長が答弁してください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては支出基準ということで定めまして、行っておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。町長は支出基準をつかったんだから、議会に最初に示すと言ったけれども、そんなことはいいから、どんどん今やっているんだというふうに答弁したということになってしまいますよ。それでいいですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今のお答えのようにですね、支出基準としてですね、定めまして、その執行にしっかりと当たっていくところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、議会は無視されたというふうにとるしかないんでしょう。町長にお伺いします。内容はほとんど酒席でも飲食費にあたると思いますけれども、参加した集会等は間違いなく公務ですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 全て公務でございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 公務であるという確実におっしゃられましたけれども、そうだとすれば、それぞれの支出した対象費目の中で予算措置をして、負担金等で明確にするのが正しいやり方だと思いますが、間違っていますか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 負担金として支出すべきものは負担金として計上しておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 負担金として支出している以外のものを社会参加費として支出しているんですけども、町長はそれが公務だと言ったから、公務であれば、ちゃんとそれぞれの費目で取るのが正しい予算措置のあり方じゃないんですか町長と聞いたんですけども、違いますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 負担金としてですね、適当でないものでございますね。例えば、地域、その地域の行事、イベントですとか、あるいはお祭りですとか、そういうものにつきまして、この社会参加費を対象としているものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） さっきの答弁と矛盾してきますよ。町長、公務と言ったんですよ。公務の中で、ちゃんと支出できるでしょうと聞いたら、できるんだと。これ違うんですよ。何て言うんですかね。私が言っているのが間違いなく正しいやり方なんです。ある意味で。公務として出せるものであれば、ちゃんとそれなりに予算措置ができるはずなんですよ。要するに、交際費に忍ばせて出すようなやり方はしない。これが当たり前のやり方なんだと思

いますけれども、時間が余りないので、あれですけれども、総務課長から社会参加費の支出基準というのをこの前見せていただきました。町長、これは当然、承知していますよね。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては承知をしておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 承知しているということなので、お聞きしたいんですが、支出の中で寸志という1件1万円というのが支出されているんですよ。これは執行の金額は3,000円以内というふうに、これだと書いてあるんですけども、これは適当な支出ですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その件につきましては、多分、企業誘致にかかる交際費という観点から支出したものだと思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 3,000円の基準が1万円出ているのが正しい支出ですかと聞いているんです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどのご質問の1万円というのは違うと思います。5,000円ずつで1万円という話でございますので、寸志3,000円とかということで、ここには書いてあるようでございますけれども、それでは、なかなか失礼な場合が考えられると、そういうときもあるわけございまして、そういうときはそれ相応の相手方に失礼にならないような形で支出をしているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長が言っているように、3,000円の基準を超えて払っているよと言っているんだと思いますけれども、そうするとこの基準とは何なんですか。総務課長の通達が何ですか。それを要するに、お聞きしたら、副町長と総務課長が行ったと言っているのかな、総務課長の話だと。そうすると、お二人が先にそれを基準が守れないのではおかしいでしょうということを行っているんです。もう出しちゃっているんで、これ以上は言いませんけれども。

同じくお祝い金ですね、宗教法人だと思われる人が主催しているところへ支出されていますけれども、これは適当ですか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お尋ねの点につきましては、その地域の1つのお祭りでございます、その地域の活性化のために始まったお祭りに対して支出をしているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私が言っているのはそれが宗教法人だとすると、いろいろ誤解を生じることがあるんじゃないんですかということです。

町長はあれですよ。神社等に案内を受けて行くときに、それを現在は交際費から支出していないと思いますけれども、それで間違いないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地域の神社のお祭りのお話がそうでございますけれども、それにつきましては、その神社でお神楽等の伝統芸能を行っております。それに対する心づけということをやっておるところでございます。

今申しましたように、お神楽等の保存会が存在しない場合には私個人でさい銭を出しておるということでございまして、そういうふうに分けております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 少なくとも公費、要するに交際費から出さないということを行っているんだと思いますけれども、多分そうだと思いますね。

この事案の中で非常勤公務員が対象の会合に参加しているケースがあると思いますけれども、町職員が公務扱いで出るとなれば、それに参加するほうの非常勤の公務員も当然、公務扱いで、それなりの費用が出ているはずと思うんですけれども、そういうふうには処理されていますか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 例えば、消防団員等の話だと思いますけれども、そういうものには団員個人での気持ちで出していると思います。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 消防って費目はないんですけれども、出したんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 失礼いたしました。交通指導員でございました。失礼いたしました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 相手が非常勤であれ公務員であれば同じ扱いをするのが前提だと思いますから、その辺でも矛盾があると思います。自治法でいくと、そういうものを出すのに

は条例なり規則で定めて決めなさいということが書いてありますよね。14条と15条にあるんだと思いますけれども、そうすると、今回のやり方は公務であるのであれば、公式に町としてそういう条例なり規則で位置づけをして、ちゃんと例規集に堂々と載せてやるべきだと思います。町長の交際費の中に忍ばせるようなやり方が適当だとは思われません。

そういったことを考えて、この辺のところはちょっと無理があるかなというふうに思っています。

時間がないので、もう一点お願いします。

10款1項5目の給食センター新築事業の事故繰りについて、確認します。

2月14日でしたか、豪雪があったことを理由に事故繰りを3億42万3,500円しているようですけれども、中学校統合等対策特別委員会ですか、そちらでもちょっと指摘したんですけれども、私が見ている限り建設工事がおくれる最も大きな要因というのは、建築確認申請の許可が3カ月近くおくれたことにあるんだと思っておりますけれども、それで工事の着工がおくれたことがすなわち工事が工期までに間に合わなかったことに一番大きく関与しているんだと思いますけれども、そうじゃなくて、町は豪雪を理由にしたようですけれども、これは違っていませんか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） お世話になります。

今回、事故繰りをさせていただきましたのは、一場議員がおっしゃったとおり2月の大雪によるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと、特別委員会でも確認しておいたんですけれども、当初の工期のいっばいのときまでの工事の進捗率は何パーセントでしたか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 建築工事が94%、電気設備工事が84%、機械設備工事が82%でした。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。そうすると、その時点でほとんどもう完成近かったというふうに解釈していいんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） ただいまの進捗状況からいきますと、80%、90%の進捗状況で

ございました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そういう解釈でいくと、少なくとも、もし延びたとしても1カ月も延びるような話にはならないと思いますけれども、ほとんどできていたのであれば。雪が降って、少し延びるといふのであればわかるんですけども、間違いなく、そのところに矛盾があるような気がしますけれどもね。最初の3カ月おくれたということは建築確認がとれなかったのが要因ですよ。それが間に合わないという要因のほとんどは、そっちにあると思いますけれども、課長が答えていますので、課長、そこに原因があるんじゃないんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 着工が若干ずれ込んだことはありますけれども、基本的には2月の大雪で最終工期が間に合わなかったというふうなものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私が確認した時点で、町長、工事最終的に延長した工期なり、工事ができたというのを明言しましたけれども、本当にそれで間違いはないですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 4月中の完成を確認させていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 時間がないので、もう終わりにしますけれども、もう少し突っ込んで質問したかったんですが、工期内に工事ができなかったという、私が見ている限りで、5月に入って工事をしていたようでしたから、町長が言っているのが正しいか、私が言っているのが正しいかというのは、これから調べてみないとわかりませんが、そういう状況を見ていることになると、繰り越しそのものも要因理由が間違っている。まして、その工事もそこで適切に行われていたかどうかというのは、確認は明確にできないような状況の中では、やはりこれは事故繰りとして適切ではなかったというふうに思いますけれども、教育長、これで本当に適切なやり方ですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） それでやってきたところでございますので、お願いします。

○議長（橋爪英夫君） 適切かどうか……。教育長。

○教育長（小林靖能君） 適切であると受けとめております。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおり、これを認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、14番、起立多数。

したがって、本件は認定することに決定いたしました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、認定第2号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については去る9月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

3番、佐藤聡一議員。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） それでは、去る9月4日、文教厚生常任委員会に審査付託されました認定第2号 平成25年度東吾妻町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月9日開催の委員会において、本多町民課長出席のもと審査を行いました。

国民健康保険事業勘定ですが、平成25年度の決算は、歳入総額22億7,248万9,117円、歳

出総額20億8,328万5,691円です。実質収支額は1億8,920万3,426円となり、基金残高は7,000万3,000円増加しまして、8,071万1,995円と、ようやく安定基金額となりました。

加入世帯は2,564戸、加入率44.6%、被保険者4,516人、加入率29.18%で、前年に比べて183人減少、率にして3.9%減となりました。内訳は一般が4,174名、退職は342名で、国保税の収入済額4億3,785万254円は前年度に比べて、3,079万円、7.6%の増加になりました。収納率は現年度分95.1%、過年度分を含めると87.3%でした。

不納欠損額と収入未済額合わせて6,341万5,343円となり、前年に比べ改善されましたが、監査委員の指摘もあり、一層徴収強化を図るよう強く要望いたしました。

また、特定健診の受診率が40.29%と昨年よりまた低下しているのので、受診率を上げるよう要望しました。

全体的には保険税を上げた効果や基金の積み増しもあり、ようやく安定してきたように思われるので、このまま安定化に努めるよう要請しました。

次に、施設勘定について、ご報告いたします。

歳入総額は9,392万2,441円、歳出総額9,087万848円、実質収支額305万1,593円です。診療収入は7,253万3,189円で、前年より563万5,673円、受診者数は5,166人で、前年より413人減少となり、これは人口減が原因であるとのことでした。

また、東地区の高齢者等を対象とした健康教室に医師が講師として年間4回参加した等の報告がありました。今後も町民の健康維持と地域に密着した医療活動を進めていただくことを要請しました。

以上、事業勘定、施設勘定の国民健康保険特別会計について、文教厚生常任委員会では全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑のないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり、これを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第3、認定第3号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

3番、佐藤聡一議員。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） それでは、去る9月5日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました認定第3号 平成25年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月9日開催の委員会において、本多町民課長出席のもと審査を行いました。

平成25年度の決算は、歳入総額1億8,525万5,384円、昨年より469万円減少、歳出総額1億8,293万9,171円、昨年より475万円減少、実質収支額は231万6,213円です。

広域連合が運営主体となり、町では各種届け出、被保険者証の交付など窓口業務、保険料の徴収を行っています。被保険者は25年3月現在3,002人です。保険料の収入済額1億1,977万5,000円、不納欠損額3万4,300円、収入未済額15万2,300円でした。

以上、文教厚生常任委員会では、全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

ここで、休憩をとります。

11時10分まで休憩します。

(午前11時00分)

○議長(橋爪英夫君) 再開いたします。

(午前11時10分)

◎認定第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第4、認定第4号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、

審査結果の報告を願います。

3番、佐藤聡一議員。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

○文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) それでは、去る9月5日、文教厚生常任委員会に審査を付託された認定第4号 平成25年度東吾妻町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月9日開催の委員会において、加辺保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

歳入総額13億7,421万2,360円、歳出総額13億4,429万4,391円、実質収支額は2,991万7,969円です。介護保険給付費準備基金は1,649万8,649円を取り崩し、年度末残高4,059万9,204円となりました。歳出の保険給付費は、前年比5.6%増の13億2,075万5,563円で、要支援も含め、介護認定を受けている方の87%が何らかの介護サービスを利用しており、認定者数、利用者数、介護給付費とともにふえているとのことでした。

また、収入未済額が無年金者などの普通徴収の43人から118万3,800円の滞納があり、監査委員の指摘もあるので、滞納縮減に努めるよう要望しました。

以上、介護保険特別会計について、文教厚生常任委員会では全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長の報告は認定することに決定いたしました。

◎認定第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第5、認定第5号 平成25年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

3番、佐藤聡一議員。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） それでは、去る9月5日、文教厚生常任委員会に審査を付託された認定第5号 平成25年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告申し上げます。

9月9日開催の委員会において、加辺保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

平成25年度の決算は、歳入総額2億1,436万3,521円、歳出総額2億1,436万3,521円です。本年度、指定管理に移行したので、実質支出額はゼロ円となりました。今年度は、備品購入費1,174万2,000円で、介護用電動ベッド40台とリクライニング式の車椅子3台が歳出の大きいものでした。一般会計繰入金1,762万2,615円ありました。また、過年度分5万3,830円を不納欠損処理し、現年度分収入未済額2人分で22万2,082円ありますが、26年度中には納入予定とのことでした。

平成26年4月からは、指定管理者の運営となっておりますので、今年度は最後の決算となりました。

以上、特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計について、文教厚生常任委員会では、全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第6、認定第6号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

6番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長(山田信行君) それでは、認定第6号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会の審査結果の報告をいたします。

去る9月5日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました認定第6号 平成25年度東吾妻町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月8日の委員会に総務課長の出席を求め、審査を行いました。

決算結果は、歳入総額1億4,935万6,264円に対し、歳出総額1億4,900万5,711円となり

ました。土地開発公社の解散に伴い、住宅団地の未販売4区画の用地取得に3,000万円、あづまケーブルテレビの通信システム移行に伴う工事に3,100万円、小水力発電の導入基本設計に630万円を要したことから、歳出が増加し、地域開発基金から1,101万865円、一般会計から8,084万1,000円の多額の繰り入れを行いました。

その結果、実質収支額は35万553円、基金残高は2,285円となり、基金残高が実質ゼロになりました。非常に厳しい運営状況となっていることから、委員会としては、収入未済額の回収を初め、財源確保に努め、住宅団地の未販売区画の早期売却や支出の抑制を図り、健全運営に向けてさらなる努力を求める意見が出ました。

監査委員の意見を踏まえ、慎重に審査した結果、委員会としては、全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第7、認定第7号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

6番、山田信行議員。

（総務建設常任委員長 山田信行君 登壇）

○総務建設常任委員長（山田信行君） それでは、認定第7号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月5日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました認定第7号 平成25年度東吾妻町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月9日の委員会で上下水道課長の出席を求め、審査を行いました。

決算結果は、歳入総額4億9,311万1,296円に対し、歳出総額4億7,686万8,266円、実質収支額は1,624万2,030円となりました。

浄化槽整備事業基金から1,306万3,577円、一般会計から1億8,574万8,000円の多額な繰り入れをいたしました。運営しているのが現状でございます。

このように、実質的に資金不足に至る、基本的に歳入及び歳出を抜本的に見直し、向上に努めることにより健全運営を図ることが求められます。早い機会に改善策が示されることが必要です。

厳しい現状の中で、監査員の意見等を踏まえ、慎重に審査した結果、委員会としては、全員一致で認定するものと決しました。本会議におかれましても、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第8、認定第8号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

6番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長（山田信行君） それでは、認定第8号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定につきまして、委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月5日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました認定第8号 平成25年度東吾妻町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定につきましては、9月9日の委員会で上下水道課長の出席を求め、審査を行いました。

結果、歳入総額6,967万3,168円、歳出総額6,849万7,278円、実質収支額は117万5,890円となっており、一般会計からの繰入金は820万3,000円となっており、これにより、運営が維持できているのが実態です。早い機会に適正運営のため、改善策が示されることが求められています。

監査委員のご意見を踏まえ、慎重に審査した結果、委員会としては、全員一致で認定すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎認定第9号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第9、認定第9号 平成25年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

本件については、9月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

6番、山田信行議員。

（総務建設常任委員長 山田信行君 登壇）

○総務建設常任委員長（山田信行君） 認定第9号 平成25年度東吾妻町水道事業未処分利益剰余金の処分及び決算認定について、委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月5日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました。9月9日の委員会で上下水道課長の出席を求め、審査を行いました。給水戸数4,452戸、給水人

口1万6,701人となりました。

決算結果は、収益的収支では、事業収益1億9,617万1,030円に対し、事業費用は1億8,088万2,493円となり、1,230万5,296円の年度未処理分利益剰余金が生じました。これを減債積立金に積み立て、処分後、残高をなくすことで未処理分利益剰余金の処分を行いました。あくまでも営業利益として一般会計から2,000万円の補助金を入れた上での結果であります。

決算時に1立方メートル当たり供給単価129円53銭に対し、給水原価が140円77銭となっており、その厳しい運営状態を解消するためには、約23%程度の料金の引き上げをしなければならぬという試算が出ております。

また、資本的収支は、収入総額818万7,735円に対し、支出総額9,942万9,100円となっており、支出の70%近くが企業債の償還となっております。水道事業会計全体の経営改善が求められます。

監査委員のご意見を踏まえ、慎重に審査した結果、委員会としては、全員一致で認定すべきものと決しました。本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

平成25年度決算認定について、9件全てが終了いたしました。

ここで、会計管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

会計管理者。

○会計管理者（松井秀之君） お世話になります。

ただいまは平成25年度の各会計の決算を認定いただきまして、大変ありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

審査の過程で、議員の皆様並びに監査委員からいただいたご指摘やご意見等は真摯に受けとめ、今後も適正なる会計事務を執行してまいる考えでございます。

引き続きまして、皆様方のご指導をお願い申し上げ、お礼とさせていただきます。大変ありがとうございました。

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第10、議案第7号 東吾妻町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第11、議案第8号 東吾妻町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第12、議案第9号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る9月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、13番、14番、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第13、議案第1号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については、去る9月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） たびたび質問して悪いんですが、補正の関係で何点か確認させていただきます。

最初に、ちょっと確認しておきたいんですけども、町長に。本会議の初日で提出された工事変更契約、これについて、既に工事を執行していたものが提案されたというようなことがありましたけれども、結果的に副町長、謝罪して、今後、こういうことのないようにするというような答弁をされましたが、この補正の中に、もう既にそういう事業は含まれていませんね、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

- 町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先日、ご確認をいただきました新統合中学校となる現在の原町中学校で進めております工事の保健室部分がそれに、一連のものとして入っておるわけでございます。
- 議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。
- 13番（一場明夫君） 既に執行しているものが含まれているというふうに答弁したんですか。
- 議長（橋爪英夫君） 町長。
- 町長（中澤恒喜君） ごらんいただいたとおりでございまして、そういう状況にあると思います。
- 議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。
- 13番（一場明夫君） それが執行されている前提で物事を見ていないんですけれども、今の話はどういうことでしょうか。よく理解できませんが。
- 議長（橋爪英夫君） 町長。
- 町長（中澤恒喜君） 保健室部分も含まれております。
- 議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。
- 13番（一場明夫君） もう少しはっきり言ってほしいんですが、保健室部分は、既に工事を執行していたというふうにも聞こえますけれども、そういうふうに解釈すればいいんですか。
- 議長（橋爪英夫君） 町長。
- 町長（中澤恒喜君） 校舎の改修ということで、仕事上、保健室部分も手をつけていたほうが仕事の手順としていいだろうということで、行っているものでございます。
- 議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。
- 13番（一場明夫君） 何か保健室部分が予算がないのに、既に工事をしたというふうに言ったと思いますけれども、それで間違いはないですか。もうちょっとはっきり言いませんか。遠回しに言わないで。私たち、よくわかりませんよ。
- 議長（橋爪英夫君） 町長。
- 町長（中澤恒喜君） 夏休み期間で工事を進めなければならないという配慮でございまして、そういう点で、やむを得ずそのような工事を進めたということでございまして、当時の予算の範囲内で行ったということでございます。
- 議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 承知しました。予算の範囲内でやったということになると、今度、出ている中で執行したものは無いというふうに解釈でよろしいですね。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） お世話になります。

特別委員会でもご説明させていただきましたけれども……

（「町長に聞いている」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 教育課長に答えさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 特別委員会でもご説明申し上げましたが、保健室の利用頻度がふえることから、学校の要望によりまして、保健室改修工事があります。これにつきましては、夏休み工事ということで、既に既決予算内で発注をさせていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。要するに、既決の予算の中でやられたというふうに言っているので間違いはないんですね、では。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 既決予算内でございますが、今後、既決予算の執行に伴いまして不足がございますので、今回、改めまして補正予算をお願いしたものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） では、遠回しに言わなくても、結果的に予算が通っていないものを、もう執行したということではないですか。教育長、そういうことではないんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 保健準備室につきましては、既決ではなかったんですけれども、今後は気をつけたいと考えております。お願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうしますと、この間、副町長がこの教育関係の費用ですよ、謝罪して、今後ないように言ったのが、口舌先も乾かないうち、同じ議会の中でまた同じものが出てくるということになりますよ。これほど議会をばかにした話はないと思いますけれども。教育長、そんなことで提案して、本当にまともだと思っているんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 改めて、今後、こういうことがないように気をつけたいと思いますので、お願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） なられたばかりだということの理由は、もう通じませんので、教育長、前にもう教育長やっていたので、そんなことが知らないはずはないんで、そういうことだとすれば、最初の段階で、これはこういうふうにというふうの説明をしてあればいいですけども、それが問い詰められて、いや、実はやっていたと言うと、議会にうその提案をしているんですよ。それが許されるんですか、教育長。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 特別委員会で、この工事につきましては校舎内の改修工事でありますので、生徒への影響が少ない夏休みの施工が必要となりますので、進めてきたということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 特別委員会で理解を得たような言い方をしますけれども、特別委員会では、この資料が出されて、これをやったというふうに私は理解しましたよ。これは、確かに多分、予算の範囲内で、先ほど課長が言ったようにしたんだと思いますけれども、112万3,200円。

教育委員会に確認したら、今度の補正の中に120万円を保健室の事業、また、空調の関係等、それ以外にまだ入っているんだと。これが多分、言っている予算がまだ確定していないのに執行してしまった内容になるのだと思いますけれども、それで間違いないですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 間違いございません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。教育長、ふだん、子供たちにうそをつくのではないという教育を多分、していますよね。していると思うんですよね。それが、教育行政の責任者の教育長が、議会に対して虚偽ですよ、ある意味。偽って出しているんですから。やっていないような顔をして出しているなんて、うそでしょう。この前のも同じですよ。これが許されるんですか、本当に教育行政の中で。はっきり教えてください。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 先ほどお答えしたとおりでございますので、よろしくお願いたし

ます。

このことにつきましては、先ほどから答弁しているとおりでございますので、そういうことでご了解いただければと思いますし、うそをつくとかつかないとかということになりますと、それは、やはりうそをつかないことで進めていかなければならないというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） だとしたら、初日に今後ないよというふうに副町長が答弁しましたよね。その時点で、何でこれも含めてやらないんですか。うそついていたということではないですか。もういいです、これは。それ以外の時間の都合もあるので、それで結構ですけども。

そうすると、保健準備室の改修工事、これは、そのほかに当然、工事の変更契約に入れなくてはならない話ではないですか。この間のときには、入っていないですよ。これは、これから後でごまかして入れるつもりだったんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 初日に契約の変更をお願いした部分には、この保健室は入ってございません。特別委員会でもご説明させていただいたとおり、新年度予算の中で、既に発注させていただいたものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、今度の120万円も変更には全く関係ないという解釈ですか。新年度予算の中にこれが含まれたという説明は、ちょっと聞いていなかったですけども、本当に入っていたんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） まず、初日にお願ひしました工事請負契約の変更締結については、保健準備室の工事は入っておりません。それと、特別委員会するときでもご説明申し上げましたとおり、その後、学校との協議の中で、保健室の需要が多いということから、新年度予算の中で対応させていただいたものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） でも、そうするとあれじゃないですか。この間の話で、全く最初に含まれていない、何ですか、切り回しに変更で入ったんですから、これだって普通、変更で入るのではないですか。当初予算の中に、今、これが入っているという説明をしましたけれ

ども、その説明はしましたか。私、聞いた範囲では、入っていなかったような気がしますけれども。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 当初予算の中に、この保健準備室の改修工事は入っておりません。今回、既にあります工事請負費の中から使わせていただいて、今回、保健準備室の120万円について、追加をお願いをするものでございます。

なお、この部分につきましては、初日の中でも話がありましたとおり、切り直しにつきましては、増築に必要な部分でございましたので、一緒に施工させていただき、今回のものは内容が別になったものですから、新年度予算で対応させていただきました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 内容が別ということになれば、この間の切り直しだって同じでしょう。何て言うんですかね、わからなく、わからなくやられると、私たち理解できないんですよ。課長はベテランだから、そういうことはないのかもしれませんが。でも、ちゃんと基準どおりにやっていただかないと、私どもは全くわかりませんので、もうそれは時間の都合もあるので、それでいいです。

はっきりしたのは、何て言うんですかね、もうしてあるものをうそをついてしていないということで提案していることだけは、はっきりしているんですけども、教育長にちょっともう一つだけ確認しますけれども、教育長、総計予算主義って、多分、行政経験があるからご存じですよ。ちょっと説明していただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 今の一場議員さんの質問の中身は、私自身は理解をしておりませんので、お願いします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 教育行政の責任者が、そういう答弁をしてはいけないんだと思います。少なくとも、行政の責任者です。では、わからないんですしたら、町長、ちょっと教えてください。みんなに説明してくれますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 歳入と歳出がありまして、これが、この額が双方とも合致をしているというものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 町長がそういう認識だから、こういうことが起きるのだと思いますけれども、予算の総計主義というのは、歳出歳入両予算とも、予算書に必ず計上させなくては行けないという大前提なんです。自治法上の大前提ですよ。ちなみに言いますよ。210条、だから、入っていないものを先に執行することはできないんですよ。いいですか、歳入は途中で急に入ってくるものがありますから、例外があります。

ただ、歳出だけは予算総計主義とって、必ずなくては行けないんです。もしこれをやったんだとしたら、教育課長がこれは不手際だと思いますけれども、予算の流用なり、そういう措置をして、ちゃんとその措置をしてやらなければ行けないんですけれども、それがしてありますか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 工事請負費につきましては、既にある予算の中から執行させていただいております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、保健室準備事業の120万円というのは、何でこれからとるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 新年度にお願いをしました工事請負費総額の中から契約をさせていただき、その分をまた改めて補正でお願いするものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、総計予算主義に反しているのではないですか。いいですか、中にごっちゃでも何でも金があればいいというのではないんですよ。これについてやりますよということが予算の中に明記していなくて使うから、目的外使用だと言われるんですよ。課長が言っているその説明で、本当にいいんですか。行政の解釈はそうですか。間違いないですか。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 流用というお話でございましたが、今回、違う工事請負費もございました。その中で、同じ工事請負費の中でございますので、流用という手続をとらなかったというものでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） いずれにしても、予算措置していないものをどんどんやって、補正

だよと出してきたということだけは、はっきりしているんだと思います。これだと、議会の権能というのは全くないんですよ。俺たちが執行権の中でやったんだから、あんた方はもうここまできてつくってしまったんだから、認めるしかないんだからどうだとしておくと。それもやってありますよと言わないで、うそを言って出した。これしかないですね。これ、あり得ないです。こんなことをしていたら、この町の行政はおかしくなります。

次に行きます。7款1項3目観光宣伝事業の時間外手当追加、これについてお伺いします。
大丈夫ですか。いいですか。

○議長（橋爪英夫君） いいですよ。

○13番（一場明夫君） 長くなりますよ、いいですか。

○議長（橋爪英夫君） まだ幾つかありますか。

○13番（一場明夫君） いやいや。

○議長（橋爪英夫君） それでは、ここで休憩をとります。

再開は13時といたします。よろしくお願ひします。

（午後 零時00分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） それでは、午前中に引き続いて質問をさせていただきます。

課長には前に聞いていますので、主に町長に考え方を聞きたいと思ひますけれども、先ほど言ひました7款1項3目観光宣伝事業の時間外手当追加、これについてお伺ひしますけれども、52万5,000円が計上されていると思ひますけれども、私が確認した範囲で、ふるさと祭りの際に、9課から2名ずつ18名、出役する職員の時間外手当等の説明を受けましたけれども、前年まではこの出役というのは、多分、なかったんだと思ひますけれども、町職員は、ことしはなぜ出役させる判断をしたのか、町長にお伺ひします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、今までは実行委員会ということで、商工会、観光協会等で組織をしてやっていただいたわけでございますけれども、より内容を濃くかつお祭りの進行をスムーズに充実をさせるということで、9課から2名、18名ということで、手伝いをするということでしたわけでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） より内容を濃くするためということなんですが、昨年からどんな内容が変わっているのか説明していただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、今までの催し物の進行もスムーズに行かなくて、また、交通整理等の課題もありまして、そのようなことから、こういうことでしっかりと運営しようということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。単純に割り返すと、多分1人当たり3万円近くになるんだと思いますけれども、そうなると、全部3万円というのはないんだと思いますので、当日だとか準備や片づけに出るんだというふうに想定されるんですけども、多分、今までの例で行くと、産業課の職員が多分、当初から出役する予定だったと思われましてけれども、ここで、どんどん町職員が出役することになれば、何て言うんですかね、町職員が主力で祭りを切り盛りするようになっていきませんか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これは、あくまでも実行委員会形式で今までやっておりますので、そのようなことを継続して行ってまいりたいと思います。

これにつきましては、お話の中にふるさと祭りということでございますけれども、ほかにも観光宣伝に係るイベントの催し物2、3ございますので、そういうものも含めてでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、産業課長の説明を私が聞き間違えたのかなと思いますけれども、その費用だというふうに聞いたのですが、そのほかにも含まれるということのようなんですけれども、いずれにしても18名が多分、出ることには変わらないんだと思いますけれども、今まで実行委員会長というのはどなたがやってきたんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 商工会長がその任に当たっておりました。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 合併当時に高額の公費を出して、たしか900万円とかそういう大金だったと思いますけれども、町が主体でやっていた祭りはまずいだらうということで、民間主導でやることになって、たしか町から300万円の補助金を支出して、これまでやってきたんだと思いますけれども、これで間違いないですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それに間違いございません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうしますと、商工会が今まで実行委員長をやって、中心になってやってきたというお話でしたけれども、当然、実行委員会を組織してきたので、これからも商工会も含めて、そこの中の構成員になっているんだと思いますけれども、今回、たしか私のところに案内状が来たのが、実行委員長が観光協会長にかわっていたと思いますけれども、観光協会が独立して2,000万円からの補助金を出して、体制は強化された。その途端に町から出役するというのは、ちょっと理解ができないんですけれども、どういうことでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 商工会の職員が、今までなれていた人が退職をしたり、そういう影響もあって、商工会が消極的な面が出てきたということでございまして、その中で観光協会と話し合う中で、今回は、観光協会のほうで実行委員長を務めましょうということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 商工会も観光協会も構成員に入っているとすれば、それを運営する体制が変わらないのではないですか。だとしたら、おかしいなということになりませんか。いいですか、今のままだと、今までやってきた方向をまたもとに戻す、要するに、お祭りのやり方が逆行していくことになりますよね。そういうことになりませんか。

それともう1つは、事実上、そのための経費が出るんですから、お祭りの経費、要するに補助金が増額になりますよね。五十幾万円で全てではないと言いましたけれども、300万円に対して五十幾万円というと、17%前後が増額になりますけれども、これって矛盾がないですか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほども申しあげましたように、お祭りを充実して、スムーズに運営をするということをございまして、役場職員のいわゆる手伝いを強化するということをございまして、商工会につきましても、役員も出ていただいておりますし、観光協会も新しい体制でしっかり取り組んでくれるということをございます。よりにぎやかで、充実したお祭りができるというふうに思っております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 私は、祭りをにぎやかにするとか、そんなことは一切言っていないので、公務としてこれをやるのが適当かどうかというのを確認したいだけなんですけれども、産業課長に聞くと、町民から祭りにもっと役場の職員が出るべきだという声があります。ただし、それは私も言いましたけれども、当然、ボランティアという前提で参加するというのを前提に言っていると思うという回答がありましたけれども、そういう意味での町の職員がもっと出るべきだという、参加すべきだということではないんですか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） もう既に終わりました東吾妻盆踊りにつきましても、職員がそういう意味でボランティアで出ていただいたりということもございます。今回、先ほども申しあげましたようなスムーズな、そして、充実したお祭りということで、職員の手伝いを少し強化しようということをございまして、あくまでも実行委員会形式で行うということをございますので、逆行ということはございけません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） いいですか、商工会と観光協会が中心になって、今まで切り回してもいい、民間主導でやってきたんですよ。それに役場職員が出るということになると、さっきの町長の説明を総合的に判断すると、商工会でやっていたときは何とか回してきたけれども、なれた人がいなくなった途端に、観光協会がうまく回せないの、町から人を出して回しますよと言っていることにつながりますけれども、町民は、多分、先ほど言ったようにボランティアで出るという前提の話をしているんだと思いますよ。

そうすると、町民がほかのところに出ている人たちが、ボランティアで仮に出ていたとしたときに、町職員は、2割5分増しの時間外手当をもらって出るという考え方で、本当に町民の理解が得られるんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、お手伝いの場合には、代休が基本ということでございまして、代休でカバーしきれない部分が時間外手当ということになると思います。そのようなことですから、一応、計上はしてありますけれども、それほどの額とはならないと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、もっとおかしくなりませんか。代休処理をするとしても、町の職員の人件費がそれに充てられることには変わらないんですよ。問題は、これが公務に当たるかどうかという話になるんだと思いますけれども、町長は多分、公務に当たるんだという判断をしているんだと思いますけれども、同じでも産業課で産業振興、要するに、観光振興とかそういう前提で職員が動くのと全く内容が違うと思いますので、本当にこれが公務に当たるかどうかというのをちょっと明確に町長、教えてください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、町全体の活性化の一つの行事でございますし、これをより充実させるということで、職務命令で出ていただくということでございまして、当然、町に関する仕事でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、これから先ずっとこのとっていくということですね。これが正しいと言っているんですから。そういうふうに理解しておけばいいですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 正しいということではなくて、今年度の状況を前、お話ししたと思いますけれども、そのような状況で計上したということでございまして、この結果で、また来年どうなるかということでございましてけれども、また来年はまた事情が違って来る場合もあるということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 先ほど、商工会が消極的になったという説明を町長がしましたけれども、消極的になって、さらに消極的に、こういうふうにやれば町が出てやってくれるんだという話になったときに、先ほど言ったように、どんどん町主導でやらなくては回らないお祭りになっていきませんか。先にそれだけもう一度確認します。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 商工会が主でやるか、観光協会が主でやるかということは、今後の課

題であるかというふうに思いますけれども、今までどおり実行委員会体制ということで、しっかり実行委員会をつくってやっていくという方向で考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） それはわかるんですよ。でも、実質的にその主力が職員が出て回すようになれば、事実上の実行委員会で、民間でやるという話とは違ってきますよね。今までやっという方向にきたものを、また逆行するような形になる。お祭りをするなど言ったわけではないんですよ、私は。だけれども、町長が先ほど言うように、いや、実は代休でとらせるんだよという話であれば、ここで五十何万何がしというお金をとる必要はないですよ。そういうことになりませんか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、商工会の職員が入れかわったということで、実行委員会として主となってお祭りを回していた職員がいなくなったということでございます。ことし1年、今度、新しい商工会の職員が経験をしていけば、また来年はどういう状況になるか、いい状況になるというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） もう最後にしますけれども、いいですか、商工会の職員が1人かわったから、それができないから町から出るんだよなんて論理が成り立つはずがないんですよ。かわりの職員が来ているんでしょから。そういうことを、何て言うんですかね、自分たちの考えではなくて、商工会だとか観光協会の考え方でというふうに考え方を転嫁していくから、そういう答弁になるんだと思いますけれども、少なくとも時間外で出そうが、代休で出そうが、基本的に人件費はそこに充てられることには変わらないんだと思いますので、その辺のところをよく判断してやらないといけないんだと思っているんですけども、私とすると、例えば、交通指導員が交通指導のためにそこに出されるというのは、これは当然、公務ですよ。でも、それとは全く違いますので、そういうふうに考えたときに、これから先、体制がかわった途端に役場の職員がどんどん出て、これを要するに切り盛りすればいいんだという考え方は間違っていると思いますので、それは、やはり正していかなくてはいけないかなと思いますので、町長が言っているように、方向としては、やはり民間主導でやるんだということを行っている限りは、そういうことをちゃんと考慮してやらないとおかしくなると思いますけれども、大丈夫ですか、町長。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましても、実行委員会での会議を重ねる中で判断をされたということでございますので、これは、その時々でその実行体制を検討する中で、また変わってくるかと思っております。今回はそのようなことで、一応、計上させていただいておるということでございます。これは、逆行するというふうなことではございません。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 実行委員会で決まったからというのではないですよ、これは。そこでそういうことの希望が出されたとしても、これをとろうとしているのは町長なんです。町長の判断がそこにあるんだと思いますので、私は、先ほどの社会参加費も同じですけども、やはり公務としてやるのであれば、それなりの適正な公務としての位置づけが必要なんだと思うんですね。

その辺をよく考えてやらないと、また何千万円もかけて、何千万円というのはちょっとオーバーですね、もっと多額の経費をかけて町が主力で、中心でお祭りを回すようなことになりかねないので、あえて言っているんです。これから先、このやり方をしていくと、間違いなくその方向に行くと思いますので、それだけは意見として申し上げておきたいと思います。

先ほどの、先に予算の議決の前に執行してやったという点も同じですよ。これ、厳密に言うと、地方自治法違反なんですよ。そういうことを考えると、今回の補正予算というのは、やはり何て言うんですかね、議会を偽ってというふうにとられてしまいますよね。少なくとも、最初の提案のときに実はしていたんですというのであれば、それは偽ったということにはならないと思います。でも、質問の中で提案をしていなくて言っていくということは、偽ったということになると思います。

そうすると、私たちの議会、議員の仕事というのは、もう果たせないですよ、そこで。否決すればいいではないかと開き直るといふ考え方もあるかもしれませんがけれども、その辺のところをしっかりと踏まえてこれから行政をやらないと、この町の行政はいつもそうなの、そうすると、もう議会と執行部の信頼関係なんてできなくなってしまいますよね。そういうことをしっかりと考えながらやっていただくことは、大切だと思います。

最後の件は、教育委員会だと思いますので、特にこれについては、課長が多分、主体的にやってきたんだと思いますけれども、最後にその辺の対応の見解をきちんと示してください。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 補正予算につきましては、ご指摘のとおり当初予算にはございませんでした。私どもの認識としますと、特別委員会の中でご説明申し上げて、既決予算の中

で発注させていただきましたという説明はさせていただきました。議員の皆さんがご理解いただいたかはわかりませんが、私どもは、そんなふうなつもりであります。

また、今後は、当初予算、また補正予算のときに十分精査をしながら、こういうことがないように気をつけてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 13番、一場明夫議員。

○13番（一場明夫君） 言っていることが違いますか。120万円の部分はやっているんでしょう、もう。当初予算ではなくて、これから補正予算をとろうとしているものを、もうやっていると言ったではないですか。あなたの説明は、今の話は違いますよ。最後までそこまで突っ張ってやるのであれば、おかしいという話をもっとしつこくやりますよ。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 今の説明の中でも、当初予算になくて、今回お願いするというご説明申し上げました。ただ、特別委員会の中で、こういうところがあったので、既決予算の中で発注をさせていただきましたという説明だけはさせていただいたつもりです。

なお、今後はこういうことのないように予算編成、また、補正予算のときに現場担当者とは十分協議をして、こういうことのないように気をつけてまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） ちょっと今の最後の教育課に関して、ちょっと補足で、関連してお聞きしたいことがあるんですけども、中学校統合等特別委員会のほうで原町中学校の視察を行いました。そのときに、私どもに渡された図面と違っている部分がありましたよね。

2階の会議室と少人数教室のところの図面と現場が違っているということがわかりまして、これはどうなんだと課長に聞いたところ、今回の工事請負契約の変更に入っているんですけどという説明でありましたけれども、この初日に行われました工事請負契約の変更のとき、私、この図面を見まして、校舎の壁のひび割れ等を改修するんだということしか理解していなかったんですけども、いつどこでどのような感じでこの変更をしてあったのか、会議室と少人数教室が、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 初日の変更契約締結のお願いの折、外壁のタイル、それと電気の切り回し、そのほかに学校の要望によります門扉の2分割改修、水飲み場湯沸かし器設置などということでご説明申し上げました。

現場視察をいただいたときに、私どもの不手際で修正できていない図面をお配りしまして、大変申しわけございませんでした。工事内容では、などということで、大まかに4つ説明をさせていただきましたけれども、そのほかに学校との打ち合わせ、あと、工事の進捗によりまして、先ほどの会議室と少人数教室の間仕切りを学校要望で、ないほうが良いということ、また、現場を進める中で、照明器具を埋め込み式からじかづけにするなど、打ち合わせをする中で変更をさせていただきました。その変更の総額が当初お願いした内容でございます。細かい部分などで省略させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） などだったという今の説明なんですけれども、工事請負契約の変更、金額だけなんですか。工事内容というのは、私どもに説明したようなことで、これから行うということを判断できるのではなくて、もうやってしまったものも「など」の中に入っているんじゃないかな。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 既にやってしまった部分ということで、初日にもご指摘をいただき、副町長のほうからもおわびを申し上げたところでございます。

なお、議決に関しましては、請負金額が議決事項だったというふうに解釈しております。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 確かに金額が議決事項だったということはわかりますけれども、説明が、今、同僚議員がいろいろ言っていた中に、わざと言わないで隠しておいたというように捉えられても仕方がないのではないですか。水飲み場とかそういうのは、細かく言っているんですよ。一番目につくところを「など」で逃げているのではないですか。その辺の見解を伺いたいんですけれども。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 工事に関しましては、小さいものからと言いますと、何カ所かございました。金額の大きいものから入れさせていただいて、残りについては、先ほど照明器具の変更ですとか、などで説明をさせていただいたところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） では、この契約の変更を行いましたけれども、大体もう終わっているという、この大きな切り回しと壁ぐらいなもので、残っているのは全部終わっているという判断でよろしいんですね。

○議長（橋爪英夫君） 教育課長。

○教育課長（丸山和政君） 現場のご視察をいただきまして、正門のところの工事をやっているところもご確認いただいたかと思います。7月時点で変更、まとめてこれのできるだろうというもので、今回の変更契約の締結をお願いしたものでございます。

なお、工事につきましては、今月末を完成期日として、現在工事を進めさせていただいています。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） こういうことをやられると、議会は本当に必要なくなるんだなというのを感じますよね。みんな終わってから、契約を認めてくださいというようなことをやってくる。もう何度も何度もこの執行部から出されているそういう問題があって、紛糾してきたのではないですか。全然考えは改めようとしなくて、この町の体質ですかね。

こんなことを言ってしまうと、身もふたもないんですけども、他町村の議員と会話している中で、それはひどいねという話が出てきますよね。本当に今、何度も何度もこういうことがないようにしていきますというような発言がありましたけれども、なかなかもう信頼ができないなというようなところまできていると思いますので、私は、もうこれ以上言っても仕方がないので、これで終わりにいたします。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） W i - F i のことについてお伺いします。今も地震がありまして、携帯でやったところ、やはり通じなくて、W i - F i が入るということで非常に喜んでおります。その中で、これから公共施設、学校とか、また宿泊施設でも使えるということですが、予算というのは、ここに入っている予算も町内宿泊施設、観光施設が今回も入っているのでしょうか。また、その宿泊施設というのは、どこのことなのでしょう。お伺いします。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

今回、考えておりますのは、各支所と出張所に備えつきたいと、そういったことでございまして、宿泊については、今回の中には入っておりません。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） それでは、ほか町内宿泊所というのは、今回の予算には入っていないということですか。

○議長（橋爪英夫君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） 今後の中でいろんなことは想定をして、導入等は検討したいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） 新聞発表の中で、宿泊施設も広げていきたいということが出ておりましたので、質問させていただきました。了解しました。

○議長（橋爪英夫君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（橋爪英夫君） 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、14番、起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第14、議案第2号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る9月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第15、議案第3号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る9月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第16、議案第4号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件については、去る9月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第17、議案第5号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計

補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る9月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第18、議案第6号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る9月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（橋爪英夫君） 日程第19、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情6号 陳情書（町道5267号線の道路改良拡幅工事）を議題といたします。

本件については、去る9月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

6番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長（山田信行君） それでは、付託されました陳情審査の報告をいたします。

第3回定例会本会議において、総務建設常任委員会に付託されました陳情であります。

陳情6号 町道5267号線の道路改良拡幅工事であります。総務建設常任委員会を9月8日に開催し、委員、建設課長ともに現地に赴き、東吾妻町大字郷原字中村・小塚地区の町道5267号線にて、陳情者、辻区長、菅谷保彦様より詳細な説明を、委員の皆様より質問等をいただきました。

道路幅員2.8メートルから3メートルと狭く、待避所もなく、交通量の増加と車両の大型化もあり、歩行者と自動車の接触も危惧され、また、神社参道の付近から、農道の路面から雨水も流出するため、側溝整備も必要となっています。

事情をお酌み取りいただき、道路改良拡幅工事の実施についてご配慮賜りますよう、地権者等の署名簿を添付し、地域の総意を代表しての陳情であります。

現地調査を終了後、陳情6号について議論を尽くし、結果、総務建設常任委員会といたし

ましては、全会一致で採択するものと決しました。

本会議におかれましても、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

陳情7号 陳情書「軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情」を議題といたします。

本件については、去る9月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

3番、佐藤聡一議員。

（文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇）

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） 陳情7号の審査結果を報告いたします。

去る9月5日、文教厚生常任委員会に付託された陳情7号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、9月8日の委員会において審査を行いました。

陳情書の提出者である東大阪市六万寺町3-12-33、軽度外傷性脳損傷仲間の会代表、藤本久美子さんから電話にて陳情内容についての説明を受けた後、審議した結果、当委員会

においては、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

本会議においても、同様の理解を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（橋爪英夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（橋爪英夫君） 日程第20、発委第1号 意見書の提出について（軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

3番、佐藤聡一議員。

（文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇）

○文教厚生常任委員長（佐藤聡一君） 発委第1号の意見書の提出について説明を申し上げます。

先ほど採択いただきました陳情7号の議決に基づき、お手元に配付してありますとおり、

軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣宛てに提出したいと思っておりますので、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋爪英夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（橋爪英夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（橋爪英夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（橋爪英夫君） 日程第21、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において、審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 文教厚生常任委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 議会運営委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) ハッ場ダム対策特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 行財政改革推進特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 議会広報対策特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 中学校統合等対策特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査(調査)事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように閉会中の継続審査(調査)事件として決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査(調査)事件が決定いたしました。

それでは、ここで休憩をとって、2時から再開をしたいと思います。

(午後 1時47分)

○議長(橋爪英夫君) 再開いたします。

(午後 2時00分)

◎町政一般質問

○議長（橋爪英夫君） 日程第22、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（橋爪英夫君） 4番議員、根津光儀議員。

（4番 根津光儀君 登壇）

○4番（根津光儀君） 議長の許可をいただきまして発言いたします。

地域医療と行政の役割についてをテーマといたします。

前回6月の第2回定例会の一般質問において、人口減少への取り組みについて意見を交わしました。その中で町長は人口対策に基本を置いた政策を進めていく、地域の皆さんのアイデアや要望を取り入れてやっていく、主役は町民であると確信していると述べました。

この町の主役である町民の減少を食い止めるとめには長生きをしていただくこと、転出をしないでいただくことです。私は、前回の分析の中でティーンエイジャーの定着が急務であり、働く場所の確保と、今ある雇用の場としての医療機関に着目すべきと主張いたしました。この町の人口を少しでもふやしたいという視点から、地域医療と行政について話を進めていきたいと思っております。

通告書により、質問を6項目挙げさせていただきました。

- 1、地域の罹病傾向についての分析、データの収集はどうなっていますか。
 - 2、国保統計などの情報をどう活用していきますか。
 - 3、地域医療の枠組みの中で予防は市町村の役割とされていますが、どのような現状にありますか。
 - 4、原町日赤病院への補助と成果についてどのようになっていますか。
 - 5、原町日赤病院との定期的情報交換のシステムの構築を提案しますが、どうお考えですか。
 - 6、医療従事者養成のための奨学金制度を創設する考えはありますか。
- 以上、質問して自席に戻らせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の地域の罹病傾向の分析についてデータの収集はどうなっているかですが、現在は群馬県健康福祉統計年報及び町が実施する健診の受診結果により収集をしております。今後は近々稼動する国保データベースシステムから収集可能というふうになってまいります。

2点目の国保統計などの情報をどう生かしていくかですが、国保統計に関しては国保データベースシステムが今年度導入され、今月26日にデータベース説明会が開催をされます。システム稼動後は疾病データが得られますので、これに基づいた保健事業が行えるということになります。

3点目の地域医療の枠組みの中で予防は市町村の役割とされておりますがどのような現状にあるかですが、市町村は予防接種法や健康増進法、母子保健法などに基づくさまざまな予防接種や各種健診（検診）等を実施しております。

豊かで活力ある町を築き上げるためには、住民の健康保持、増進が不可欠となります。がん、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病が増加する中、これらを予防する一次予防の推進が重要と考えております。

町では、こうした食と健康の課題に総合的に取り組むため、食育推進計画に主眼を置いた第2次東吾妻町元気プランを本年3月に策定いたしました。今後は本プランの実践に向け、努力をしております。

4点目の原町日赤病院への補助の現状と成果についてどのようになっているかですが、平成25年度決算でございますように、3つの補助金を合わせて3,916万8,000円でございます。運営費につきましては中之条町と高山村も助成しており、その額は2町村で2,805万8,000円となっております。成果については、町の保健事業の面では特別な配慮をいただいていると認識をしております。

しかし、住民目線から見ますと救急時の対応などで不満を持っている方が多いのも事実であると捉えております。原町日赤は吾妻地域の中核病院でございましてまた公的病院でもありますので、その機能、役割を十分に発揮していただくことを期待をしております。そのための支援が必要となれば協力は惜しまない覚悟でおります。

5点目の原町日赤病院との定期的情報交換システム構築の提案でございますが、病院では年1回意見交換及び情報交換を目的とした運営懇談会を開催をしております。構成員は吾妻東部3町村長や郡医師会、県出先事務所等の関係者ら30名ほどでございます。確かにこの懇談会では報告や要望に終始しがちでございますので、その下の実務者のレベルによる情報交換は必要と考えております。今後、病院や関係者と協議をしていきたいと考えております。

6点目の医療従事者養成のための奨学金制度の創設についてですが、医師をも含む医療従事者の不足は深刻な状況でございます。

個々の病院でも独自の奨学金制度を設けて人材確保に努めております。原町日赤におきましても看護師確保のため月額5万円の奨学金制度がありますが、ままたらぬ状況と聞いております。

今後少子高齢化が進む中、医療、介護の需要は伸び、ますます人材不足が懸念をされます。町といたしましても、検討すべき時期に来ていると判断をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） 余りにも期待が持てそうな一次回答をいただきまして、私としてはかなりうれしいなと思っております。

町長の先ほどのお答えの中で、3町村で2,805万円と言いましたけれども。

（「2町村」と呼ぶ者あり）

○4番（根津光儀君） 2町村、残りのという意味ですね。わかりました。

当町だけで実は3,916万8,000円ということで、日赤に対して補助しているわけですが、これについて日赤のほうからはまた次年度も援助してくださいという要望書をいただく際に町長とお話がなされているかなと思いますが、そういった中で町長とすれば、あるいは町側とすれば、日赤からどの程度の報告を受けているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 毎年、原町日赤病院からは、前年度の収支決算の状況、それから患者数の状況等についてご報告があるところでございます。それをもとにしていろいろな質疑等も行って、要望する件は要望して町といたしましても行っているところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） 私は地域に暮らす人の立場、自分も一地域の人間でありますし、病气やけがの際には医療機関にかかるという立場です。そういった立場の中で、いろいろこれまでもこの議会を通じてお願いをしてきたわけですが、ここで日赤に対する聞き取りを私なりに行いましたその数字的なものを25年度決算のことでお話しすれば、25年度の病床利用率は80.1%、前年比3.2%の増、延べ入院患者数が2,660人ふえて6万5,233人、入院診療単価これが3万166円、入院による収益が19億7,800万円、外来のほうは実は減っておりまして7,665人減の10万1,017人、これを診療をしている日が例えば250日ぐらい外来を受け

るとしますと大体1日400人ぐらいという数字です。外来の単価は11.6%上がりまして8,067円、外来収益が8億1,800万円、医業収益の総数が30億4,800万円、これを実質24名のお医者さんで賄っている。実は、常勤の医師は19人で、非常勤の人が44人頭数いて、実質24人ほどのお医者さんで診療行為を行っているということです。

しかしながら、2億4,000万円の経営赤字でありまして、日赤としては減価償却費が全体で3億3,000万円ある、これを充当というか、これがあるから息をついているというのが現状です。

こういった現状の中で、日赤はその経営に対して万全の努力をしていただきたいと思いますけれども、また町としても、町長先ほどできる限りの援助はしていく状況が出ればしていくのだとおっしゃいましたけれども、まず我が町も財政苦しいわけですから、これ以上の金銭的負担なかなかり得ないんだと思うんです。

そうすると、政治的に町長に動いていただく時期がもう来ているというふうに私は思います。特に健全経営のためには医師をきちんと確保すること、特に先ほど申しましたように、頭数で44人の非常勤のお医者さんが実は5.4人分の常勤のお医者さんの仕事をしているわけですから、ここを常勤の先生を確保していくということに対して、町長が政治力を発揮していただきたいんですけれども、その辺は町長はいかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 原町日赤病院経営の収支改善の方向には向いておりますけれども、まだ大幅な赤字状況だということでございまして、特に医師確保、これが我が国の中山間地域の病院におきましては大変な問題でありまして、やはり若い医師が山間地になかなか行きたがらないというそういう状況がございまして、そのような中で原町日赤におきましても大変な苦勞をしておるといってございまして、原町日赤は頼るところは群大病院だというふうに思っております。

今後、今政治的な力というふうなお話もありました。いい方法があれば、これからそういうものをつかんで群大病院さんに原町日赤病院への特段のお力を、支援をいただくようお願いをしまいたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） 町長の今のお話ですと、政治日程にこれを組み込んでやっていくというふうに取り上げてよろしいのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当然そういう働きかけをするには直接群大の院長さんなり、そういう方にお会いすることは当然必要だと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） 政治日程に組み込んでやっていくというふうに私は捉えました。ぜひ早い段階でそういう機会を設けていただきたいと思います。

それから、原町日赤、それから町内のほかの医療機関におきましても、これは雇用の場としても非常に有力なものであると思います。まして町内の医療機関が充実しているという大前提のもとに大きい企業がここにおいて頑張ってくれているということを考えますと、なおさらだと思えます。

ちなみに、原町日赤で言えば看護師さんが115人常勤でいます。トータルで非常勤の方も入れて144人、これは25年度の数字ですが、いるわけですから、そしてなおかつ看護師が不足しているということです。

働く場所がないということが、この町の人口減につながっているということでもありますから、ぜひ高校生あるいは高校を卒業して新たな仕事を探すという段階にある人たちに対して、この医療職を目指してほしいと私は思うんです。

町長が日程の中に組み込んで政治力を発揮してくださるということであるとすると、まず最初にどういう日赤が考えで、何に対して不足があるのかということを中心に聞き取って、そして日赤と意思疎通を図っていただきたいと思いますと思うんです。

先ほど、町長は職員、実務レベルの職員の日赤との会議をする場所を設けるというふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひそれを早くに実現させていただいて、的確な仮に処方箋というか、この事態に対する処方箋を町長がつくっていただいて、そしてそういったものに従ってお願いをしていくということがとても大切ではないのかなと思います。

その際に、原町日赤に対する補助の要綱というのが、これは例規集をひもといてみますと、きちんと交付要綱がございますけれども、この意見交換の場所というのが意見交換をする場所を設けるとすれば、やはりこれも要綱をきちんと設けて定期的にやっていただきたいと思います。あるいは、その例えば運営費補助、運営費助成金交付要綱というようなものの中に助成をするのだからどういう状態かきちんと聞かせてくださいというような項目を取り入れるというような形でも結構ですけれども、そういったことをしてやっていただきたいと思います。その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見の点は、今後担当課と協議してでき得る限りよい方向で考えてまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） 私、実は平成23年9月にこの一般質問に立たせていただきまして、その中で初質問の中で奨学金制度ということを申し上げました。検討すべきあるいは検討してもいいというような感じのお言葉であってずっと来たわけですがけれども、きょうの町長のお答えの中には奨学金制度の創設について検討すべき時期が来ているというふうにおっしゃいました。

ぜひこれを給付型の奨学金として、そして現在奨学金を受けている方がこの奨学金も受けることができるような配慮をしていただくような要綱で検討していただきたいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 補助金ですとか奨学金の類はダブって給付するというものがなかなか許されない場合が多いわけでございます。そういうことを踏まえて検討はいたしますけれども、できる限りよい方向で考えていきたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） ぜひ知恵を絞っていただいて、そしてこれを一日も早く実現させるようをお願いしたいと思います。

本当の私の心底からのお願いということで申し上げれば、原町日赤のような公的な病院はその奨学金の規定がありますけれども、非常に金額が低いので、十分そこにプラスして受けることができ十分な勉強にいそしめるという環境を整えていっていただく。町内の子弟に対してそういったことをしていただくことが、この町の病院、医療機関が継続していく源でありますし、またそのことが町の人口減少を食いとめることだと思います。これは老若男女問わず、みんなかかわってくることなんだと思います。

次の質問といたしますか、実は前回の一般質問の中で、安心出産サポート事業というのがありますという話をしたんですけれども、町長は覚えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 記憶しております。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） 実は、出産に際しましてどのぐらい分娩費用がかかるのかということ

を調べてみましたら50万円近くかかるんですね。国保統計の中では49万1,425円が平均値というふうに出ております。

我が町の国保の中でこれを出産に対して補助していく制度がありますが、おおよそ40万円です。10万円ほどまだ自己負担が生じてしまって、自分の子供ですから自己負担って言わないですね。まだそれでも十分ではないというふうに感じます。

特に、町長が政治力を使ってすぐに原町の日赤に産婦人科を復活させるということができれば、一挙にものは解決するんですけども、これはなかなかさまざま、まず小児科であろうというようなことをきちんと精査してもしやっていくとするとかなり時間が先になります。そうしたときに、やっぱり町外へ出て出産される方に対してその滞在費の一部を補助していくというようなことは大切なことだと思うので、これについて前は検討してみるという話でしたけれども、担当の部署に対して、おい検討してみろと実際に声をかけてみる気がございますでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、一つの課題でございます。さらに突っ込んでこの点につきましてその他の状況等も他町の状況等も見ながら、さらに検討して進めてまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） しつこくて申しわけないんですけども、医療従事者養成のための奨学金制度の創設について、町長は意欲を示していただいたというふうに私は理解いたしました。

ぜひそれを一日も早くやっていただきたいと思うんですが、これをやるとしたら担当の部署ってどうなるんでしょうか。教育委員会なんですか、それとも保健福祉課なんですか、その両方が話し合うということになるのでしょうか、ちょっと。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 保健福祉課のほうが強いかなという感じはいたしますけれども、今後よく検討してまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 4番、根津光儀議員。

○4番（根津光儀君） いっぱい質問していろいろお話を伺いたいところなんですけれども、きょうは本当にこの奨学金について町長がやる気があるということ、それから日赤の医師確保のために政治的に動くという政治日程を組んでいくということを確認できましたので、こ

れで私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（橋爪英夫君） 以上で、根津光儀議員の質問を終わります。

◇ 山 田 信 行 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、6番議員、山田信行議員。

（6番 山田信行君 登壇）

○6番（山田信行君） それでは、議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。

まず、大きく分けて3つ用意をさせていただきました。

まず、自転車通学の交通安全対応の取り組みについてということでお聞きいたします。

我が町では、中学校になると自転車通学が始まり、また認められ、毎日のことではありますが、雨の日また風の強い日、まして授業終了後の部活、季節によっては異なることがあります。暗い中に自宅に向かう、こんな姿を浮かべてみてください。

交通安全は十分気をつけていると思いますが、毎年4月、5月は自転車事故が多発すると聞いております。主に接触事故が多いと聞き、子供たちは昔ほど自転車に乗っている姿を見かけなくなり、何かなれていないというような気がしています。中学校に入学したばかりの生徒たちは技術的にも未熟な生徒が多いようであります。ルール、マナーを学校等で教えていることは重々承知をしていますが、どのような指導をしていますか。その辺を聞きたいと思えます。

また、4つについてお聞きしたいと思えます。

町内学校において、自転車の登下校において、ここ数年の事故件数と原因、その他分析があるようでしたら教えていただきたいと思えます。

2、自転車通学が始まる中学校からではなく、小学校のうちからルールやマナーを含めて技術的な指導を進めたほうが良いと考えておりますが、どのような指導をしていますか。

3、今後の対策について、家庭、地域、学校、警察、その他が自転車は軽車両であると、運転することは相応の責任があることを理解する必要がある、保険に関することなどどのように指導していますか。

また、統合中学校が27年4月にスタートをするわけですけれども、どのような指導をしていますか。通学路についてあらゆる安全面をどのように考え、プラン等をお示ししているか

お聞きしたいと思います。

次に、町立中学校の土曜授業について、また総合的な学習時間についてゆとり教育の推進で進んでまいりましたが、学力の大幅な低下が見られ、国際的な評価も低下している中、国も教育に関して大きな動きが見られます。2002年完全学校週休5日制としてから、土曜授業は学校教育法施行規則で実施されてまいりました。文科省は去年11月、各自治体教委の判断で授業が行われる規則を改正し、文科省では土曜授業を積極的に取り入れていこうという見解が示され、土曜日授業が行われるような省令を改正し、教育委員会が必要と認める場合、実施できるようになったと聞いています。

また、都道府県、県教委も土曜の授業復活を視野に入れた実践教育を26年末に行う都道府県が29あると聞きます。当町の考えはいかがでしょうか。

また、実施されている総合的な学習の時間の内容が文科省の求めている趣旨と異なっている問題がクローズアップされていますが、当町の総合的な学習の時間の内容を聞きたいと思えます。

ゆとり教育を経て今、現在東吾妻町の小・中のレベルはどうですか。東吾妻町2002年以降、土曜授業を行われたか、その数、学校は。

3、全国的なアンケートでは隔週での土曜授業をやってほしいという親が7割を占めているデータも出ています。どのように判断されますか。

東吾妻町の教育委員会が土曜授業を行う目的は何か。また、どのような効果が期待されているか。

また、5番目、土曜授業を行うための問題点は何か。

6番目、当町の総合的な学習の時間はどのような内容か、お聞きしたいと思います。

次に、3番目でありますが、小規模修繕工事希望者登録制度についてお聞きいたします。

小規模修繕工事希望者登録制度は、入札資格の異なる小規模業者を新たに登録し、(平成22年3月1日)に施行はされていますが、自治体が発注する小規模工事修繕等の受注機会を拡大する制度で経済的な活性化にもつながると思います。発注者の不安は十分理解できますが、各業種組合組織もあり、同業者で助け合っている状態でもあります。

そこで、質問したいと思います。

制度発足について確認をいたします。

推進の方策はどうでしょうか。緊急対策として位置づけるべきではないでしょうか。

小規模修繕工事希望者登録制度実施要綱を具体的なものに改革すべきではないでしょうか。

東吾妻町公共施設の再点検、仕事起こしを進める必要があるのではないかと思います。

以上、4点について質問をいたしました。議席に戻り続けさせていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、山田議員のご質問にお答えをいたします。

教育委員会関係のご質問につきましては、議員のご希望もありますので、後ほど教育長からお答えをさせていただきます。

先に、3点目の小規模修繕工事希望者登録制度についてでございますが、議員が地域経済の活性化につながると考えている小規模工事等希望者登録制度は、現在東吾妻町も含め全国の多くの自治体で実施をされています。この制度の趣旨といたしまして、小規模事業者の受注機会の拡大を図るため、東吾妻町では自治法施行令で規定された随意契約ができる130万円以下の予定価格の工事及び修繕50万円以下の業務委託で実施をしておるところでございます。登録の方法としては、登録希望業種3種類を具体的な工事等の内容も含め、登録できるようになっております。

議員のご指摘のとおり、今後は公共施設の再点検はかなりの事業となつてきております。この小規模工事等希望者登録要綱が、東吾妻町の経済の活性化に寄与できればと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

（教育長 小林靖能君 登壇）

○教育長（小林靖能君） 山田議員の最初と2番目の質問について、私のほうでお答えさせていただきます。

最初のご質問であります自転車通学の交通安全対策の取り組みについてですが、1点目の町内学校において自転車の登下校時におけるここ数年間の事故件数とその原因についてどのように分析しているかというご質問ですが、平成23年度以降3カ年間の管内5中学校の事故の状況ですが、東地区で1件、太田地区で2件、原町地区で3件、岩島地区で2件、坂上地区で3件の合計10件となっております。いずれもすり傷、打撲などの軽傷やけがのないものも含まれております。

原因については、東地区の場合は加害者の不注意ですが、それ以外は前方不注意やスピードの出し過ぎ、一時停止不履行など生徒本人の不注意が原因あるいは正しい運転中での事故

でありました。

2点目の現在小学校で自転車についてどのような指導、教育をしているかですが、自転車は子供たちにとって身近な乗り物でございますが、反面危険を伴うものでございます。安全指導は各学校で異なりますが、基本的な部分では安全教室や自転車検定試験などを行い、安全な自転車の乗り方やさまざまな交通ルールの指導を行っております。

3点目の今後の対策についてですが、自転車に乗るといことは公道を走行することで事故の加害者、被害者の双方になる可能性があるため、事故を起こさない走行が最も重要なことであると認識できること及び安全な走行をすることを今後も指導していかねばならないと考えています。

保険に関しましては任意で加入している生徒もおりますが、登下校時の事故については独立行政法人日本スポーツ振興センター見舞金の対象になっております。

4点目の来年4月の統合中学校開校に向けどのような指導をしていくか、通学路についてのあらゆる安全面はどのようにですが、生徒一人一人が安全・安心で登下校できる通学路になるよう対策を進めていきたいと考えております。そのために、生徒に対しては自転車安全走行モラルの徹底、ルールや走行操作技術及びヘルメットの着用などの指導を徹底していきます。

通学路、特に槻の木、原町バイパスの横断の誘導、指導を各種団体、警察に依頼し、学校、町、教育委員会が連携して進めていくとともに、槻の木付近等の安全な通学路のあり方を学校、生徒、保護者、警察、道路管理者及び教育委員会が協同で協議し、自転車が走行しやすい道路の整備や原町バイパスの信号機設置などを関係機関に要請して安全な通学路の整備を図るよう努めたいと考えております。

2つ目の町立中学校の土曜授業、総合的な学習の時間についての1点目の町内小・中学校のレベルはどうかですが、平成14年4月から実施されたゆとりの中で生きる力を育むことに向けた学習指導要領は、各学校が地域や学校、児童・生徒の実態に応じて横断的、総合的な学習や児童・生徒の興味、関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う時間として、小学校は第3学年以上から総合的な学習の時間を実施することになりました。

また、学校週5日制が完全実施されることに伴う土曜日分を縮減した時数として、従前より年間70単位時間、週当たり換算して2単位時間削減されました。

平成23年4月から実施された学習指導要領は、小学校第5、6学年に外国語活動が新設されました。

各学年の授業時数については、小学校第1学年は年間68単位時間、第2学年は70単位時間、第3学年から第6学年は35単位時間が増加されました。中学校の授業時数は、第1学年から第3学年まで年間35単位時間の増加となりました。

小学校では、各学年の各教科における基礎的、基本的な知識、技能の習得や、それらの活用を図る学習活動を充実する観点から、国語、算数、理科等の授業時数をふやす一方で、総合的な学習の時数を縮減しました。中学校も同様であります。

本町の各小学校、中学校とも、平成14年、平成23年の学習指導要領に沿って教育課程を編成し、教育活動を実施してきたところです。

町内の各小学校、中学校ともに先生方の熱心な指導を初め、子供たちの頑張りでも全国学力テストの結果などからも全国の水準を維持しております。

2点目の東吾妻町で2002年以降土曜授業は行われたか、その日数、学校はですが、山田議員ご存じかと思いますが、本町で行っている学校はありません。

3点目の全国的なアンケート結果では隔週で土曜授業をやってほしいという親が7割いるという結果が出ているがどのように判断されるかですが、親の希望は理解できますが、現状の諸法令及び社会状況から隔週の土曜授業の実施は難しいものがございますので、現状では難しいと思います。

4点目の教育委員会が土曜授業を行おうとするときの目的は何か、またどのような成果が期待されるかですが、先ほどお答えしたとおり、土曜授業の実施は難しいと思います。

5点目の土曜授業を行うための問題点は何かですが、一つは土曜日に勤務する教職員の4週間を超えていない中での人員配置でございます。現状の員数では土曜日の勤務した教員の4週間を超えない中で1週間の勤務時間を法令どおりできない状況です。

2つ目は、児童・生徒の心理的な負担が考えられます。土曜日については、学校、家庭、地域が連携し、役割分担をしながら地域におけるさまざまな学習、文化やスポーツ、体験学習等の活用を期待いたします。

6点目の当町の総合的な学習の時間はどのような内容かですが、総合的な学習の時間は国際化や情報化を初めとする社会の変化を踏まえ、子供のみずから学びみずから考える力などを全人的な生きる力の育成を目指し、教科の枠を超えた横断的、総合的な課題学習を行う時間でございます。小学校においては第3学年から第6学年まで週2時間、中学校につきましては第1学年が週1時間から1.4時間、第2、第3学年が週2時間実施しており、学校で地域、環境等の内容から課題を設定し、自己形成に向けて学習に取り組んでおります。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） いろいろ調べていただいて回答をいただきまして、ありがとうございました。

まず、通学問題につきましてですが、事例がありますが賠償額の例が先日ありましたけれども、多額な保険の賠償例があったということで民事訴訟の中で運転者に対して5,000万円の賠償を命じるという判例があります。これは未成年ではまずあり得ないようなことですが、現実には起きました。

今お話の中のスポーツセンターの保険の対応ですが総額2,000万円と、群馬県では県民共済等がありますけれども、ゼロ歳から17歳の健康なお子様のI型プランということで月1,000円ということになりますけれども、到底その賠償額には及びませんけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 今までそういうことが起こり得なかったということがありますがけれども、だからと言って今後起こり得ないとは考えておりませんが、独立行政法人の見舞金等をもとにしながら、もしそういう事例がありましたら考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） ぜひこれから27年の統合で原町地区の生徒の皆さんは原町地区のある程度日々通学していますので状態がわかると思いますが、皆さんご承知のように、統合することとは太田地区から自転車で来られる方が太田地区の子供がいるわけなんですけれども、想像していただければカインズホームの前まではやや何とか許せますけれども、東橋では80センチしかありませんので自転車が来たときのその歩行者との対応、車道を通れということですが、現実としては車道はなかなか難しいように思いますが、その辺大変危惧されるところであります。

また、槻の木から渡ってその後どういう経過で通学路を確保をするのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 1点目のことにつきましては、今後、先ほどの答弁の中でもさせて

もらいましたように建設関係だとか、道路管理者等々、それから町、各種団体、教育委員会等々が協議して考えていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の槻の木から統合中学校に向けての通路ですけれども、現在考えているのは、今、原町中学校の生徒さんたちが通っている通学路を基本にして考え、協議を進めております。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） 現在、小学生も中学生も利用している通学路ということですが、それも大変地元からするとふぐあいなどところを通ってきていると。いろいろ問題がありまして、難しい方もおられるということで、その辺を少し避けているという経過もあると思えますけれども、拡幅も含めて前向きに進めていただければというふうに思うところです。

次に、週5日制と総合的な学習の時間ということですが、かなりその学力の低下が目立つ、学力が全てとは申しませんが、先ほどお話ししたように、国語、数学、理科、社会、英語、5教科の授業についてはある程度わかるんですが、その他今、美術、音楽、体育、また書道等、かなり削減されているということなんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 小学校、中学校とも、平成23年度から実施されております学習指導要領に沿っての教育課程を編成しておりますので、とりわけうちのほうの小・中学校が全国レベルから比べると時数が少ないとかいうようなことはないはずで。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） そう言われますと、学力ばかりというふうに思われると非常に困るんですけれども、8月26日の中学校のレベルということで新聞に大きく取り上げられましたけれども、小学校は全国で最下位と、そんなような大きな記事が載っています。数学に関しても、中学校はかなり群馬県は劣っているということなんで、我が町がそうだとは言いませんけれども、大きく新聞等に載ってましたので後でお調べをいただきたいと思えます。

また、総合的な学習の時間ということなんですけれども、これは非常に大事な時間だと思います。今、文科省が進めている中で、全く逆行しているようなことが見られるんですけれども、実際先生がこの時間に何をしたいかわからないというものが見受けられるんですけれども、この時間に本来の目的じゃない英語をしたり、自習をしたり、さっき申しました国

語、数学、社会、理科等の勉強をここに充てているということですが、その辺は実際そういうことで行われているのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） そんなことはないというふうに捉えております。

小学校3年生から中学校3年生まで総合的な学習の時間があるわけですがけれども、本町の小学校、中学校ともに子供たちの興味、関心に応じながらその子供たちが追求する学習内容、専門用語と言ったらあれなんですけれども、学習課題は多くの学校では先生方もこれならいいということで、子供たちと協議しながら追求する課題を決めて進めております。

ですから、追求する学びということを非常に大事にしているということですので、それぞれの学校できちんとした年間指導計画に沿って進めているというふうに受けとめております。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） 具体的にその時間にどんなことをしているか、ちょっとお聞かせいただければと思うんですが。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 例えば、原町でしたら小学校3年生ですがけれども、ふるさと学習ということで、原町で働く人々だとか、郷土を知る、そういった活動を進めておりますし、中学校になりますと、ほぼどこの学校でも2年生になりますと職場体験学習等が入ってきますので、進路について勉強を始めます。私なんかですと、3年のときになって高校なんかを調べるという頭でいたところが、今はどこの中学校でも体験学習をもとにして2年生で高校なんか調べていくというような、そういったふうな学習を組んでいるようでございます。ですから、東の小学校なんかですと箱島湧水なんかのことについて勉強を始めているようです。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） ちょっといろいろ調査しますと、なかなか先生が具体的なカリキュラムをその受けられないので自分で考えていかなきゃいけないという大きく分けるとそういうことですよね。先生が何を結局やっていいのかわからないから算数をやっちゃうとか、自習にするとか、そんなような結果がかなり見受けられます。それがいけないとは言いませんけれども、本来の目的はそういうことではないと思うんですよね。地域のこととか、文化とか、それぞれの子供さんが自発的にみんなして何を学ぼうかという時間だと思うんですが、その辺がどうも欠落しているようなので、本当にそういうことで行われているん

ようかね。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 確かに戸惑うというところがあるかもしれませんが、学校とすればそれぞれこの学年ではこういうことというふうに、ですから大きな原町なら原町を知ろうとか、そういったテーマをもとにして、原町の私だったらこういう仕事をしている方々がありますよというようなことを調べるとか、原町のお祭り等の伝統行事について調べるとか、それぞれそういうことで取り組んでおりますし、山田議員さんご指摘のように、ある意味では非常に自分で決めた学習の内容ですから、すごく子供たちが進んでやるという一面がありますので、そういうところを今後大事にししながら、戸惑いながらも学校全体で年間指導計画がありますから、それに沿って進めるように働きかけていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） ぜひそういう形で、各地域それぞれのいろいろな目指すものがあると思うんで、子供の感性も含めて、ぜひ進めていただきたいと思います。

もう一つ、新聞にも大きく載っていましたが、土曜授業をやめるということで、ある地域の教員が庁舎を爆発するというような大きな新聞記事が載っていましたが、具体的に先生にお話を聞くと、先ほどちょっとお話聞きましたけれども、週4週とかいろいろな問題がある中で、先生たちもこれから少し余る傾向にあるので、その辺の人員の配置というものを少し学校教育の中で考えていければありがたいなというふうに思うところです。

また、その要因というのは、ベネッセで大きく漏えい問題が出ていますけれども、その原因は本当は何かということが報道されていないようですけれども、名前や住所や年じゃないそうなんです。その子の持っている、例えばAさんが何年生でどのくらいの能力があるかというものが大きな問題だそうなんです。その子に対しての情報が漏れたということが大変な問題だということなんです。

それは何かと言いますと、今2・6・2方式というようなことをよく聞きますけれども、駄目な子が2で、6が真ん中で、できる子が2という法則が先生方の中でちょっとお話聞いたんですけれども、それはそれでいいんですけれども、今実際に生徒諸君を見ると、3・4・3の状態らしいですよ。できない子は3、できないと言うと語弊がありますが、普通の子は4、できる子は3だそうです。そんな中で、いっぱい遊んでいる子は今勉強でき

るということですね。下の3の子は何をしていいかわからないという、勉強何をしていいかわからない、遊びも何をしていいかわからないという、そんなような状態だというふうに聞きました。その辺をぜひしっかり酌んでいただいて、その辺の情報みたいのは、教育委員会は持っておられますか。

○議長（橋爪英夫君） 教育長。

○教育長（小林靖能君） 子供たち一人一人が自分で考えて自分で物事を解決していくという、そういうことをこれからも大事にしていく学校教育をお願いしていくつもりでありますし、そのスタートはやっぱり幼稚園教育にあるんだというふうにも受けとめております。

ですから、そういうところをこれからも、そういうところというのは幼稚園、小学校、中学校の連携もこれからも大事にしていきながら取り組みをしていき、そして自分から何かをすることが見つけられる、あるいは自分から何かをすることができる、そういった子供を育てていくように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） ぜひ教育長も新しくなられましたので、しっかりと教育をお願いしたいというふうに思います。

時間等もあるので、町長にお聞きいたしますが、小規模修繕工事希望者登録制度についてですけれども、なかなか零細企業の方が入札で仕事をもらうというのは大変厳しいものがあると思います。またランク等もいろいろある中でそういう制度がありますので、ぜひ130万円以下の仕事を地元の方に発注できるようにぜひ努めていただきたいと思います。その辺はちょっともう一回意気込みをお願いしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、もう既に小規模工事等希望者登録要綱ができておりまして、これに沿って進めていくところがございます。特に東吾妻町では随意契約ができる限度130万円ということで設定をしております、これは他町村に比べて大きい数字でございます。

しかし、まだ申請書を受け付けた業者さんといいますか、そういう方がちょっと17関係者ということでございまして、ちょっと少な目かなというふうに思います。

今後こういうものがあるんだというPRも兼ねて進めてまいりたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 6番、山田信行議員。

○6番（山田信行君） ぜひ個々に職人さんというのは技術もありますし、地域をいろいろ背

負っているわけなので、ぜひともお願いをしたいと思います。

また、いわゆる職人さんと言いますと、かたぶつでなかなか事務系統も苦手かなということが現実かと思えます。しかし、仕事の中ではしっかりと見据えていい仕事をしているのが現状だと思います。個々に営業努力も当然必要だと思いますけれども、そんなものも踏まえてなお一層の拡大をお願いして、一般質問を終わります。

町長、最後にもう一度そのことについて意気込みをお願いします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ことしの2月の大雪に関しましてカーポートの被害、一般家屋の被害、あとは商工関係の事務所被害等につきまして、東吾妻町では見舞金、それから復旧の補助金も設定いたしまして、他の町村にない取り組みをしたところでございます。

こういうものも、きょうお尋ねの小規模修繕工事希望者に非常によい効果が出ているというふうに思いますので、今後ともそういう姿勢でこれから取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 以上で、山田信行議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（橋爪英夫君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は9月17日、午前10時から開きますから、ご出席をお願いします。

本日はこれをもって延会いたします。

（午後 3時08分）

平成26年 9 月 17日 (水曜日)

(第 4 号)

平成26年東吾妻町議会第3回定例会

議事日程(第4号)

平成26年9月17日(水) 午前10時開議

第1 町政一般質問

第2 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	橋爪英夫君	2番	重野能之君
3番	佐藤聡一君	4番	根津光儀君
5番	樹下啓示君	6番	山田信行君
7番	水出英治君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	菅谷光重君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	小林靖能君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	保健福祉課長	加辺光一君
町民課長	本多利信君	税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君
産業課長	荒木博之君	建設課長	加辺茂君
上下水道課長	土屋利夫君	事業課長	轟馨君
教育課長	丸山和政君		

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫

議会事務局長 水 出 悟
議 補 佐

◎開議の宣告

○議長（橋爪英夫君） 連日、お世話になります。

また、傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしく願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際には必ずお返しくくださるようあわせてお願い申し上げます。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（橋爪英夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

○議長（橋爪英夫君） 日程第1、町政一般質問を行います。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（橋爪英夫君） 10番議員、青柳はるみ議員。

(10番 青柳はるみ君 登壇)

○10番（青柳はるみ君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

地域活動ボランティアポイント制度について社会参加のきっかけをつくり、にぎやかな町

にという提案をさせていただきます。

社協を中心に、ボランティア活動が盛んに行われ、日常、誰が見ていなくても黙々と活動をしていただいております。町の行事にも参加していただき、特に大震災の折、積極的に出てくださった方が大勢いました。

しかし、今出るきっかけを失って、それ以来活動していない方も見受けられます。高齢者がピークに達する2025年を見据え、高齢になっても安心して暮らせる地域社会を今つくり上げていくことが課題となっております。

介護ボランティア、1人でもグループでも参加していただいておりますが、なかなか1人で参加するというのが難しくなっておりますが、その1人でも参加できる介護ボランティアポイント制度について提案いたします。

介護施設で話し相手をする、傾聴ボランティアをする。また、集いに出るとか活動することにより自身の健康増進、認知症予防につながる。自治体によってはポイントを商品券にかえたり、物ではなく何か元気で得た感がある施策を考えるべきではないでしょうか。少額でも介護保険減額に反映するのが一番の平等性もあると思います。各方面との話し合いでそれぞれ進めて決めていけばよいと思いますが、当町も介護施設が整った感があります。その施設に協力を願い、施設のボランティアにやってもらいたいことを書き出していただき、町民が1人でもボランティアに参加できるよう登録して、ポイントカードを活用する。それを介護施設だけではなく障害者施設にも広げたらいかがでしょうか。

町長は、誰もが安心して住める町と言われております。高齢者もですが、障害がある人も町に出て一体感を持ちたい。そういう施設も町にあることから、お祭りや町挙げてのスポーツやイベントにボランティアとともに出ていただく。今回開催されるふるさと祭りでもそういうブースがあってもいいのではないのでしょうか。入所者に直接当たるのではなく、周辺整備、除草、花植えでもいいと思います。

県ではカードが用意されております。また、そこに町独自のマークを入れて実施していただきたい。介護予防や社会参加を通じた生きがいがいづくりにつながる一方、介護保険を利用しない元気な高齢者に保険料を還元することにもなると思います。

このようなボランティアポイント制度を行政の仕掛けでやり、また町の中に人々が出て、その町を出てきた人々の中でまた町づくりを一緒にやっていきたい、そういう気概が生まれる制度を提案いたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) おはようございます。

それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の介護ボランティアについてですが、日本の人口構造は2025年、平成37年でございますけれども、この年には団塊世代が75歳以上となり、その人口は現在の1.5倍の2,178万人で、75歳以上の後期高齢者の割合がピークに達し、18.1%になることが見込まれております。このような状況を背景に群馬県では、高齢者の社会参加を促進するため、介護保険制度を活用した介護支援ボランティアポイント制度を基本的な枠組みとし、群馬県独自の新たなボランティア制度の仕組み、群馬はばたけポイントを創設、平成24年度より市町村とともに推進をしております。

この介護支援ボランティアポイント制度は、社会参加活動を通じて、介護予防を推進する観点から60歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントが得られ、たまったポイントに応じて、交付金等が受けられる仕組みとなっております。

現在、県内で事業実施をしておりますのは桐生市、前橋市、館林市、そして今年度から伊勢崎市と千代田町の4市1町であります。

ボランティア内容は施設により異なりますが、身体介護はさせませんので、話し相手や清掃、移動介助などが主であり、実績に応じて、ポイントが付与される仕組みとなっております。

また、ボランティア活動を行うためには、事前に研修を受講してもらい、市町村へのボランティア登録が必要となります。

先行実施をしております千代田町の例によりますと、活動時間1時間につき1ポイント、ただし、1日につき2ポイントを限度とし、事業年度につき50ポイントを限度としております。交付金は10ポイント1,000円となり、年間で5,000円が上限となっております。

なお、交付金にかわり、買い物券や品物と交換できるところはありますが、介護保険料に充てる自治体はございません。

実施していくためには、既存のボランティア活動との兼ね合いや対象ボランティアの登録、対象施設の指定、活動者の研修等、さまざまな課題があります。今後は、そうした課題を整理しつつ、地域支援事業における元気な一般高齢者に対する事業の充実とともに、介護保険施設等での受け入れ態勢や実施自治体の実績も参考にし、検討を重ねていきたいと思っております。

2点目の障害者に対するボランティア活動もポイントの対象にしたらどうかということでございますが、本制度は介護保険法に規定する地域支援事業として実施するものであり、経費の一部は介護保険料が充当されます。このようなことからしても、まずは介護保険施設や在宅・地域における高齢者支援活動に限定していかなければならないと考えております。そして将来的にはあらゆる福祉支援活動をポイントの対象にしていけたらと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） 前向きなお答えありがとうございます。

最後に将来的には障害者、在宅、そういうものにも、あらゆるものにも使えるようにしていきたいというお話がありました。本当にいいと思います。

伊勢崎市がちょうど10月から実施するというので、伺ってきました。やはり伊勢崎市のほうではポイントを使う、またたくさん施設がありますから施設のみで使うという話でした。当町もこれ以上ふえることも、小さいのはあるかもしれませんが、大体整って、地域の人も安心して入るところができたということで、非常に安心していただいております。この中で、あんなに震災のときにボランティアの希望者が出たのに、今、やはり施設の夏祭りやあさって土曜日にありますふるさと祭りなんかを見ても、やはり同じような人が活躍している。やはり1人でも参加できるような仕組みを行政がつくって、制度をやる厄介さというのがありますけれども、1人でも参加できる制度、そして伊勢崎市に伺ったところ、ポイント制度のはばたけ通帳をつくるわけですが、はばたけ通帳をもらう前に希望者が講習を受けるというんです。ボランティアの講習を受けて、その後通帳をもらって、そうすれば施設での希望を聞いて、こういう人が何人ほしいというところで、グループで参加するというのは来やすいんですけども、1人で参加もできるという仕組みをつくってあげれば、参加できやすいと思います。そして、介護保険の支援制度を使うわけですが、将来的に町独自の障害者施設でもできる、ここで、町長にお伺いしたいんですけども、今回のふるさと祭りであっても、やはり町長が言っているどういう方も社会参加できる町、幸せになれる町ということをいろいろな会合で町長が言っているのをお聞きしました。その誰でも社会参加できる町という、誰もが安心して住める町という町長はお言葉を使うわけですけども、このふるさと祭りであっても、一部の人が、一部の元気な人が、またグループが参加するのではなく、そういうブースもつくってあげるということも大切だと思いますし、またそこに町に出てくる

ためにも非常にボランティアが必要な、施設の職員だけでは足りなくて、ボランティアが必要になって一緒に手助けするものが必要だと思いましたが、そういう町内にあるそういう施設の参加というのを町長は、ふるさと祭りですけれども、お考えになったことはあるでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東日本大震災の折には南相馬市の被災者を支援するという事で、町民の皆様本当にボランティアで熱心に参加をいただいたということでございまして、本当に町を挙げて支援をしたという状況でございました。本当にいざというときは町民の皆様、そうやって本当に力強いご支援をいただけるということ、実感したところでございます。

そして、今お尋ねのふるさと祭りなどに施設が参加するブースをつくったらどうかということでございます。非常にいいアイデアだというふうに考えておりまして、今回はもう間に合わない状況でございますけれども、来年度におきましてはこういうものも実行委員会のほうへ投げかけて、こういうブースが誕生すれば非常にさまざまな面で波及効果も生まれてくるというふうに思っておりますので、今後は考えていきたいと思っておりますのでございます。

○議長（橋爪英夫君） 10番、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） 考えていただけるということです。その出てくるまでの過程にやはり地域の手助け、ボランティアが必要だと思います。その出てくるまでの、ただ出てきてほしいという、それだけでは非常に施設の人に負担がかかってしまいます。そのための前段階のボランティアというのを用意してあげなければ、また続くものではないと思います。町の人々に、町に出てくるきっかけをつくる、仕掛けをつくるということでぜひこの制度をやっていたきたいんですが、今、町長の言葉にもありました震災のときのボランティアというのが本当にすばらしかったんですが、そのときにやはり私たちも中の細かいボランティアに参加して実感したことは、やはり訓練を受けていないと使えないということなんですね。自分の思い込みで、自分はこういうやり方だからとやってしまっただけでは、やはり大勢の中では独特なものというのは通じなくて、やはりいろいろな日赤奉仕団や婦人会やら社協のボランティアやら、訓練を受けているほうが使いやすかった、使っていただきやすかったというのがあります。今、質問の中にポイント制度をやる前の講習会をというお話をさせていただきました。そういう前段階の講習会は1日ぐらいのことでしょうけれども、それがまたボランティアには非常に大切なワンステップになると思います。

今、誰もが住みやすい住む町ということで、そういう施設のブースをとという話をボランティアにかけてやらせていただきましたけれども、そういう各施設が私たちの日常の中に余り入らない、またその方たちも声が小さいんです。しかし、その小さい声を取り上げていかなければ町づくりにもしていけないと思います。町づくりもただ行政に任せて町をつくってくれじゃなくて、町に一步出ることによって、またその人たちがこういう町にしたいなという構想をみんなで手助け、自分たちの町は自分たちでつくるという気概をつくるためにもこのボランティアポイント制度を活用していただきたいと思います。自分たちの町は自分たちでつくりたい、そういう人たちが町に一步出す制度ということですが、地域の町づくりのための町民への期待というのは町長どんなことを思っているのでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほど、ボランティアにおける講習会なり訓練が必要というふうなお話もございました。日赤関係の団体、また社会福祉協議会等でこういうものを開いていただくということで、さらにその力が広がっていくのではないかとこのように思っております。

また、各地域にも大変地域思いの方々が数多くいらっしゃいまして、さまざま場面で本当にボランティアで地域の行事なりを支えてくれているのでございます。今後もそういう皆様の精神、活動をありがたく続けていただけるよう町といたしましても、さまざまなものを検討しながら、地域づくりを地域からということで進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（橋爪英夫君） 青柳議員に申し上げます。

私のほうから指名したら席番を言って進めてください。

○10番（青柳はるみ君） わかりました。

○議長（橋爪英夫君） 10番議員、青柳はるみ議員。

○10番（青柳はるみ君） ありがとうございます。

介護予防や社会参加を通じた生きがいづくりになる一方、介護保険を利用しない元気な高齢者に保険料を還元することにもなるこの制度、今活躍してくださっているボランティアの方は何かほしくてやっているんじゃない、自分の自発でやっている、そして自分が元気になれる、そういうことで大いにやっていただいておりますが、まだ町へ出てこられない方、思いがあっても出てくることのできない人のために町へ出るきっかけを行政がつくる、制度をやるというのは厄介なことですけれども、そしてこの制度が町の人の手へ渡ったときに自分たちで自分たちの町を心配してつくっていくという、このにぎやかな議論が生まれると思

ます。町中をにぎやかにしたい、この一歩仕掛けというのを大いにやっていただきたいと思
います。県内でもあちらこちらがやり始めていますので、そしてなかなか登録の人がふえな
い、周知徹底がなかなか大変だという声は聞きます。しかし、まず投げかけて、町の人の出
る施策をしていただきたい、このような考えであります。

前向きな答弁いただきましてありがとうございました。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） 回答いいですね。

○10番（青柳はるみ君） はい。

○議長（橋爪英夫君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 佐 藤 聡 一 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、3番議員、佐藤聡一議員。

（3番 佐藤聡一君 登壇）

○3番（佐藤聡一君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問をさせ
ていただきます。

質問内容は、自然再生エネルギー利用について、町長にお尋ねいたします。

6月議会において平成26年度から平成30年度まで5年間の東吾妻町地球温暖化対策実行
計画が可決されました。平成30年に10%削減目標が示されました。その中の取り組み内容
に自然エネルギーの利用推進があり、太陽光発電や小水力発電等の導入を検討するとありま
す。現在当町でも小水力発電174キロワット、約400世帯分の計画があり、今回東電の接続
制限により計画がストップ、また東電は容量不足解消のため、実施する工事負担の入札を1
業者最大で10万キロワットまで制限して行うということで、当町も入札に参加するとのこと
ですが、ぜひ積極的に参加してください。

住宅の太陽光発電についても20万円の補助をつけて、現在平成25年度実績で68件、
346.58キロワットの実績、約100世帯分の発電です。ちなみに中之条町を調べますと56件で
269.24キロワット、実績で80世帯分であります。今後太陽光発電による発電も町有地とな
り得る八ッ場ダム関連工事の跡地や各支所用地を含め、町内各地で推進の検討が必要と思わ
れます。民間によるゴルフ場での計画もありますが、地球温暖化の削減目標の達成や自然再

生エネルギーの地産地消によるエネルギーの安定化や支所は地域の中心地で災害時の基地になり得るところなので、将来の蓄電も視野に入れながら、エネルギーの確保として設置の検討が必要と思われます。

また、電力を売ることで今後町民税の減少や企業誘致が順調に進むかわからない中で、少ないかもしれませんが、税の安定収入の柱になり得るものと思います。

藻谷浩介氏の「里山資本主義」という本がありますが、その中で21世紀のエネルギー革命は里山から始まるというフレーズがあります。岡山県真庭市の銘建工業という建材業者が1997年独自に始めたのが木質バイオマス発電であり、1時間2,000キロワットの発電で自社の電気料1億円がただになり、余った電気を電力会社に売り5,000万円、毎年4万トン出る木くずを産廃として処理すると年2億4,000万円かかるところが自前の燃料で使うことで、トータル4億円近い利益を生んでいます。2013年2月にはこれを発展させ、銘建工業や真庭市、地元の林業、製材業者の組合など9団体が共同出資した新会社で今までの5倍ある出力1万キロワットのバイオマス発電を着手、2015年4月完成予定で真庭市人口5万人の全世帯の半分の電力を賄うとのこと。ちなみに当町にある吾妻バイオマス発電所は1万3,600キロワット、2万4,000世帯分です。

また、銘建工業はペレットもつくり、キロ20円ちょっと販売、一般家庭の暖房や農業ハウスのボイラー燃料として広がりを見せるとのこと。特に地元でトマトやカーネーションのハウス農家には油の値上がりからこのペレットを使い、カーネーション農家では重油を使っていたときは5か月で10万円近くした燃料代が1,000円に満たないとのこと、燃料費を抑えている。何よりも燃料代の上下が少ないことがメリットとのこと。この動きがヨーロッパのオーストリアではもっと大きな動きになり、以前では日本と同じで林業は3Kのイメージがあったが、現在、1点目として作業環境が安全になった、2点目として林業家がお金になったと認識し出した、3点目として生態系も含めて高度で専門的な知識が求められるかっこいい仕事という認識が広がり国を挙げて木を燃料にして最新のボイラーの開発や関連産業を起こし、雇用を生んでいるということ、これはヨーロッパのエネルギーがロシアの天然ガスや原発等に頼り、政治や経済状況により値動きがあるためのもので、日本でも同じような状況ではないでしょうか。

また、広島県の庄原市の和田さんは20リットルのペール缶を改良したエコストーブでおいしいご飯を炊いたりするということで豊かな生活を手に入れ、また各地でエコストーブ製作講習会を開催しているとのこと。和田氏いわく、裏山が全部燃料になる、このことは高知や地

域おこし協力隊で動きのある自伐型林業とともに関連して、老後の人生の中で里山の手入れも兼ねた考え方の豊かさにつながっているのではないのでしょうか。

いろいろ述べてまいりましたが、当町には真庭市がやろうとしているバイオマス発電所があり、また平成25年6月議会で林業の活性化に対する陳情書が継続審議になっておりますが、地元企業で林業整備のためのチップ工場が稼働し、バイオマス発電所にチップを供給して徐々に実績を上げているようなので、ぜひこの動きを森林組合長でもある町長が中心となり町もバックアップしながら当町原発に頼らないバイオマスや小水力、太陽光発電のバランスのとれたエネルギーの地産地消を推進し、この関連の産業を起こすことで雇用の創出や豊かな生活を実現する考えはありますか。

町長のお考えをお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

自然再生エネルギーについて、1点目の現在町で計画している小水力発電についてですが、議員ご指摘のように、東京電力による再生可能エネルギーの接続制限を受け、当初予定の変更を余儀なくされているところでございます。

これに対して町は、群馬県北部地域の発電施設の接続制限に係る関係11市町村の一員として、7月11日と17日付で発電施設の接続制限問題解消に向けた要望書の提出を経済産業大臣及び東京電力群馬支店に対して行ってきております。

また、吾妻郡町村会としても、再生可能エネルギー政策を推進するための要望行動を8月6日、経済産業大臣と東京電力株式会社代表執行社長に対して行ってきており、あわせて群馬県選出国會議員に対しても同様の要望活動を行ってきております。

今後とも、再生可能エネルギー発電事業計画が円滑に実施されるよう関係機関と連携を図り、推進してまいりたいと考えております。

2点目の太陽光発電をハッ場ダム関連工事の跡地や支所・出張所用地を含め町内各地で推進の検討が必要ではないかのご指摘でございますが、先ほどの接続制限の問題と関連することも考えられますが、再生可能エネルギー推進の視点から十分検討したいと思っております。

3点目のバイオマス発電についてですが、バイオマス発電は持続的な地球環境保護のため、化石燃料に依存してきた実態からクリーンで再生が可能なエネルギーの確保・利用が大きな

課題となっております。自然エネルギーの分野において、木質バイオマス発電は、私たちの最も身近に存在する森林資源の活用であり、あわせて森林整備の機運の醸成が図られ、健全な森林形態の保持、強いては、森林が持つ多面的機能の役割に大きく貢献するものでございます。この状況の中、当町においては、平成21年にバイオマスタウン構想を策定し、循環型社会の構築に向け取り組みを開始しており、平成23年9月には民間活力により吾妻バイオパワーによるバイオマス発電所が事業開始をいたしました。

また、バイオマス発電所に供給する木質チップ工場の立地が待たれていたところでありましたが、本年4月あがつま森林育成事業協同組合により、木質チップ製造工場が稼働し、間伐した林地残材の搬出からチップ燃料製造、そしてバイオマス発電という一連のサイクルが完成されてきたところでございます。

このことにより、山林に放置されてきた間伐材の燃料としての利用の道が開けたわけでございます。自然再生エネルギーの利活用とともに、山林の間伐の促進を助長する森林整備へと相乗効果が生まれる状況に至ったわけでございます。

森林資源のエネルギーへの転換利用としての先進事例でございますが、本県上野村においては、木材を破砕、圧縮、成型する木質ペレット燃料工場を村が建設し、村内の公共施設や一般家庭において、ペレットストーブによる暖房を行っており、地域に存在する自然エネルギーを利活用した循環型で、地産地消の地域形成を推進している事例が紹介されています。

当町におきましても、森林資源をベースとした自然エネルギーへの転換利用を図るため、木質ペレット燃料製造による公共施設、農業施設、一般家庭にわたり、暖房燃料としての利活用システムの先進事例等を調査してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 3番議員、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） 基本的には推進していただけるというふうに、今、回答いただいたと思っておりますが、補足で幾つか質問したいと思います。

まず、3番目の話が一番大きいんですが、バイオマス発電の関係のさっきペレットの話は後でとして、間伐屋の未利用の関係を質問させていただきます。

現在、太田で進んでいますチップ材の関係は、今の間伐材の未利用材を使うということで、それをバイオマス発電所に納入する。それが基本的に32円キロワットということで、高いのと、その証明がないと受け入れてくれないということでやっておりますが、要は一般材というか雑木関係、それが受け入れができていない。一般材の場合24円という、値段が10円ぐ

らい下がっていった部分もありますし、その辺が今非常に問題かなと思っております。里山が荒れているのは、雑木が基本的には主だと思っておりますので、この処理をどうするか、特にことしは熊、鹿、イノシシ、猿等多く出没しております。野生動物とのすみ分けを含めた里山再生を考えなければならない時期ではないかと思っております。

中之条町では今、先ほどの話の接続制限の問題でとまっていますけれども、バイオマス発電所を計画しているとのことで、ここでは雑木も受け入れるということのようです。これを当町も含め、吾妻広域で応援して、吾妻全域の雑木、竹等を含めた処理をすれば吾妻全体の里山再生になるのではないのでしょうか。

また、当町では21年度にスタートしたバイオマスタウン構想が余り進んでおりません。その中で畜産団地がありますが、このふん等も燃料としての処理ができればもっと環境によいのではないかと考えております。

昨日、NHKのニュースでも北海道電力の話がありましたが、たび重なる値上げに50キロワット以上の利用者である21の自治体为新電力に切りかえていると。さらに、北海道電力、また値上げという話の中で20の自治体がその新電力に切りかえ、要は北海道の22%の自治体为新電力に切りかえということがニュースになっておりました。

新電力制度が2016年から50キロワット以下の一般家庭も含めスタートするようですし、地域の電力環境を考えるよい時期にきていると思っております。この中之条町のバイオマス発電所がどうなるかまだわかりませんが、スタートする段階では広域の首長全員でぜひこのことを地域の里山再生も含めて相談してもらえませんか。

一応まず、その点を質問させていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 里山再生に関して、雑木の利用、また整備等でございますけれども、こういうものはやはり今おっしゃったように広域の取り組みとして持っていくのが非常に効果があるというふうに考えております。現在の状況等も踏まえ、広域的に検討をして今後の新エネルギー、新電力への拡大に向けて、各町村で協力して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 3番議員、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） ぜひ。この中之条町バイオマス発電はどうも、よくは調べていないんですが、広域で広げてもらって受け入れできるような話になるのかと思ったら、中之条町単独で補助金がついているらしくて、広域でやるという話にはならないような話は聞きました

んで、バックアップするしかないのかなとは思いますが、中之条町も自分のところの電力は自分で使うというさっきの新電力の話、もう実行に進めているような話になっていますが、各自治体も北海道が今出したように高い電気代を買わないで自前の電気代で地産地消ができれば、経費的にも下がるということも視野に十分入ってくる時代になってきましたんで、その辺も含めて町長のお考えをもう一回聞かせてもらいたいんですが。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 当町の吾妻森林育成事業協同組合、今年度から稼働しておりまして、日に30トン程度のバイオチップを製造するということが可能でございまして、そういう意味で森林整備を行って、今まではA材がいわゆる柱材でございまして、B材が集成材用の材。それ以外のものをC材とっておきまして、これがなかなかお金にならない林地に放置されたものでございまして、これをチップとして引き取るというのがバイオパワー、あるいは渋川市にあります県産材センターもこのC材、あるいはD材につきましても引き取っておるといふような状況でございまして、そういう形で利用が拡大をしてくるというふうにお考えしております。

県内にも藤岡市で県の素材生産組合で、やはりバイオチップ工場稼働が始まっているところでございます。このように県内各地でそのような取り組みが始まりました。これからも1町村にとどまることなく、広域で利用、活用していくという体制が必要かと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 3番議員、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） 今回の回答だとちょっとあれですが、基本的に間伐材というか針葉樹林の杉だとかヒノキだとか、その辺の処理の話の部分しか進まないとなると、やはり里山の再生にはつながっていかないのかなと。竹だとか雑木だとかその辺が逆に言うと非常に処理が問題になってきて、それを燃料に変えられる方向を考えないと、やはり難しいのかなと。

たまたま産業課で、今回も補正で出ていたんですが、ぐんま緑の県民税、平成26年4月から30年の5年間で個人700円、法人で県民税均等割の7%相当を財源としてスタートしていますが、この使い勝手が制度として聞くと非常に悪い制度というか、非常に使いづらい制度だと改めて産業課と話していると感じました。ぜひ、県と相談して花と緑のクリーン作戦のように、要は地域である程度日当をもらえるような話の部分で税金ですが、そういう形のお金を地域におろして、地域の人でボランティア含めて整備できるような形に変えられないか

など。制度でいうと、1ヘクタール当たり里山で28万円くれると。竹林で1ヘクタール当たり70万円の基準ということで、通常に考えるとそれ簡単にそのまま出るのかなと思ったら、燃料代、それから運搬賃、要は日当に関しては一切出ていないという話の中でいくと、やはり地域で里山を、業者に任せるような話も産業課のほうでは出ていましたが、やはり地域のことをある程度、業者さんも含めて自分らでも何とかできるようなことをこのぐんま緑の県民税、目指すところは多分里山の整備だという話になってくるんだらうと思うんですけども、要はそのところを町長のほうも県にちょっとその辺の制度のことをもう少しかけ合ってもらい、要はここで発生するチップも最終的には先ほどのバイオマスに乗せれば燃料としてなり得るだらうと思うんです。東のバイオマス発電、議員さん以前視察した中で話し聞くと、結局チップ材の取りっこという話が、だんだんできてくるとそういう話の中で安定して供給するところが問題という話を聞いておりますが、中之条町でやるといった中で当然売電価格が下がるんでしょうけれども、自前で使うということを考えれば、それでも十分ペイするかなと。そういうところに地元の木を供給しながら燃料として使っていくというシステムは非常に有効ではないかと思うんですが、その辺、今の県民税も含めて町長のお考え聞かせてください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 緑の県民税につきましては、市町村提案型の事業等もございまして、その地域地域にあった森林整備につきましてもお金がつくということになっております。今荒れている竹林の整備ですとか、住宅そばの広葉樹林、雑木林等の整備等もこの事業である程度はできるというふうに考えております。

そういうふうな事業も利用しながら、雑木も住宅の周辺になりますとかなりまとまったようなところもあるわけでございますけれども、そういう整備も行うことが必要かと思っております。

この吾妻郡全体で見れば、やはり杉、ヒノキの人工林のほうが全体の7割ぐらいはあるかと思っておりますけれども、広葉樹林につきましても今後の整備というものにつきまして、町といたましても県と協議する中で事業の創設等に努めてまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 3番議員、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） 確かに、針葉樹林、うちも山持っていますが、多いんですが、そこも手入れがなかなかいかないんですが、ことし特に本当にうちの辺では熊が3頭とれたという話があるんですけども、かなり人里へおりてきちゃっている部分が非常に問題かなと。そ

この部分はやはり人里と山との間の部分、要は針葉樹より雑木のほうの関係の部分の手入れがいていない部分で、非常にこういう話がだんだん広がって、共存というか野生動物との共存という形になればそのある程度一線を引く部分の手入れをしてこなかったツケがきているのかなとは思いますが。その辺考えれば、やはりそこをまずこの5年間のぐんま緑の県民税、使い勝手をよくしてもらえば、多少なり整備も進むんかなとは思いますが、どうでしょうか。要は森林組合としての意見も聞かせてもらいたいですけれども。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見のとおりでございまして、現在ある緑の県民税、よりその地域にあった利用の仕方をうまく活用して、里山の整備、活用というものに向けていきたいと思っておるところでございます。

今後とも、県当局との協議の中で進めてまいりたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 3番議員、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） ぜひ、よろしくその辺お願いします。

あと、ペレットの話が、今、上野村の話が出てきましたが、私も今までペレットのストーブがいいのがあるかどうかという話を余り知らなかったんですが、たまたま長野原町でこの間オープンした農業と一緒にあるあの施設、あそこの中に入っていた。クラインガルデン。ペレットストーブがありまして、上に乗っけておくとそのまま自然に落ちていくような形のペレットストーブ使っていました。さっき真庭市の話も含めてですが、やはりあの辺が逆に森林組合長としての町長にお聞きしたいんですが、どこかでやはりペレットの生産をしていくというのは、今の雑木の処理のチップとして燃料に使うという部分とペレットとしての燃料で使うと部分もある程度視野にいれば、もう少し違うやり方も出てくるんかなと。上野村は多分、自然を回す形で今、村全体でやっていますけれども、うちの町もやはり山林が多いという前提を考えれば、さっき質問の中で言いましたように、要は里山は財産というか、1つのかい財産だろうと思うんです。それを今まで、だんだん使えてこなかったというか、寂れてきた部分をもう一回見直すことで、うちの町の活力を、要はほかの産業を呼ぶというのがありますけれども、やはり山で生きてきた人が生きられなくなっている部分をもう一回見直してみて、そういう産業を起こすということも1つの手かなと思いますんで、それを森林組合長としての町長に質問させていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ペレットにつきましては、上野村で今行っております。やはりその地

域ぐるみでペレットを使うということが必要だと思います。その地域の中にペレット工場があって、それを公共施設、あるいは一般家庭等でペレットストーブを導入して、それで常に使っていくという状況をつくらないとなかなかうまくいかないと思います。

現在が上野村とあと1か所ぐらいしか県内にはペレットを製造しているところはないと思います。そういう状況ですと、ストーブも今、北欧のほうから入れた外国製が多いと思うんです。それも30万円から100万円ぐらい、結構高いんですね。そのような状況の中でございますので、なかなかその普及がしづらいという状況にあると思います。やはり上野村のような町ぐるみ、地域ぐるみで製造して、それを消費していくという、そういう体制をつくらないとなかなかうまくいかないのではないかとこのように考えております。

今後は、先ほども申しましたように先進事例等も十分に調査をいたしまして、これにつきまして、検討してまいりたいと考えております。

○議長（橋爪英夫君） 3番議員、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） やはりその辺の利用があつて、どこでやるかにもよるんでしょうけれども、だんだん利用促進するようなシステムを町でも考えていく必要性というのはあるのかなど。それに対する補助も含めて考えてほしいなと思います。

それから、もう一点ちょっとお伺いしますが、町有地での太陽光発電の話をさせていただきましたが、今でも50キロワット以下であれば接続制限がありませんので、例えば支所等の設置というのはできるのかなど、50キロワット以下であれば、将来的に蓄電しないと昼間の電気だけですと売って終わっちゃうんですけれども、蓄電という方法はだいぶ見えてきていますんで、それを視野に入れながら現在の中では売っていく方向の中で、支所等で要は災害時の電気確保も含めて整備する考えはありますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 自然再生エネルギーの活用ということで、当然太陽光発電に適したあいた町有地がございましたら、そのようなところは今後太陽光発電について検討してまいりたいと考えております。小水力なり、バイオマスなり、太陽光なり、原子力発電の依存度を低くしていくためには、こういったエネルギーを積極的に使っていくことが国全体で必要だということでございますので、町としても検討してまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 3番議員、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） 今のは大きい話されていましたが、要は50キロワット以下の接続であればすぐにできる話にもなるんで、その辺のお答えをほしかったんです。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 手軽な施設でも可能な箇所があれば検討してまいりたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 3番議員、佐藤聡一議員。

○3番（佐藤聡一君） ぜひ、その辺進めてもらって、こういう環境の町ですから、やはり自然エネルギーある程度使っていきながら、町づくりも必要かなど、ここへ来ると非常に思うようになってきましたので、ぜひ町長は先頭になって進めてもらうようお願いいたしますし、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（橋爪英夫君） 以上で佐藤聡一議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

11時10分まで休憩をとります。

（午前10時55分）

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、11番議員、須崎幸一議員。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○11番（須崎幸一君） ただいま橋爪議長の許可をいただきましたので、一般質問の通告書に基づきまして、質問をしたいと思います。

町の予算についての質問をいたします。

町民生活に必要な町の予算の使われ方やその予算規模等についてどのようなことに留意、また検討されているのか。

地方自治法112条によりますと、普通地方公共団体の議会の議員は議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算についてはこの限りではないと

なっております。これは議員には予算提出権が認められていないと解釈をいたします。

また、地方自治法109条において常任委員会及び議会運営委員会、特別委員会は議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議案を提出することができる。ただし、予算についてはこの限りではないとされています。

議会の各委員会においても予算提出権はないことを記載しているものと思います。

また、地方自治法149条には、普通地方公共団体の長は予算を調整し及びこれを執行することと明記されております。町長が予算編成権と執行権を持っていることをはっきりここでうたっております。そうしたことを踏まえた上で、基本的な部分を含め、予算編成を中心に質問をいたします。

最初に、町の会計区分として一般会計と特別会計があります。そのほかにも企業会計もございますが、この会計区分についての基本的な考え方は何か。

歳入歳出予算についての考え方及び特に留意する点は何か。

歳入では多くを占める町税と地方交付税、町債等についてどのように考慮すべきと思うのか。

歳出では、それぞれの款・項の占める割合をどう決定をしておるのか。

また、歳出では今後増大が予想される分野は何か。

公債費についてどのように考えているのか。

財政健全化を進める上での予算規模についてどう考えるか。

現在の予算規模は地方債残高を考慮すると類似町村と比較したときに現在の予算を削減する必要があるとすれば、どの点を検討すべきと思われるか。

平成25年度の当議会における決算のもとに新年度予算はどのぐらいの予算規模を考えているのか。

事業の予算化に当たり、優先順位はどのように決定をしているのか。

基本的に町の総合計画の実施計画を中心として事業の具現化に向けて予算化を行うものと思いますけれども、緊急性や国・県の補助金による有利な財源の確保の問題、請願・陳情による事業の実施もあると思います。

事業の優先順位をどのような判断をもとに行うのか、お聞きをいたします。

次に、今後喫緊に予算化する大きな事業として具体的にどのようなことを計画をしているのか。

最後に、住民が行政に理解と参加を促すために新年度の当初予算をわかりやすく、小冊子

にまとめて毎戸配布かまたは区長を対象に配布することはできないでしょうか。具体的に申し上げますと、それぞれの課ごとに実施している事業や仕事内容を課の宣伝も含めまして、簡単にまとめて年度当初に作成し、配布するという提案でございます。

以上のことについて質問をいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

町の予算編成のあり方等について、1点目の一般会計と特別会計の会計区分についての基本的な考え方ですが、地方自治法第209条第2項の規定では、特定の歳入をもって特定の歳出に当たって、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある事業については、特別会計の設置が認められております。当町は平成26年度予算で7つの特別会計がございますが、それぞれ前述の規定に基づいて設置をしているところでございます。

2点目の歳入歳出予算についての考え方と留意点ですが、歳入予算では町税、地方交付税、町債の占める割合が多くなっておりますが、将来負担となる町債をできるだけ抑えるために、国・県支出金等の交付金を積極的に充当しながら、予算編成を行っております。歳出予算についての款・項の割合につきましては、総計予算主義の原則により、予算を編成しておりますので、特に規定は設けておりません。今後増大が予想される歳出分野につきましては、国の社会保障制度改革により、総務費及び民生費等の伸びが想定されるところでございます。公債費については、既往債の償還を進めつつ、新規発行債の抑制と適切な償還年数の設定を行い、地方債残高の減少に努めてまいります。

3点目の財政健全化を進める上での予算規模についてですが、地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す標準財政規模は当町の場合、平成26年度数値で約54億7,000万円でございます。この標準財政規模と頻繁に比較されるのが、臨時財政対策債を除いた地方債残高でございますが、議員の言われるとおり当町の場合、地方債残高が平成26年度末見込み値で約65億7,000万円と標準財政規模を上回っているため、健全化指標である将来負担比率の値が高くなっている状況でございます。財政健全化を進める上で予算規模の縮小は指標数値の改善に直接結びつくものではございませんが、地方債残高の増加を抑えつつ、財政調整基金等の基金積み立てを積極的に実施していくことを重点施策として、予算を編成してまいります。平成27年度の予算規模をにつきましては、国の地方財政計画が発表されておきませんので、地方交付税等の動向が不透明でございますが、中学校統合事業が一段落するものの、八

ッ場ダム関連事業等の継続事業がございますので、今年度予算から若干減となる予算規模が想定されているところでございます。

4点目の予算化に対する事業の優先順位の決定方法ですが、当初予算編成方針では、町総合計画に沿った事業を最少の経費投入で最大の効果を生む最善の方法を十分に吟味して要求するとともに、予算要求内容は各担当課において必ず課長査定を実施し、事業の優先度を決定した上で、予算ヒアリングに臨むこととしておりますので、優先順位の決定方法は事業担当課に委ねております。

今後、喫緊に予算化する大きな事業につきましては、新町建設計画により実施をされる合併特例事業として、平成32年度までに庁舎及び保育所整備事業等が想定をされるところでございます。

5点目の小冊子版予算書についてですが、現在は広報「ひがしあがつま」5月号で当初予算の特集を組んでおり、その中では、会計別予算額や一般会計主要事業等をお知らせしております。今後は、事業担当課からの意見を集約し、町民にとってわかりやすい内容にしていこう特集ページの増加についても検討してまいりたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 11番議員、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 質問の順序とちょっと違うかもしれないんですが、最初に、一番最後に申しあげました私からの提案ということで、新年度の当初予算をわかりやすく小冊子にまとめてということでございますけれども、現在町報でやっているということでございますが、さらに突っ込んだ形で、それ単独の小冊子ということで、予算単独というような形でまとめたものを每户ですと5,000個以上になるという部分で、費用等の部分あるんでしょうから、少なくとも区長さんに、区長会議等の中で説明の中の資料としてつくっていただける部分があれば、より予算についての理解が深まるような気がするんですが、その辺いかがでしょうか、町長まず1点。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご提案の点でございますけれども、小冊子でわかりやすく、図ですかそういうものを多用して、町民の皆様にご理解いただくような資料ということでございます。今後検討してまいりたいと思っておりますけれども、今お話のように対象区長さんとか、そういうことでございますけれども、できれば町民一人一人にお渡しするのがベストだというふうにお思っております。今後継続してあり方について、検討して取り組んでまいりたいと思ってお

ります。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 私も現在行っている町政懇談会とか広報「あがつま」に掲載、また議会だよりでも予算等については知ることは十分承知をしているところでございます。それをあえて提案をさせていただいたわけでございます。これはあくまでも住民参加の町づくりを推進するためには予算内容の理解が必要ではないかと考えて提案をしたわけでございます。ぜひ、町長この件に関しては検討をし、検討だけではなく実行に速やかに移していただければと、そんなに問題はないような気がいたしますので、課ごとの事業内容というふうな形で、今までとは違った、わかりやすいような形でお願いをすればというふうにお問い合わせいたします。

それでは、最初の一般会計と特別会計の会計区分についての基本的な考え方は何かということ、質問させていただきました。

この2つは地方自治法の209条で規定をされていることでございますけれども、具体的にこの現在の特別会計を見直す中で廃止、または一般会計に組み入れるものがあるのか、また追加、分割、名称変更等の考えはあるのかということ、再質問させていただきたいと思えます。

特にこの中で私が思っているところは、地域開発事業特別会計でございますけれども、この辺の部分については合併当初東地区限定の部分の中であづまケーブルテレビ事業、情報通信事業ということでありました。それと宅地造成事業ということで、東地区のところの中で特別会計でうたわれておりますけれども、今回発電事業が加わったわけでありましたが、こういった形ですとなかなか町民の人に理解ができない部分もありますし、また今まで東限定という部分の中では地域開発事業特別会計という名称は本当にいいのかどうかという部分で、私なりにあづまケーブルテレビ事業会計というような形でも仮に、そんな形でもいいのかなんていう部分もありますし、いろいろなやり方があります。宅地造成事業についても今度東地区だけではなくて、太田地区の部分についても造成の事業の中に入っている気がしますので、その辺も含めて、また発電事業につきましては、これからの問題ですので、今現在も特別会計の中に算入されているようでございますけれども、この辺も見直す部分もあるんじゃないかということ、具体的な部分でお聞きしたいと思えますが、その辺の今後の課題として、ぜひ検討していただきたいと私は思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民の方が役場関係の予算書なり資料なりを見るということは大変にお役所言葉といえますか、非常にかたい言葉が羅列してあるようなところでなかなかダイレクトに理解ができない、そういうものも数多くあるわけですので、そういう意味からして町民の皆様にはわかりやすい形で名称変更等を見直していくということは必要だと考えております。今後十分にその内容を各課で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひ、この特別会計も見直しをしていただいて、住民の皆さんの予算に対する理解度を深める意味でもぜひ検討をお願いをするところでございます。

それから、歳入歳出予算についての考え方及び特に留意する点は何かという中で、町税、地方交付税、町債等について、また公債費についてということでお答えをいただきましたけれども、類似町村であります、私、中之条町とのこの辺の財政について比較と調査をして、その中で得られた部分、どのようなところに問題点があるかということで町長にお聞きを、私が調べたデータをもとに、またお話をさせていただきたいんですが、中之条町と類似町村とすればあと吉岡町がございませけれども、この吉岡町については若干うちの町と対比するのにはちょっと難しい部分があるのかなというふうに思いますので、中之条町についていろいろな部分でちょっと調べてきましたので、それをお話しさせていただきながら、質問させていただきたいと思います。

予算規模につきまして、平成24年度なんですけれども、中之条町は83億1,700万円というような形で、これは人口密度41人ということでございますけれども、決算におきますとこれが98億7,000万円、歳出では91億1,000万円ぐらいになるんですけれども、逆に我が町、当町では当初予算はこのとき、平成24年度でございませけれども、79億4,500万円、人口密度は62人ということでございます。土地の面積からいうと中之条町は439.2平方キロメートルありますので、我が町253.6ということでかなりこの部分においては面積的には中之条町が六合村との合併等ありまして、大きくなっているのかなというふうに思っております。それから、話が飛んじゃいませけれども、24年度の当町の決算はご存じのとおり歳入85億4,000万円、歳出が81億5,000万円ということになっております。

それと地方交付税から見ますと、中之条町については40億円、東吾妻町は32億5,000万円ということで、7億5,000万円ほど下回っておりますし、国・県の支出金については、中之条町は10億3,000万円、当町は9億8,000万円ということで、5,000万円ほどの差でございま

す。

それから、地方債の発行額でございますけれども、中之条町は6億2,000万円、そのうちの臨時財政対策債は4億4,000万円ということで、臨財債をほとんど活用して、そのほかについては1億8,000万円ぐらいのプラスアルファということでやっております。当町につきましては7億8,000万円、臨財債は3億7,000万円ということで4億1,000万円ほどが臨財債ではない部分で町債として地方債として発行しているということでございます。約1億6,000万円ほど東吾妻町のほうが発行額は多いということでございます。

また、公債費、借金の返済でございますけれども、中之条町は11億3,000万円、予算の規模からいった率からいうと12.5%ぐらいですかね、平成24年度で。東吾妻町につきましては、9億9,000万円12.2%ということで、予算規模の率からいうとほぼ同じくらいかなというふうなことが借金返済については言えるのかなというふうに思います。このうちの交付税算入されるのが東吾妻町の場合は約5億円ぐらいということなんで、大体半分ぐらいは交付税算入がされてくるのかなというふうに思っております。

それから、財調なんです、貯金ですね、これについては中之条町については53億7,000万円ほどありまして、当町は17億5,000万円ということでかなりの開きがあるのかなと。36億円ぐらいですかね。かなり中之条町はお金をたくさん持っているというふうに見られます。

さらに、じゃ、借金はどうなんだと。地方債の残高はどうなんだろうかとということで、さらに調べてみたら、平成24年度の決算において、これは全会計でございますけれども、広域圏の部分については抜かしてありますが、中之条町についてですが、172億5,000万円。通常我々が見ることができるのが一般会計、普通会計の予算についての決算なんです、これについては67億9,000万円ということで、人口1万8,200人ぐらいおるんですけども、そんな数字が出ております。では、我が町はどうなのかということになりますと、当町では全会計でご存じのとおり148億8,000万円、ただし、この一般会計の中の地方債残高というのが100億3,000万円ということで、かなり地方債の表に出る部分が中之条町に比べますと、大きいのかなと思いますけれども、全会計からいうと実は我が町のほうが中之条町に比べて地方債残高は少ないということが言えるのかなというふうに思います。人口が1万5,600人ぐらいになっていますので、そういった部分についても借金の絶対数からいけば、総トータルからいけば当町のほうが中之条町と比べた場合にはいいのかなというふうには思いますが、残念ながら実質公債費比率については中之条町が9.0で当町は13.9というふうなことで、将来負担比率についても平成24年度については99.6ということで県下ワーストワン。中之

条町については将来負担比率は計算上出てきません。そんな状況でございます。

そういったことをこういった決算の統計を分析してみますと、いろいろなことが要素として挙げられるんですけども、まず最初に、当初予算組んだときに国の経済状況というものがしっかりしないと予算も立てられないと。それは先ほど町長もお話をされたと思うんです。地方財政計画ですか、国の。それに基づかないとなかなか組み立てられないということでありまして、そんなことで時には決算時においては当初予算に比べてかなりの金額がなくなってしまいうということがよくわかると思うんですけども、国庫補助金とか県の支出金、また地方交付税の増減がかなり歳入では影響を及ぼしているのかなということがわかります。

ただ、1点だけ当初の予算編成時で町の判断として検討できる要素の1つにやはり地方債があるのではないかなというふうに思っております。これはある程度、当初予算と決算時で差異がないようにできるような気がいたしますが、この辺の地方債の発行について各種事業の関係があると思いますけれども、公債費の増減を抑制する意味で、町長どのように考えておられるのかをお聞きいたします。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご質問の点につきましては、やはり町民の皆様のニーズ、また町の将来に向けての町の整備等を考えますと、当然必要なものでございます。ただ、これを発行と返済のバランスといいますか、そういうものを常に頭に置いて、将来に極力負担のないような計画性を持った発行というものを心がけるということでありまして。

○議長（橋爪英夫君） 11番、須崎幸一議員。

○11番（須崎幸一君） 時間が迫って、全部質問できない部分があるんですが、かいつまんでお話申し上げます。

歳入における地方債発行についての私なりの提言を申し上げます。

予算の占める全体割合としては私なりには10%以下が望ましいと思っております。臨時財政対策債プラス2億円か3億円以内に抑えることができれば、今までより借金体質の改善がされて、財政の健全化のスピードが上がるというふうに思っております。

平成25年度の地方債発行額は13.6%で12億5,000万円でございますので、かなり多いんですけども、ぜひ24年度は9.2%でした。やはり24年度というのが1つの基準なのかなと思います。それと予算全体を正確に予測することは難しいんですけども、予算規模の適正数値をあえて申し上げるとすれば、適正かどうかは言えませんが、平成16年度の合併直前の旧吾妻町と旧東村の決算時の合計が約80億円でありました。そういった物価の上昇等

もありますけれども、平成24年度においては、これに近い79億6,000万円ですか、その辺の部分で、かなり、79億4,500万円ですか。ということでございましたので、80億円ぐらいを1つの当初予算のめどにさせていただいて、予算編成をするのが適当ではないかなというふうに思っておりますので、きちんとその辺はお願いをしたいと思いますが、よろしくお願いたします。

それから、第2次集中改革プランが終わりまして、次期の集中改革プランが今後作成されると思いますが、その中で少なくとも今までもそうなんですが、財政の収支の見通しということで、ぜひこれからも町長の任期4年間ぐらいの間の予算計画については、きちんと立てていただきたいと、盛り込んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

いずれにいたしましても、予算編成権と執行権は町長にありますので、町民に多くの負担をかけないように、町づくりのために予算を組んで執行していただきたいと思います。合併後10年、合併特例による財政的優遇措置が平成27年度で終了しますので、その後予算計画についても十分検討していただきたいと思います。ぜひ、その辺をよろしくお願いたします。

最後に町長、答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員、多岐にわたるご提言等もいただきました。こういうものを参考にさせていただきまして、今後の町の財政等につきまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（橋爪英夫君） 以上で須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（橋爪英夫君） 続いて、9番議員、金澤敏議員。

（9番 金澤 敏君 登壇）

○9番（金澤 敏君） では、通告書に従い私の一般質問をさせていただきます。

鉄鋼スラグ問題は6月議会でも行いました。きょうの質問はそのときの町長の答弁も踏まえて行うとともに、6月議会以降にさまざまな問題が吹き出ていることから行うものであり

ます。

まず、第1としてこの問題の大もとであるフッ素や六価クロムの毒性についての町長の認識について伺いたいと思います。これは町民の健康や安全にもかかわることですから、しっかりと答えていただきたいと思います。

第2に、当町の菰生川西地区の鉄鋼スラグ問題を取り上げたときに、町長は県土整備部建設企画課が調査を行った結果で、土壤環境基準の数値よりわずかに基準値以内の数値を示し、問題ないとの見解を示しましたが、その時点でも申し上げたように、本来県土整備部監理課建設政策室長の倉島さんが出した「路床工、路面敷砂利には使用しない」との通知にそもそも違反をしていたことやその敷砂利部分を本来調査し、検査が必要であったはずですが、それを怠ったことへの町長の見解を伺います。

第3が今のところ、建設課や産業課が施工した町道、林道、農道においては敷砂利路線はないとのことでありますけれども、気になることはエイジング処理不足で今後路面が波打つ可能性があると思うことであります。そうなった場合の保証問題はどうなるのでしょうか。当然、原因者の業者に負担してもらう必要があると思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

当町には、県や国の事業で敷砂利路線で大量に鉄鋼スラグが使われている現場があることがわかってきております。当然、この通告要旨を出しておりますので、把握はしたと思いますので、その路線もお知らせください。

第4は、県内の鉄鋼スラグがここ四、五年前から佐藤建設工業が一手に引き受けて、再生砕石として路盤材に使っていたとのことでありますけれども、そもそも佐藤建設工業や製造会社として名前が出ている大同エコメットに再生砕石をつくる資格があるのか。当然、通告書でこれも指摘しておいたので答えていただきたいと思います。中間処理業者違反の可能性もあります。仮に資格のない業者がつくった再生砕石を使ったことで、今後何らかのペナルティー、これが発生しないか、これが心配なところでもありますけれども、このことも答えていただきたいと思います。品質規格証明書で環境基準への適合が証明されても、その後の検査で基準値以上の施工場所見つかっていることの見解を伺いたいと思います。渋川市で調べたところ、38か所のところから35か所基準値以上の数値が出ております。これについては、箱島混合所で適当にまぜ合わせていたのが実態ではなかったかとの疑惑も浮かび上がっております。

6月議会での質問時点で、この箱島混合所に関しては県の調査結果を待ちたいとのことで

したが、県の調査結果、これがどうだったのかお知らせください。

当町としても21年度からの記録では9路線で使用していることから、佐藤建設工業に保管されている品質等の管理や検査等の記録を調査する必要があると思いますが、町長の考えを伺いたいと思います。

第5は、ことしの1月にこの問題が起き、その時点で大同特殊鋼は鉄鋼スラグを産業廃棄物と認めました。産業廃棄物処理法違反の疑いが濃くなってきていますが、その製品を使ったことの見解はいかがでしょうか。

私は、この問題の全体像を見ますと町は被害者だと思っております。その立場から主体的、積極的に県や国に対してこの問題の解明や解決を求めるべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。このことについてもお答え願いたいと思います。

以後、自席で質問させていただきます。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、金澤議員のご質問にお答えをいたします。

フッ素や六価クロムの毒性についての認識と評価についてですが、フッ素につきましては、一定量以上継続的に飲み水として体内に取り込むことによって、軽度の斑状歯が発生することや骨へのフッ素沈着の発生率や骨折リスクが増加すると聞いております。

一方、六価クロムにつきましては、発がん性物質として扱われており、溶液に触ったり、非常に細かい粒子を含む蒸気を吸い込むことによって、手足、顔などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じると聞いております。

道路用鉄鋼スラグに環境安全品質基準において、フッ素や六価クロムの基準値が定められております。溶出量基準値では、土壤に含まれる物質が地下水に溶出し、人がその地下水を1日2リットル、一生涯にわたって飲み続けても健康への影響があらわれない濃度とされております。

また、含有量基準値では、対象の土壤を1日当たり大人では100ミリグラム、一生涯にわたって摂取し続けても健康への影響があらわれない含有量とされております。

このような厳しい基準となっているので、調査において基準値以内であれば、健康被害のおそれはないと認識をしているところでございます。

次に、群馬県県土整備部監理課建設政策室長通知についての見解でございますが、圃場整備事業における道路舗装については、受益者負担が伴うことから、計画上必要最小限として

おります。ご指摘の路線につきましては、整地工事の完了時において、営農上必要な路線、急勾配である路線、維持管理費の低減につながる路線であることから、舗装が必要な路線といたしました。そのため、鉄鋼スラグを含む砕石につきましては、敷砂利ではなく、舗装の路盤材として使用しております。通知に違反するものではないと県の見解を聞いているところでございます。

なお、舗装した路線だけを検査した理由につきましては、試験の正確性を図るため、均一な材料が期待できる舗装済みの下層路盤材を採取いたしました。路盤開放区間につきましては、車の走行に伴う土砂混入が予想されることから採取材料の対象から外したと県から聞いておるところでございます。

次に、路線が波打った場合の保証についてですが、施工業者から提出をされました使用材料承認願に基づき、鉄鋼スラグを含んだ砕石の使用を認めているので、路面が波打つようなことが発生した場合においては、その原因がその砕石によるものと認められれば、施工業者に補償を求めることになると考えております。

次に、不法投棄されていることへの見解でございますが、現時点において、県や国から鉄鋼スラグが不法投棄されたという判断がされたとは聞いておりません。もし、そのような判断がされた場合には、県と相談しながら対応してまいりたいと考えております。

なお、国及び県が施工した敷砂利の路線はない旨、聞いております。

次に、資格のない業者に対するペナルティーについてですが、町内の道路においては、施工業者から提出をされました使用材料承認願に基づき、鉄鋼スラグを含んだ砕石の使用を認めております。お尋ねの事業者は産業廃棄物処分業の許可を有しており、廃棄物処理法の許可の範囲内で再生砕石を製造することは可能と認識をしております。

また、その後の検査において基準値以上の施工場所が見つかったことについてですが、町では施工業者から提出された品質規格証明書により環境基準への適合を確認しております。佐藤建設工業への調査でございますが、現在、大同特殊鋼に係る鉄鋼スラグ問題に関して、県が廃棄物処理法に基づき調査中であることから、その調査結果に基づき、町も判断したいと考えております。

次に、逆有償取引、廃棄物処理法違反の疑いがある製品を使ったことへの見解でございますが、この件に関しましても、県が逆有償取引、廃棄物処理法違反について、調査中であることから、その調査結果に基づきまして、町でも判断したいと考えておるところです。

以上でございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） では、私の認識とちょっと違っているところをまずはお聞きしたいんですけれども、県や国の事業で敷砂利路線がないというようなお答えでありましたけれども、私は国土交通省が行った工事の場所で鉄鋼スラグが敷砂利として使われているという現場を把握しているんですけれども、これは国がうそをついているということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その現場等についても私どもではちょっとわかりませんし、国の事業ということでございますでしょうし、そこら辺のところはちょっと私どもでは判断ができません。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 通告要旨でこのような疑惑がある、疑念がありますよということを伝えて、渡してあるわけですよ。そうすれば、国交省に当然連絡入れるとは思いますが、ありませんという答えもらえば、それでもう済んだと思われちゃうんですかね。町民の代表である議員からそういう疑念の声が上がっているんだと。それに対して本当にそうですか、その疑念はどう晴らせばいいんでしょうかということをお聞きしていますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういうちょっと質問があれですが、当然お答えしていただける国の人も内容等につきまして、ちゃんとしたデータなりを持った上でお答えをしているものと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 本当に役所は都合が悪いことは隠すみたいなのところがありまして、国交省が八ッ場ダムにどのように鉄鋼スラグを使っているかというような資料を求めましたけれども、一覧表で出てきました。でも、その一覧表に載っていない場所、何か所も鉄鋼スラグが使われているんです。確かに現場で勝手にやっちゃったという説明があるのかもしれませんが。ただ、だからきつとこれから国交省は八ッ場ダム現場でいろいろ調査するとは思いますが。だから、ないですよという一言で切り捨てるわけがないと思うんですよ。我が町ですよ。我が町の上郷地区におけるところで鉄鋼スラグが敷砂利で使われている。こういう疑惑があるんですという、それをやはり伝えるべきじゃないんですか。あと、もう1か所は、私が見つかんでいるのは、大柏木の八幡沢の砂防ダム現場につながる道のところでびっしりと使

われていると。これも我が町ですよ。人ごとじゃないと思わないんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員の独自の調査といえますか、そのようなことでご発言だと思
いますけれども、これにつきましても国へその状況調査等をご依頼しておるところでござい
ますので、そういうものの回答を待つて判断をしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 今、町長、調査を依頼しているというようなことを言いましたよね。
だけれども、ないとはっきり発言なさったじゃないですか。その点の矛盾はどう答えるんで
すか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、今後よくまた調査をしてまいりたいと思いま
す。

○議長（橋爪英夫君） 質問の途中ではありますけれども、ここで休憩をとります。

13時まで休憩いたします。

(午前 11時59分)

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（橋爪英夫君） 引き続き、質問を。

9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 今、午前中の最後でないということに対して、調査しますということ
だったんですけれども、町としても調査するというような気持ちが本当はほしいなどは思う
んです。県や国に聞いて、なかったですという簡単な答えじゃなくて、この町で問題が起き
ているんだという認識がほしいなと私は思ったわけです。

それで、もう一つこの箇所でお聞きしたいんですけれども、第3のところで言ったあれな

んですけれども、当町でこの鉄鋼スラグが入った林道や農道、町道で使ったということの9か所、データでもらいました。ただどうして、町内業者も砕石業者いますし、隣町にはRCをつくれる、再生砕石をつくれる業者もいます。どうして渋川の業者のものを使ったか、その辺のことをちょっとお知らせください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） いずれにしましても、町の発注事業で請負者がその設計されたもの、材料等、表示されているもので使うということになっております。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） ですから、それはそういうことが当然、施工業者がここを使いたいんだと言ったとしても、町内にもあるからとか、そんな遠くから持ってこなくてもとか、そういう論法もできるんじゃないかと思うんですけれども、それに関しては、今の町長の答えのみでよろしいんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そこまでいくとちょっと行き過ぎの指導かなというふうになっております。一般的にですね。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） わかりました。何か別の根拠があるのかなと思ったんですから、その根拠をもうちょっとしっかりと教えていただけたらなと思ったんですけれども、どうも業者が使いたいから使ったんだというだけの理由だったみたいですね。それはそれで結構なんですけれども、じゃ、次に伺って、おかしいなと思ったのが、この佐藤建設工業と大同エコメットが中間処理業者であるということを言い切りましたけれども、この辺のこと、どこの県の部署のどんな方に聞いて、そうお答えになったか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 吾妻の農業事務所農村整備の担当次長ということでございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） おかしいですね。もうちょっとちゃんと県土整備部とかその辺に聞いたのかなと思ったんですけれども、私、環境森林部環境保全課のほうへちょっと連絡入れて聞きましたらば、行政指導してもらえないのかということを知ったんです。そうしたら、そこの方は佐藤建設工業と大同エコメットは中間処理業者じゃないんで、指導できないんだという答えをもらったんです。ですから、質問させていただいたんですけれども、中間処理業

者だということであるならば、中間処理業者の番号とか持っているはずですよ。それをちよっとお知らせください。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今現在調査中でございます。確認中でございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） いつごろ答えが出るのでしょうか。この私の質問中に、すぐ県土整備部に連絡入れればわかるんじゃないんですか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 時間につきましては、今判断ができません。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 何となくこれで見解が全然違っている、180度違って今話になってしまったなと思うんですけれども、もしこれが今、そこの農整部のほうへ聞いたということでもありますけれども、これで中間処理業者じゃなかった場合、何かこういう問題がこれから起こるのではないかなと思うんですけれども、中間処理業違反とかいう問題が起きると思いますけれども、それに関してはどのようなお考えでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、確認が済んでおりませんし、それ以上のお話はここではできないと思います。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） それも一理あるとは思いますがけれども、何というのかな、確定がしなければ何も考えが述べられないということでは、なかなかこうやって討論ができないなというように気がしてまいりますけれども、じゃ、そのことはしっかりと調べてもらって報告願いたいと思いますけれども、報告はしていただけますか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、調査後報告をしたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） では、次に移りたいと思いますけれども、6月議会のときに箱島住宅団地がある隣で、囲ってあるところ、正式名称はどういう名前になっているかわからないんですけれども、皆さん大体箱島混合所というような名前でも業者の方々は言っていたところなんですけれども、そこでずっと鉄鋼スラグとバージン砕石をまぜ合わせて、ユンボみ

たいなあれでガシャガシャやって、まぜ合わせていたらしいんですけども、この鉄鋼スラグが産廃だということがある程度決定しまして、長野県のほうの最終処分場のほうへ行ったということは6月議会で申し上げました。その後、県のほうが今調査しているので、その調査結果に従って、町としても判断していきたいというような答えが6月議会であったと思いますけれども、県の調査結果、それを教えていただきたいと思います。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、8月の上旬ごろまで搬出等がかかりまして、それから2か月経過しないとその結果が出てこないということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 2か月という数字がどうしてもそれが検査するのに必要だということであるならば、それは仕方がないなと思いますけれども、そこに住んでいる住民は一刻も早く、どういう結果なんだということが知りたいんだと思います。産廃があったんだ、横にあったんだという、本当に、特に小さなお子さんを持っているような若いご夫婦にしてみれば、すごく不安が今、募っていると思います。それに対して、町はまあ2か月というぐらいの時間が必要なんだということで今も県の様子をうかがっているということでありましてけれども、私が最後に壇上で最後に言ったように、町は被害者なんだという、そういう認識が必要なんじゃないでしょうか。そんなものを産業廃棄物を危険なフッ素や六価クロムがまざった鉄鋼スラグが置いてあったと。そこでまぜていた、ほこりがすごく上がっていたということを知れば、町はもっと積極的に県や国に働きかけて、調査を何とかしてくれと働きかけるのが普通だと思いますけれども、そういうような積極的な働きかけはしたんでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その都度、催促等の確認をとっておるところでございます。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） どしどしそのような働きかけをしていてもらいたいと思います。なかなか見ていると、事が進まないなと思っているもんですから、何せこの問題が起きなければ萩生の川西地区の問題も1年間敷砂利として鉄鋼スラグが大量に入った道路があったわけです、1年間。その間には子供たちもその敷砂利のところまで遊んだでしょうし、冬になれば北風が吹いて、ほこりが舞ったと十分考えられます。この問題が起きた途端に、あっという間に舗装をかけた。きっと後ろめたいものがあったんだと思います。そういうことがありま

すんで、わかった時点でどんどん働きかけて、この町の町民を守るんだと、そういう気概を持って町政を執行していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民の皆さんの健康第一ということでございますので、今後そういうことで県・国等にも問い合わせをいたしまして、確認をしたいと思っております。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 何となく6月議会での答弁とそれほど変わらないかなと思ってしまうわけなんですけれども、本当に新たに見つかった天狗の湯の近くの国交省が工事したリンゴ園の中の敷砂利の中に鉄鋼スラグが入っているような問題にしても、そこは人間が食べる果物をつくる場所なんです。そういうところに危険なものが入っている。1月から産廃というものにある程度決まったものが入っている。その認識ですよ。その認識が必要なんじゃないかなと思うんですけれども、そうやって萩生地区は圃場整備ですから、農作物、つくるその現場です。そういう中に入っていたんだ。本来ならば町長が先頭に立って、そういうものは取り除いてくれと働きかけるのが本当かなと思ったんですけれども、そう考えは全然ありませんか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そこに入っているという確認ができますれば、当然即刻その処置を行うということになります。

○議長（橋爪英夫君） 9番、金澤敏議員。

○9番（金澤 敏君） 時間がないと思いますので、じゃ、確認の作業をぜひ町としてもやってもらいたいと思います。県や国に聞いてどうですかじゃなくて、みずから進んで調査する、その姿勢が大切だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋爪英夫君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その手法等につきまして、国・県とその手法等を検討して確認してまいります。

○議長（橋爪英夫君） 以上で金澤敏議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

◎議員派遣の件について

○議長（橋爪英夫君） 日程第2、議員派遣の件についてを議題といたします。

10月27日開催、吾妻郡町村議会議長会主催の町村議会議員研修会、10月29日開催、群馬県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会、11月5日、6日、8日、9日及び10日開催の議会報告会、11月20日開催の群馬県市町村振興協会主催、群馬県市町村トップセミナーについては、会議規則第127条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣の件のとおりと決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決定いたしました。

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長(橋爪英夫君) 閉会の前に町長の挨拶をお願いします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 平成26年第3回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に開会をされました今期定例会におきましては、人事案件2件、報告関係4件、条例関係3件、決算関係9件、予算関係6件、その他4件を提案させていただき、全て原案のとおりご議決をいただき本日閉会の運びとなりました。議員各位の開会中における熱心かつ活発なご審議、町政に対する熱意に対しまして感謝を申し上げる次第でございます。

さて、町の当面する行事といたしましては、20日に東吾妻ふるさと祭りが駅前を中心に実施をされます。また、26日に戦没者追悼式をコンベンションホールで、10月11日にはあがつまふれあい公園でのグランドオープン式典が挙行の予定でございますので、ご参列を賜りたいと思っております。

なお、これから吾妻郡民体育祭などが予定されており、公私ともにご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のために、議員活動にますますご精励くださるようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（橋爪英夫君） 閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

平成26年第3回定例会は、9月4日から本日まで14日間にわたり開催され、平成25年度各会計決算9件、26年度補正予算6件、条例関係3件及びその他の執行部提案6件に加え、委員会提出議案1件、陳情書の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。

また、町政一般質問には6人が立ち、ここに終了することができました。

14日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また諸般にわたりご協力いただきました執行部の皆様に心からお礼を申し上げます。

迎える秋はスポーツ行事や秋祭り、穫り入れ等、多忙な時期となります。9月28日には郡民体育祭も草津町を会場に予定されております。

健康には十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（橋爪英夫君） これをもって、平成26年第3回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 1時23分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 橋 爪 英 夫

署 名 議 員 山 田 信 行

署 名 議 員 水 出 英 治

署 名 議 員 茂 木 恒 二